

令和6年第3回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 天内慎也

目 次

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 開催日時 | 1 |
| 2 | 開催場所 | 1 |
| 3 | 審査案件 | 1 |
| | 出席委員 | 1 |
| | 欠席委員 | 1 |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| | 事務局出席職員の職氏名 | 2 |

1日目 令和6年9月13日（金）

| | | |
|--|--------------------------|----|
| | 開会 | 3 |
| | 開議・審査方法 | 3 |
| | 長谷川章悦委員（自民クラブ） | 3 |
| | 1 農業政策について | 3 |
| | 2 青森市斎場建替事業について | 9 |
| | 3 空港有料道路無料化について | 9 |
| | 木村淳司委員（創青会） | 10 |
| | 1 病院事業会計決算について | 10 |
| | 奈良祥孝委員（市民クラブ） | 27 |
| | 1 歳入について | 27 |
| | 休憩 | 31 |
| | 再開 | 31 |
| | 工藤夕介委員（公明党） | 39 |
| | 1 耳で聴くハザードマップの周知状況について | 39 |
| | 赤平勇人委員（日本共産党） | 41 |
| | 1 ごみ出し支援について | 41 |
| | 2 樹木管理について | 43 |
| | 3 子どもの遊び場について | 45 |
| | 4 放課後児童会について | 47 |
| | 蛭名和子委員（立憲民主・社民） | 49 |
| | 1 救急医療対策費について | 49 |
| | 2 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業について | 52 |
| | 3 第80回国民スポーツ大会開催準備事務について | 53 |
| | 相馬純子委員（無所属） | 55 |
| | 1 学校の施設、設備について | 55 |
| | 休憩 | 59 |
| | 再開 | 59 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 小倉尚裕委員（創青会） | 59 |
| 1 雪対策について | 59 |
| 竹山美虎委員（市民クラブ） | 65 |
| 1 水道事業会計について | 65 |
| 2 下水道事業会計について | 65 |
| 山本武朝委員（公明党） | 67 |
| 1 市民税について | 67 |
| 散会 | 76 |
| 2日目 令和6年9月17日(火) | |
| 開議 | 77 |
| 村川みどり委員（日本共産党） | 77 |
| 1 盲・聾学校統合による周辺環境整備について | 77 |
| 2 令和5年度の学校営繕対応状況について | 79 |
| 3 エアコン設置について | 80 |
| 4 学校給食について | 81 |
| 5 市役所広場の管理について | 81 |
| 小熊ひと美委員（立憲民主・社民） | 83 |
| 1 中国帰国者等支援事業について | 83 |
| 2 放課後児童会について | 85 |
| 3 犬、猫等の抑留及び処分について | 86 |
| 4 ラスパイレス指数について | 88 |
| 小豆畑緑委員（自民クラブ） | 90 |
| 1 マイナンバーカードについて | 90 |
| 工藤健委員（市民クラブ） | 95 |
| 1 1人1台端末について | 95 |
| 天内慎也委員（日本共産党） | 97 |
| 1 旧大栄小学校の廃校後の利活用について | 97 |
| 2 病院事業について | 99 |
| 休憩 | 102 |
| 再開 | 102 |
| 発言の申出（総務部長（小野正貴君）） | 102 |
| 澁谷洋子委員（自民クラブ） | 103 |
| 1 ふるさと納税について | 103 |
| 2 りんごセンターについて | 107 |
| 3 青森公立大学について | 111 |
| 採決 | 113 |
| 閉会 | 114 |

1 **開催日時** 令和6年9月13日（金曜日）午前10時～午後4時35分
令和6年9月17日（火曜日）午前10時～午後1時36分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第124号 決算の認定について
(令和5年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算)

議案第125号 決算の認定について
(令和5年度青森市病院事業会計決算)

議案第126号 剰余金の処分及び決算の認定について
(令和5年度青森市水道事業会計決算)

議案第127号 決算の認定について
(令和5年度青森市自動車運送事業会計決算)

議案第128号 剰余金の処分及び決算の認定について
(令和5年度青森市下水道事業会計決算)

議案第129号 剰余金の処分及び決算の認定について
(令和5年度青森市農業集落排水事業会計決算)

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 渡部伸広 | 委員 | 竹山美虎 |
| 副委員長 | 天内慎也 | 委員 | 柿崎孝治 |
| 委員 | 小熊ひと美 | 委員 | 澁谷洋子 |
| 委員 | 相馬純子 | 委員 | 村川みどり |
| 委員 | 奈良祥孝 | 委員 | 木戸喜美男 |
| 委員 | 工藤夕介 | 委員 | 工藤健 |
| 委員 | 関貴光 | 委員 | 山本武朝 |
| 委員 | 赤平勇人 | 委員 | 小豆畑緑 |
| 委員 | 蛭名和子 | 委員 | 長谷川章悦 |
| 委員 | 木村淳司 | 委員 | 小倉尚裕 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-----|----|--------------|-----|----|
| 副市長 | 赤坂 | 寛 | 保健部長 | 千葉 | 康伸 |
| 副市長 | 横山 | 英大 | 経済部長 | 横内 | 信満 |
| 教育長 | 工藤 | 裕司 | 農林水産部長 | 大久保 | 文人 |
| 企業局長 | 鈴木 | 裕司 | 都市整備部長 | 中井 | 諒介 |
| 代表監査委員 | 出町 | 文孝 | 都市整備理事 | 土岐 | 政温 |
| 総務部長 | 小野 | 正貴 | 浪岡振興部長 | 舘山 | 公文 |
| 総務部理事 | 村上 | 靖 | 市民病院事務局長 | 奈良 | 英文 |
| 企画部長 | 金谷 | 浩光 | 会計管理者 | 山谷 | 直大 |
| 企画部理事 | 長内 | 哲史 | 教育委員会事務局教育部長 | 大久保 | 綾子 |
| 税務部長 | 横内 | 修彦 | 教育委員会事務局理事 | 武井 | 秀雄 |
| 市民部長 | 佐藤 | 秀彦 | 水道部長 | 三浦 | 大延 |
| 環境部長 | 佐々木 | 浩文 | 交通部長 | 佐々木 | 淳 |
| 福祉部長 | 岸田 | 耕司 | | | |

○事務局出席職員の職氏名

| | | | | | |
|---------|-----|----|---------|----|----|
| 議会事務局次長 | 佐々木 | 正幸 | 議事調査課主査 | 久保 | 拓哉 |
| 議事調査課課長 | 山田 | 法人 | 議事調査課主査 | 北山 | 賢臣 |
| 議事調査課主幹 | 風晴 | 英樹 | 議事調査課主査 | 杉浦 | 晃平 |
| 議事調査課主査 | 石田 | 彩美 | 議事調査課主事 | 笹 | 雄貴 |

1日目 令和6年9月13日（金曜日）午前10時開会

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに私から御報告いたします。柿崎孝治委員から、通院のため少し遅れるとの報告を受けております。

それでは今期定例会において本委員会に付託されました議案第124号「決算の認定について」から議案第129号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計6件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第124号「決算の認定について」から議案第129号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月10日に開催された、本委員会の組織会の終了後に、質疑者は16人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第124号「決算の認定について」から議案第129号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自民クラブの長谷川章悦でございます。

決算特別委員会に当たり、私から質疑をさせていただきます。

まず、6款農林水産費1項農業費3目の農業振興費であります。農業政策についてであります。

県の発表では、2023年度の県内の新規就農者数は、前年度比29人増の286人とのことであります。就農形態別では、農家出身者が84人、非農家出身者が142人、

新規学卒者が 60 人、特に、果樹主体の新規就農者は 103 人、44 人の増という、過去最多になったということでありますけれども、本市の新規就農者数についてお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)長谷川委員の本市新規就農者の状況についての御質疑にお答えいたします。

青森県におきましては、去る 8 月 29 日、令和 5 年度の本県新規就農者の状況を発表したところであります。その概要であります。令和 5 年度に農業を職業として選択し、年間の農業従事日数がおおむね 150 日以上あったもので、15 歳以上 65 歳未満の者を新規就農者として定義し、その数を、就農形態別、年代別、経営形態別、営農類型別に公表したところであります。

本市におきます令和 5 年度新規就農者数は全体で 13 人となっており、令和 4 年度に比べまして 2 人増加している状況であります。その内訳であります。就農形態別では農家出身者が 5 人、非農家出身が 7 人、新規学卒者が 1 人となっております。また、年代別では、15 歳から 29 歳が 4 人、30 歳から 39 歳が 4 人、40 歳から 49 歳が 4 人、50 歳から 59 歳が 1 人となっております。営農形態別では、独立自営が 11 人、親の経営に参加した者が 2 人となっております。また、営農類型別では、果樹主体が 7 人と多く、次いで水稲主体が 3 人、施設野菜、露地野菜及び畜産主体がそれぞれ 1 人となっております。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 毎年、二、三人ずつぐらい増えているのかな、それでも。増えてはいるけれども、なかなか辞める人も、正直、多いもんですから、なかなかね、大変だと思いますけれども、まず、これについてはよろしいです。

次に、リンゴ放任園対策についてであります。

先般の新聞報道では、弘前市はリンゴ放任園ゼロを目指して伐採作業を実施しているとのことでもあります。

本市の放任園の現状と取組についてお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 放任園の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市が実施いたします放任園対策につきましては、浪岡地区りんご共同防除組合連絡協議会と連携しながら、浪岡地区の園地を巡視し、管理状態の悪い園地の把握及び指導を行っているところであります。

令和 5 年度の実績では、5 月 9 日に浪岡地区の園地を巡視したところ、周辺園地への影響が大きく、早急に伐採を必要とする放任園は、6 園地、1.9 ヘクタール、また管理が粗雑な粗放園など、周辺園地への影響が懸念されます園地が 28 園地、12.7 ヘクタールとなっております。

これら当該園地の所有者に対しましては、園地への適正管理を行うよう指導しているところであります。また、6月30日には、改善が図られていない園地に対しまして、再点検を実施し、改めて指導しているところであります。

市といたしましては、放任園等が病害虫の発生元となる可能性もありますことから、県や浪岡地区りんご共同防除組合連絡協議会及び青森農業協同組合等の関係機関とも連携しながら、引き続き適正な管理を要請しますとともに、高齢で経済的に自ら樹木を伐採できない場合には、県の青森県果樹放任園発生防止等対策事業を活用し、所有者本人の同意を得た上で、リンゴ樹木の伐採事業を実施するなど、放任園等の解消に取り組んでいるところであります。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 弘前では、放任園が57ヘクタールですか、あるけれども、今1.5ヘクタール、伐採しているということでありますけれども、費用が200万円、そのうちの180万円が、市が補助金を出しているというようなことでゼロを目指して頑張っているということであります。まあ、リンゴはほとんど浪岡ですけれども、部長もよく、畑に行ってみてだと思いますけれども、大変な状況になってきています。ということですので、できれば、その辺も踏まえて、弘前とか、平川とか黒石は、もうリンゴで食っていけるようなものですから、手厚い補助を出していますけれども、青森市もね、浪岡もかつては町村日本一生産量を誇った浪岡でありますので、それぞれ皆さん、頑張っていますけれども、そういうことでいろいろ御配慮いただければなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次にリンゴの作付面積とリンゴの経営体数についてお願いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 初めに、先ほど新規就農者数の答弁の中で、営農形態別で、自立経営が11人、親の経営に参加するのが2人と申し上げましたが、正しくは経営形態別でありましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

続きまして、本市のリンゴ園地面積と経営体数についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県が実施しておりますリンゴ栽培面積実態調査によりますと、本市の2024年のリンゴ園地面積は、2023年に比べまして、新植が多く行われましたことにより、9ヘクタール増加し、1685ヘクタールとなっております。

また、2020年農林業センサスによりますと、本市における農業経営体数は、1470経営体となっており、このうちリンゴ作付経営体数は655経営体で、全体の約45%を占めております。

しかしながら、生産者の高齢化や後継者不足により、リンゴ作付経営体数は、2015年、801経営体に比べまして、約18%減少しており、担い手不足が進んでいる状況にあります。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 先ほど申しましたけれども、そういう深刻な状況になってきているのではないかなと思います。

県のまとめにも、非常にこの、2023年度に比べて、今年度も9月に400ヘクタールも減少しているという結果も出ておりますし、高齢者で離農者が増えていることが背景にあるという、まさにそのとおりです。

今、この農林業センサスにおいても、言ってみても、75歳以上の方が25.1%もいるというふうな現状になっています。

私も去年からやってましたけれども、私の近くも——私は75歳だけれども、70歳の方が五、六人いますよ。80歳以上の方が3人います。こういう人たちも、もうあと10年もできるかできないか15年できるかできないかというふうな状況になって、伐採してる人が結構出てきました。

あれを見ると本当に、悲しい感じがしますけれども、何とかできないかなあと、日本農業にお願いして、植えてもらえばいいんだけど、それもなかなか簡単にいかないと思いますけども、現状は本当にそういう状況で、農業者にとっては、リング作りにとってはなかなか大変だと思いますけれども、恐らく市の政策としても、いろいろ掲げているわけですがけれども、なかなか難しいかなということを思いますけれども、できるだけ、そういう農業者に寄り添っていただければなと思っていました。

それでは次に、省力化栽培りんご園地環境整備事業補助金についてでありますけれども、年々減少する、担い手不足に対応するために、省力化を推進して、持続可能なりんご産地の推進を図るため、省力化栽培（矮化、超高密植栽培等）と併せて、労働環境の改善や災害に強い園地の確保、循環型農業の推進を行うりんご生産者を支援するというところであります。今年度の補助金の実績についてお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農業政策のうち、省力化栽培りんご園地環境整備事業についての御質疑にお答えいたします。

省力化栽培りんご園地環境整備事業につきましては、1つに、休憩場や簡易トイレの設置など労働環境の改善が見込まれる施設、高所作業車など省力化機械の導入、2つに、防風網の張り替えなど、災害に強い園地づくりに必要な設備の整備、3つに、ウッドチップパーなど循環型農業を実施できる機械の導入、施設の整備に対し支援を行っているところであります。

補助対象者は市内に住所を有し、市内で10アール以上のりんご省力化栽培を5年以上継続する者、補助率は補助対象経費の3分の1以内とし、1経営当たりの上限額が50万円となっております。

令和5年度におきます事業実績といたしましては、申請者8経営体、対象となる機械や設備の導入件数が9件となっております。

その内訳であります。労働環境の改善が見込まれる施設、省力化機械の導入といたしまして、乗用草刈り機の導入が6件、高所作業車の導入が1件、災害に強い園地づくりに必要な設備の整備といたしまして、防風網の張り替えが2件となっております。これら補助金は総額で234万4314円となっております。

市といたしましては本事業を活用していただくことで、安定したリンゴ生産体制を構築し、意欲的にリンゴ生産に取り組んでいただけるよう支援してまいります。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

様々な補助金もあるけれども、対象の条件というのは非常にハードルが高いわけですね。矮化でなきゃ駄目だとか、高密植でなきゃならないとか、ということで、年齢は60歳以下で、後継者がある人でなければならないとか、いろいろ、あるけれども、非常に条件がクリアするのに大変だ。問題は、これから若い人で、どんどんやっていく人に関してはいいのかわかりませんが、その割には特別増えているわけではない。しかし、今、現に、さっき言った年齢層の人たちは、ほとんど該当しないわけですね。

私みたいに丸葉しかないところは、これから今、矮化をやるといったってなかなかできないし、ということは、なれば、結局、年配の方でも、私の草刈りの機械も今、危ないような状況になっていますけれども、替えれば七、八十万円もするんだよ。だけど、今、七、八十万円も出して草刈り買ったって、いつ辞めるのか分からないような状況なわけだ。だけれども、それは該当しない。

だから、そういうのもあるし、それから前に言った五本松のね。水揚げポンプが故障して、なかなか水の確保が大変で、ため池から汲んだりというような状況で、いろいろ市と協議してお願いしましたがけれども、県の補助事業だと思いますけれども、当時、昭和56年ですから、もう40年も前の話です。その当時は20町歩なければ駄目だと。20町歩で、そして県の補助金を受けてやった。それから四十何年たつとポンプが壊れてしまった。今、10町歩くらいしかない。せば、該当にならないというふうなことなわけだ。ということになれば、結局、今70から80にかけて、頑張っている人たちがいるけれども、そういう人たちはほとんど対象にならないということになれば、果たしてどうかなと思うし、四百万円か何ぼかのできるような話も聞きましたけれども、そういうのもね、もう少しこう、今頑張ってる年配の方にもね、手を差し伸べてやれるようなことも考えてもいいのではないかなと思います。

毎年毎年、そうかかるわけでもないし、そういう頑張っている人たちをやっぱり救ってやることも大事なかなと思います。スマート農業にしたって、簡単に誰もがやれるような農業ではないですね。高密植だって5分の1かな、補助金があるけれども、それできなくて、支柱からワイヤーからかなりかかるわけじゃん。それでも、やる人もやってるし、今70来る人でも、やった方もありますけれども、

でもそういう人がね、かなり厳しいのかなという感じがいたします。

ですから、先ほども申しましたけれども、市独自でもね、幾らかでも手助けできれば、頑張れる農業者がいるということも考えて、少し手厚く考えていただければなというふうに思います。なかなか厳しいだろうと思いますけれども、まあ、実際私も去年からやってみて、畑に行くことになってから、いろいろ、聞いてて分かったんだけど、今まではそんなに感じなかったんだけど、実際やってみれば、そういう人たちの苦労話を聞けば、そうだなあという思いに駆られているこの頃です。

最後に、農業関係の最後でありますけれども、農林水産事業者活動継続支援事業についてであります。農林水産業に対する生産資材等への支援に要する経費の補助ということで、その対象は一次産業——農業、林業者、漁業者となっておりますよね。

特に、農業者への補助金の実績についてお願いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市農林水産事業者活動継続支援事業の実績についての御質疑にお答えいたします。

青森市農林水産事業者活動継続支援事業につきましては、農林水産省が公表しております、農林水産統計の農業物価統計調査におきます令和2年度を基準とした、令和5年の農業物価指数におきまして、種苗、苗木、肥料、飼料、農業薬剤等の生産資材の価格指数が高騰していること、また、ホタテガイ養殖業者等からの聞き取りにおいて、燃料費等に要する経費が約20%程度、高騰していることなどの状況を踏まえまして、国の交付金を財源とし、エネルギーや物価の高騰の影響を受けます農業、林業及び漁業の一次産業者に対しまして、経営活動に必要な生産資材等の経費を支援するため、1事業者5万円の助成を行ったところであります。

なお、本事業につきましては、令和5年度に2回実施しており、1回目は令和5年6月1日から8月31日まで、2回目につきましては令和6年1月15日から2月29日までを申請受付期間として実施したところであります。

同事業の対象者につきましては、自家消費を除く販売用生産者として、2020農林業センサスにおける経営体数に基づき、農業者を1470者、林業者を23者、また、漁業者については、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の令和4年度組合員221者、これらの合計1714者を対象として見込んだところであります。

その実績であります、1回目は、農業者1084者、林業者11者、漁業者149者の計1244者に交付し、対象見込み者に対する交付率は72.6%、交付金額が6220万円となっております。

また、2回目につきましては、農業者1075者、林業者11者、漁業者147者の計1233者に交付し、対象見込み者に対する交付率が71.9%、交付金額は6165万円となり、1回目と2回目の合計額が1億2385万円となっております。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 先ほどいろいろ申し上げましたけれども、非常になかなか、今、農業者も大変な岐路に立たれている現状の中でありますので、ひとつ、これから市としても、農業者の話を聞きながら、何が一番いいのかということを考えながら、これからやっていただければありがたいなと思います。どうもありがとうございます。

次に、4款衛生費3項斎場費1目斎場費について。

斎場建替事業についてでありますけれども、これも新聞だと思っておりますけれども、本市の令和5年度の火葬件数が増加傾向にあり、火葬件数は旧浪岡、旧青森との合併初年度の2836件に比べると、1300件も増え、4165件に上って過去最多だ。そして、火葬まで1週間もかかるという、市民の声も聞こえてるようなことですが、斎場の建て替えについては、令和5年度、事業者選定・設計、令和6年度から建設、令和8年10月に供用開始予定というふうになっておりますけれども、現在の進捗状況についてお伺いたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員の青森市斎場建替事業についての御質疑にお答え申し上げます。

青森市斎場建替事業につきましては、昨年12月の市議会定例会におきまして、契約議案などの御議決を頂き、その後は基本設計業務を進めてまいりました。

本年度、基本設計業務を終了し、8月には青森市景観審議会におきまして、周辺の景観との調和など景観形成について御審議いただき、現在は詳細設計業務を進めております。この詳細設計業務と並行して、10月には、現在の斎場の敷地中央にあります庭園の位置に駐車場を整備するための工事に着手する予定であります。この工事は、新たな斎場を現在の駐車場の位置に整備するための先行整備でありまして、新たな駐車場が完成した後は、現在の駐車場は解体し、年度末には新たな斎場の工事に着手する予定としております。

新たな斎場は令和8年8月を完成予定としておりまして、同年10月に供用開始の予定となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

よろしいです。それでは最後に、空港有料道路無料化について。

これまで、この問題については、重点要望として県に要望してきたけれども、一向に実現の眺望が見られなかったのが、この空港有料道路無料化ではなかったかと思えます。

当初の料金徴収期間は30年間、平成29年7月までとしておりましたけれども、多額の債務残高が見込まれるということで、さらに、往復割引はしているものの、10年間の延長が余儀なくされました。

市議会や県議会でも、この問題については何人かの方が取り上げてきましたけれども、昨年の9月の県議会定例会では、県は2027年7月18日の料金徴収期間終了までに債務償還が完了するというので答弁していたと思います。

したがって、債務償還完了ということは、無料化に拍車がかかるのではと思いますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長谷川委員の青森空港有料道路無料化についての御質疑にお答えをいたします。

青森空港有料道路の料金徴収につきまして、県では、青森県道路公社が管理運営する青森空港有料道路の通行料金徴収期間を、当初、平成29年7月までとしておりましたが、期間満了時においても多額の債務残高が見込まれましたことから、さらに10年間延長し、令和9年7月までとし、あわせて、平成29年7月からサービス向上策として実施しております、車種にかかわらず復路が100円となる往復割引の社会実験を令和7年3月31日までの予定で実施しており、本市ではこれまで県に対し、早期無料化とサービス向上策の継続を要望してまいりました。

青森空港有料道路の債務償還につきましては、交通量が堅調に推移しており、県では料金徴収期間満了である令和9年7月まで債務償還が完了すると考えていると伺っております。

青森空港有料道路の無料化につきましては、青森・浪岡両地区相互間の豊かな地域社会の形成との観点から重要なものと考えておりますことから、市民をはじめ、利用者の安全・安心の確保と利便性の向上のため、今後も県への要望を継続してまいります。

以上であります。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 これまで、実現できないものを何で県の重点要望に毎年掲げるんだといったこともありましたけれども、ようやく何か、2年後ですか、無料化になりそうな感じがしてきましたし、今、津軽横断道もどんどん工事できて、今、浪岡のほうへ来ていますけれども、これと一緒に無料化も実現すればいいのかなという感じがいたします。まあ、それは無料化と併せて、津軽横断道もこれから一生懸命に働きかけて、早期に実現することを期待します。ありがとうございました。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）創青会の木村淳司です。

令和5年度青森市病院事業会計決算書4ページに関連して質疑いたします。

決算書の数字を見ると、経営状態がいいのか悪いのか、どこがどれくらい悪いの

かは、おおむね判断ができます。よって今回は決算書の数字について質疑をし、なぜそういう状況になったのか、質疑を通じて明らかにしていきたいと考えております。

早速質疑いたします。令和5年度の決算書には、13億円の補助金が記載されています。この内容についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 木村委員からの補助金の内訳についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度決算における医業外収益のうち、補助金13億80万1000円の内訳につきましては、他会計補助金が、新型コロナウイルス感染症に係る病床確保料の減に伴う基準外繰入金6億5752万円、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費等、その他一般会計からの繰入金2億2657万6000円の計8億8409万6000円、国庫補助金が、臨床研修費に係る補助金695万3000円、県補助金が、新型コロナウイルス感染症に係る病床確保料4億727万9000円、その他、新型コロナウイルス感染症に係る設備整備に係る補助金等247万3000円となっております。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 ありがとうございます。

大きなものは、一般会計からの基準外繰出金の約6億5000万円、さらに、国からのコロナ関連の病床確保料、約4億円とのことでした。

次に、一時借入金について質疑いたします。令和5年度の決算書に記載されている一時借入金は13億円と記載されております。

一時借入金とは、その名のとおり、年度内に資金需要が発生した場合に、借りては返すを繰り返す、一時的に借りて、すぐに返すことを繰り返すものと認識しております。

そこで質疑いたします。まず1つ目、令和5年度の一時借入金は何の目的で借入れたのか、そして、その借入先をお示してください。

それから、2点目、令和4年度末の一時借入金額は幾らだったのかお示してください。

3点目、今年度、8月末日現在の一時借入金の金額をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 一時借入金についての再質疑にお答えいたします。

市民病院では、事業資金として一時借入れを行っており、令和5年度末時点での借入金13億円につきましては、市中銀行から借入れし、令和6年4月12日に全額返済しております。その後、4月15日に水道部から3億円、8月30日に一般会計から10億円を借入れしており、8月末時点での借入金は13億円となっております。なお、令和4年度末時点での一時借入金は6億円で、市中銀行から令和5年3月31日に借入れしたものであります。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 現在の市民病院の資金繰り、それから経営の状態を見るために、一時借入金の状況をお聞きしました。

コロナ関連の補助金が昨年度は大幅に減額されましたので、経営が厳しくなった。そして、今年度も厳しい状況が続いているということが理解できました。

一時借入金の金額は、令和4年度末の6億円から令和5年度末は13億円に増加しています。今年度も同じような経営状態が続くとすると、年度末に一時借入金がさらに膨らんでいる可能性もあると考えます。もちろんほかの名目が変わっているかもしれないんですが、決算書の中で負債の項目が増えることは変わりありません。

私は、市民病院は令和6年度末に債務超過に陥ると予想しています。私が問題視しているのは、こうした経営状態の市民病院の経営実態、これを市議会で何の議論もないまま、公費の投入が際限なく続くことを問題視しています。

再度、市民病院の令和5年度決算の総括をしますと、コロナ期間は補助金で黒字経営ができていたものが、コロナが終わり、補助金が減らされる中で、患者数が回復せず、エネルギー価格の高騰や物価高で経費も増え、経営難に直面しているということです。

私は、市民病院の経営悪化の原因は、本当に外部環境の変化だけによるものなのか検証が必要だと考えます。

そこで質疑いたします。入院・外来の患者数と収益、繰入金、最終的な損益、それぞれについて、直近の状況を踏まえて、令和6年度の見込額をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 患者数等の見込みについての再質疑にお答えいたします。

令和6年4月から7月までの患者数につきましては、入院延べ患者数が前年度と比較し1076人増の2万8887人、外来延べ患者数が前年度と比較し821人増の5万8295人となっております。今年度の患者数につきましては、年度が始まり、まだ4か月分の実績でありますことから、当初予算の入院延べ患者数9万9591人、外来延べ患者数18万3319人と見込んでおります。

同じく、7月までの医業収益につきましては、入院収益が前年度と比較し、約2億円増の約19億8000万円、外来収益が前年度と比較し約600万円増の約7億2000万円となっております。今年度の医業収益につきましては、当初予算において、入院収益約68億2338万円、外来収益約24億1798万円と見込んでおります。

また、繰入金及び損益につきましても、当初予算において、約15億4790万の繰入金で、約2億7723万円の損失を見込んでおります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 昨年度の令和5年度に引き続き、今年度も厳しい経営状況が続い

ているものの、今のところは、患者数、収益も昨年度を上回っているとのことでした。

当初予算の見込みでいけば、市からの繰入金、赤字額も令和6年度末には、令和5年度よりは減少して、昨年度よりも市の歳出、市の負担の目安の金額が5億円以上減る計算になっています。しかし、依然として赤字であることには変わりはありません。また、この当初予算に基づく見込みの数字であっても、令和6年度末には債務超過ぎりぎりという形になります。また、今年度7月までの患者数のペース、こちら当初予算の見込みに比べると約15%ほど少なくなっており、実際には、医業収益、これは見込みを下回る可能性が高いのではないかと考えます。経費削減など、医師や看護師の方、事務職員の方々の頑張りだけでこの経営難を何とかするというのは難しいのではないかと考えます。

そもそも、コロナ前にも既に青森市民病院は債務超過に陥っており、市民病院単体の経営努力では経営改善が難しいと判断し、県立中央病院にとってもメリットがあるということで、当時の小野寺市長と三村知事が経営統合という決断をなされたと私は認識しています。確かに経営統合は、絶対に必要だと考えます。しかし、県病と経営統合すれば問題は解決するというのは、認識が甘いのではないかと考えています。

前回、債務超過に陥った際は、コロナの補助金があり、救われました。しかし、今回はそうした奇跡が起きない限り、市の巨額の財政支出は免れません。

市民病院の経営改善のヒントを探るためには、市民病院が青森保健医療圏において、どのような位置づけにあるのか、しっかりと把握することが重要だと考えます。

そこで、統合先であり、圏域内の高度急性期医療を行う県立中央病院と市民病院の令和5年度の経営状況の比較をしたいと思えます。県病と市民病院を比較することによって、いかに市民病院が厳しい経営状況に置かれているか、青森市の中核病院である市民病院が、青森保健医療圏において、どのような役割を果たすべきかということが改めて明らかになると思えます。

こちらを御覧ください。数字で見る青森市民病院の経営状況ということで、これは令和5年度決算の数字を統合先の県病と市民病院で比較したものです。

まず、医療による収益を比較します。これは、医療だけの純粋な収入と支出、それからその収入と支出を差引きした損益を示したものになります。これは県病の数字です、県病約260億円、これが収入になります。市民病院の収入は幾らかと言いますと、市民病院約83億円です。医療による収入が約83億円になります。つまり、この収入の面でいうと約3倍の開きがあると。県病の収入は市民病院の3倍なんです。

次に、患者の数はどうかというところを見ていきます。患者の数は、まず入院患者から見ていきます。こちら県病の数字です。県病は1日当たり482人です。真ん中の数字で482人になります。次に、市民病院は233人です。ということは、約2

倍ということになります。市民病院は 233 人、県病は 482 人、2 倍なんです。患者数でいうと、市民病院の 2 倍の数が県病と。

そして、これ、先ほど申し上げたように、収入という面では、県病が 260 億円、市民病院は 83 億円です。要するに、収入は 3 倍開きがあるけれども、患者の数は 2 倍しか変わらないと。これなぜかと。やはり単価が違うんじゃないかということになります。

次は、単価を見ていきます。まず、入院の単価を見ていきます。これは県病です。県病は入院の単価が約 9 万円になっています。9 万 233 円というところです。一方、市民病院は約 6 万 5000 円です。県病の入院単価が約 9 万円、市民病院は約 6 万 5000 円、単価でいうと、7 割ですから結構健闘していると。1.4 倍です。県病は市民病院の単価の 1.4 倍ということで、3 倍収益に開きがあるけれども、単価は 1.4 倍だと、結構健闘しているなという形だと思います、入院に関しては。ということは、やはりこれは入院患者数の違いが入院収益という面で差があるんじゃないかということになると思います。

そこで、病床利用率というのを見ていきます。病床数というのをまず見ていきます。病床数は、県病が 684 床——病床数というのは、病院の規模を純粹に比較する基準になるものです。県病 684 床、一方、市民病院は 459 床になります。つまり、規模でいうと約 1.5 倍の違いがあるということです。病床利用率は、県病約 70.5% に対して、市民病院が約 50%。約 70.5% に、約 50% ということになっています。かなりやっばり開きがあります。

そこで質疑をいたします。県立中央病院と比べ、市民病院の病床利用率が低い傾向にあるのはなぜでしょうか。また、こうした状況を改善するためにどうするべきと考えるか、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 病床利用率についての再質疑にお答えいたします。

県立中央病院は、県全域を対象にした高度、専門、政策医療の拠点病院として、高度急性期医療を、一方、市民病院は青森地域保健医療圏における中核病院として急性期医療を担っております。

このため、両病院の医療機能は、急性期医療の面で一部重複しているものの、担っている役割は異なっており、対象となる患者に違いがありますことから、両病院では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響や、その後の受診行動変化による影響に違いがあるものと認識しております。

市民病院といたしましては、令和 5 年度の病床利用率が、青森市公立病院経営強化プランにおける見込みに対して厳しい状況にあると認識しておりますことから、今後の病院経営に当たりましては、病床数の見直しなど、プランに基づく取組を着実に進めるほか、患者動向等の環境変化に的確に対応するなど、さらなる経営改善に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁ありがとうございました。

確かに、県病は、がん治療などコロナに関係なく、治療しないといけない病気に対応しているイメージがあります。

また、御答弁の中で、患者数の動向等、環境変化への的確な対応という御答弁がありました。これは必ず実施する必要があると考えます。

そこで、もう少し分析を続けていきます。ちなみに、病床利用率を先ほど、県病を約70%に対して、市民病院約50%とお示しました。この経年の変化というのを見ていくと、コロナ前の令和元年度は、県病の病床使用率は82.1%、そしてコロナ後、令和5年度は、70%ですから、12%低下しています。

一方、市民病院は67.9%から50%へと約17%低下している状況です。先ほどは、入院に関していろいろと数字を見てきたわけですが、市民病院と県病の経営を比較すると、市民病院の病床利用率が低いことは問題なんです。入院患者さん1人当たりの単価では非常に健闘していると言えらると思います。先ほど、事務局長から御答弁があったとおり、県病は高度急性期、市民病院は急性期ということで、当然、県病のほうが単価が高いのが当たり前、その中で相当な健闘をしていると思います。

一方、外来診療はどうでしょうか。まず、市民病院の外来診療単価から見ていきます。外来診療の市民病院の単価は1万2000円となっています。市民病院は1万2000円です。では、県病はどうでしょうか。3倍近くの3万3630円になっています。

市民病院の3倍の単価なんです、外来診療が。しかも、これは、人数というのちょっと違いがあると。県病の外来患者は1日1213人に対して、市民病院は704人。県病が1210人に対して、市民病院が704人ということで、やっぱり2倍近い開きがある。単価は3倍、数も2倍開きがあるということで、外来収益において大きく水をあけられているといえます。

やはりこれは、市民病院の収益性が低いというのは、外来患者の単価が安いこと、これは非常に大きな要因になっていると考えます。まさか、一次医療を担う病院の先生が、単価の高い患者の紹介状は県病に送って、単価の低い紹介状を市民病院に送っているということはないと思います。

これは、先ほど本当に何度も御答弁いただいているように、県病がより高度な医療を行う病院だからということが主な理由と考えます。ですから、この単価に違いがあることは仕方のないことなのですが、今後、市民病院がより単価の高い医療サービスを行うことを目指すべきかどうか、これは私には判断しかねるところです。しかし、こうした状況だということ把握しておくべきだと考えます。

ここまでは収益面を見てきましたが、今度は経営分析に欠かせないもう1つの視点である費用の面を見ていきたいと思ひます。

こちらは見開きページになってますけれども、県病と市民病院の収益給与比率を

比較します。これは売上高人件費比率のようなもので、医業収益に対して、人件費の占める割合を示したものです。青いのが県病です。県病は45.3%に対して、市民病院は64.1%、収益に占める給与の割合が高いということになっています。

同じく、この経費のほうも同様に、県病は売上げに対して経費の割合が13%に対して、市民病院は20%となっています。県病は経費の医業収益に占める割合が13%で、市民病院は20%となっています。

そこで質疑いたします。医業収益に対する給与や経費などの費用が、給与や経費の割合が県病に比べ高くなっていますが、この要因は何だと考えているのでしょうか。また、改善のためにどのような対策が考えられるかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 医業収益に対する費用の割合についての再度の御質疑にお答えいたします。

市民病院の費用のうち、最も高い割合を占めるのは、給与費で52.1%となっております。給与費の医業収益に対する比率につきましては、今ほど議員のほうからも御紹介ありましたとおり、64.1%となっております。これは令和4年度の68.1%からは4ポイント改善したものの、類似団体と比較しますと、やはり高い比率ということになっております。

この比率につきましては、医業収益の増や給与費の減により、数値が減少することから、営業収益については、診療単価や患者数の増、給与費については、給与単価や職員数の減が一般的な対策として考えられます。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 しっかりと数字を見て対策しなければならないという御答弁でした。ありがとうございます。

ただ、こういう御時世ですので、給与を上げなければならないという状況だと考えます。特に、看護師の方は求人も非常に多いですので、きちんと待遇を考えないと、離職率が上がってしまって職員が定着しないという可能性もあります。よって給与を減らすのではなくて、職員数の減、これが可能であれば、ぜひ取り組むべきではないでしょうか。

多少の基準外繰出金は、公立病院なので仕方ないとしても、基準外繰出金が膨らむ、巨額の赤字が出るというのは、そもそも患者数の見込みが需要と供給、この見込みが合っていないということが考えられます。

令和3年11月の「県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会」の報告書によれば、令和2年度病床機能報告における青森地域保健医療圏の一般療養病床数は3474床で、2025年の必要病床数3024床を上回っている。機能別では、高度急性期及び急性期が余剰、回復期が不足していると記載されています。つまり、ちょうど県病と市民病院が担っている医療が余剰ということなのです。

そこで質疑します。現在5割の市民病院の病床利用率を、県病と同程度となる7割以上とするために、現在459床ある病床数をできるだけ早く、現在の病床数の3分の2、300床程度にする必要があると考えますが、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 病床数の削減についての再質疑にお答えいたします。

市民病院では、本年3月に策定しました、青森市公立病院経営強化プランにおきまして、病床規模の適正化を図ることとし、令和7年までに許可病床を現在の459床から54床削減し、405床とすることとしております。

現在、稼働病床数や直近の病床利用率、医師・看護師の状況等を踏まえ適正な病床規模への見直しについて検討しているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 令和7年度までに病床数を54床削減するとのことでした。これは、積極的な経営改善に取り組んでいるということだと思います。ありがとうございます。また、医師・看護師数も状況等で見直しを行うとのこと。これは必ず必要になることだと思います。

そこで、医師や看護師1人当たりの収益について県病と市民病院を比較していきます。まず県病です。医師から比較していきたいと思います。

医師1人当たりの収益が県病は約1億6000万円となっています。そして市民病院は1億5000万円に迫る数字ということで、県と市、大健闘です。市民病院のお医者さん、かなり頑張ってもらってる。本当に頑張ってもらってると思います。県病が1億6000万円に対して市民病院が1億5000万円近いと。ほとんど同程度と言ってもいいと思いますよ。高度急性期と急性期という差がある。そして、病院の規模にも病床数で1.5倍、売上げでは3倍の規模の差があるにもかかわらず、医師1人当たりの収益、これには同程度と。相当奮闘していると言えらると思います。

そして次は、看護師1人当たりの収益を見ていきます。看護師1人当たりの収益、これは、県病約2990万円に対して、市民病院は約1888万円ということで、こちらはかなり差が出ています。看護師1人当たりの医療収益です、1.6倍ぐらい差があるということです。

さらに、コロナ前の令和元年度と令和5年度にかけての看護師1人当たりの収益の変化を次に見ていきます。

こちらは、県病のほうをまず見ていきます。県病は令和元年度から令和5年度にかけてこの一番下、看護師1人当たりの収益は1%増加しています。ほぼ横ばい、僅かに増えたという状態です。

一方、市民病院は、令和元年度から令和5年度にかけて看護師職員の方1人当たりの収益が約5%減少したということになっています。

看護師 1 人当たりの収益が、県は微増、市は減少という数字になってしまったわけです。

そこで質疑いたします。令和 5 年度決算における看護職員 1 人当たりの医業収益が、市民病院では、県立中央病院より低くなっていること、また、市民病院看護職員 1 人当たりの医業収益が、令和 5 年度には令和元年度と比べ低下していること、これをどのように考えるか、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 看護職員 1 人当たりの医業収益についての再質疑にお答えいたします。

県立中央病院は、県全域を対象にした高度、専門、政策医療の拠点病院として、高度急性期医療、一方、市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として急性期医療を担っております。

この役割の違いに伴い、提供する医療サービスの内容が異なっており、一般的には、県立中央病院のように、高度急性期医療を担う病院と急性期医療のみを担う病院を比較した場合、高度急性期医療を担う病院のほうが、医業収益及びそれに伴う費用が高額となる傾向にありますことから、市民病院と県立中央病院の医業収益の額につきましては、単純に比較できないものと考えております。

しかしながら、医業収益の向上は必要であると認識しておりますことから、引き続き、弘前大学に対し医師派遣の要望を行うなど、医師確保に努めるほか、地域の医療機関との連携による紹介患者の確保、各種診療報酬の新規加算の取得等により、今後も収入確保に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 御答弁にありましたように、地域の医療機関との連携による紹介患者の確保、これは非常に大事だと思います。加えて、各種診療報酬の新規加算の取得など収入確保、これも非常に重要です。そして、弘前大学への医師派遣の要請、これも本当に重要なことだと思います。

ところで、収益の向上が必要だという御答弁でしたが、これは果たして可能でしょうか。その方向で経営改革を進めると、私は、大変なことになると思います。想像してみてください。市民病院は、統合新病院の開院に伴って 8 年後には閉院、なくなるんです。8 年後というとあんまりぴんどこないかもしれませんが、じゃあ、5 年後にはなくなります、閉院します。3 年後に閉院します。来年、市民病院はもう閉院になりますと。このときに果たして患者さんがいらっしゃるでしょうか。

ほかにも青森市内には急性期の病院が、幾つかあります。自分が患者さんである、あるいは、御自分の御家族、お父さんやお母さん、御兄弟の方が患者さんであったときに、もう 5 年後、3 年後、あるいは来年なくなるという市民病院にこれを選ぶでしょうか。病院の場所が移動する、建物が変わる、担当のお医者さんも替わって

しまう。これ、自分が患者だったら、患者の家族だったら、不安でしょうがないんじゃないでしょうか。そうじゃないですか。市民病院に行く患者、選んでくださる患者はどんどん減っていくと私は考えます。

この、コロナ前の令和元年度とコロナ明けの令和5年度比べますと、市民病院です、入院患者数をまず見ていきます。この入院患者数は、コロナ前とコロナ後を比較しますと、25.3%の減少、外来患者数も10%近く減少しています。本来であれば、収益の柱である入院患者数が大幅に減っているわけです。患者の数も大幅に減っているわけです。入院が2割以上、外来が10%近く減っている。であれば、看護職員の方の数も比例して約2割減らすべきではないかとも考えられます。

ここで質疑します。令和元年度から令和5年度にかけて入院患者数、外来患者数が大きく減少し、医師の招聘も難しい状態です。これに対して、看護職員の数、これが令和元年度から令和5年度比較しますと、10人しか減っておりません。2.2%の減少となっています。これはなぜでしょうか。市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 看護職員数についての再質疑にお答えいたします。

市民病院の看護職員数につきましては、各年度末時点で、令和元年度が正職員359人、会計年度任用職員92人の合計451人、令和5年度が正職員332人、会計年度任用職員109人の合計441人となっており、令和元年度と令和5年度を比較しますと、正職員が27人の減、会計年度任用職員が17人の増、全体で10人の減ということになっております。

市民病院では、提供する医療サービスの維持向上のため、看護職員の確保対策に取り組んでおりますが、この人数の差につきましては、採用者数を退職者数が上回った結果によるものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 看護職員の方を確保したいというような御答弁でした。

確かに、やはり、看護職員の方を減らす、幾ら入院患者が減っているからといっても減らすということは非常になかなか難しいということは理解しています。しかし、正職員の方がちょっと減っているということなんですけれども、正職員の方だけで見ても減少幅は7.5%、こちら市民病院の患者数の推移、3段目です、入院患者数、令和元年度312人から233人へと、25.3%の減少です。外来患者数についても、775人から704人へと10%近くの減少となっています。

次に、県立中央病院と青森市民病院、医師と看護師の労働生産性を――先ほど金額、1人当たり収益で見てきたわけですが、今度は1人で患者を何人診てるかという、患者の人数をベースに見ていきます。

まず、県病からです。県病は医師1人当たり、令和5年度、3人の入院患者を診ています。まず入院から見ていきます。こちら一番左上の2.94人というところ、県

はお医者さんが入院患者を3人診てます。

市のほうはお医者さんが4.16人診てます。お医者さん1人当たり、1人多く、入院患者を診ているんです。先ほど医師が大健闘というお話ありましたが、やはり、もう限界まで頑張っているということだと、そういうこともあると思います。

外来に関しても、医師1人当たりが、県病は7.3人、令和5年度です。7.3人に対して、市は、12.57人、物すごく多いですね、医師1人当たりの数が。7人台に対して、市民病院は1人の医師が診る外来患者の目安は12人となっており、ここは大きく差があります。市民病院のほうに医師にかかっている負担が大きいというふうに言えると思います。

次に、看護職員の方1人が診ている患者の数というのを見ていきます。入院患者数を看護師数で割っていくということです。

まず県病は0.55人となっています。市民病院のほうは0.53人、看護師は同じぐらい。0.55人と、市は0.53人になっています。

では、外来はどうかなということで見ると、外来も同じ程度、県1.39に対して、市は1.6と。少し外来に関しては、多い数字、1人当たりで診る患者の数が多くなっているんですが、それほど大きな差があるとは言えない状況になっています。

つまり、県病との比較を先ほども見たように、県病の入院患者、看護師1人当たり0.55人、市民病院は0.53人ということです。つまり、県病のほうに市民病院に比べ高度な医療を行っているにもかかわらず、市民病院とほぼ同じ人数の看護職員の方で、入院患者を診ているというのが県病です。

するとやはり、市民病院の看護師の数は、患者数に対してちょっと過剰でないかと。患者が、令和元年度から大きく減少していますので、過剰と言えるのではないかと考えられます。

コロナが2類から5類となったり、そもそも、コロナ中、患者を診るやり方、手術の方法などコロナ対策で大きく変わったと思います。そういった意味で、1人当たりで診られる患者の数がちょっと減ったというところはあると思います。ただ、コロナが2類から5類になりました。令和6年度は、国からの補助金も市民病院に対してほとんど来ていないという状況です。すると、やはり現状に合わせて看護職員の方の適正配置、これを取り組まないと、市は果たして経営改善する気があるのかという話になってしまいます。

何も、今、在職中の看護職員の方を解雇する必要はありません。例えば20人、看護職員の方が退職されたら採用するのを10人にする。つまり、半分程度とする看護職員の方を患者数に合わせて徐々に減らしていくということが必要だと考えます。

現在、看護職というのはほかの病院でも不足をしているとお聞きしています。私の住む西部地区には病院の建物に看護師さん大募集という看板をかけた、救急病院、2次病院があります。それぐらい看護師が不足しているということで、民間病院のほうでも求めているということです。

ですから、仮に市民病院が、看護職の採用を絞ったとしても、圏域内のほかの病院に看護職人材の適正配置が図られることで、圏域の医療体制がより充実することも考えられます。患者数や医療収益の減少から考えると、市民病院では2割弱、80人ほどの看護職を減らしていくということが適当と考えます。

そこで質疑いたします。来る9月28日にも、看護師の方の採用試験を行われる予定となっています。8年後には、青森市民病院は閉院します。そこで、看護職員の方の数を年間20人、4年で80人減らすなど、現状の患者数の傾向に合わせて、職員も看護職員も減少させる計画を立案し、それに基づいた採用を行うべきと考えるが、市の考えをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 看護職員の採用についての再質疑にお答えいたします。

市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として、民間の医療機関では診療が難しい手術や、入院などを要する患者を受け入れる急性期医療を担っております。この役割を果たすためには、医師や看護師など、現在の医療提供体制を確保し、引き続き市民に対して安全で良質な医療を提供する必要があると考えております。

このことから、本年3月に策定しました青森市公立病院経営強化プランに基づき、経営改善を図りながら、市民病院として果たすべき役割・機能を維持してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 市民病院が果たすべき役割を維持していくために人員が必要、それは当然そうなります。ただ、私たちが考えなくてはいけないのは、市民病院の規模、経営の方法をこのまま維持するということではなくて、どのようにして市民に対して安心していただける、満足していただける医療サービスを圏域全体で、民間病院、県病も含めて供給していくかということだと考えます。

ですから、市民病院は、先ほど申し上げたようなダウンサイジングを行うと、青森地域保健医療圏の医療は大丈夫かという疑念も湧いてくるかと思えます。

しかし、今の市民病院が着工された昭和58年とは、青森市の医療を取り巻く環境は大きく変わっています。少子・高齢化も進み、人口も大きく減少していく状況です。また、青森市においては、市民病院が唯一の総合病院というわけではなく、青森市内には、ほかにも多くの病院があり、技術の進歩により、医療水準も日々向上しています。

先日の一般質問の後、青森市内の医療関係者の方からSNSでメッセージを頂きました。そのメッセージの内容は、市民病院が経営改善と称して患者を増やそうと努力すると、民間病院の経営は圧迫されるのではないかと。青森地域保健医療圏の医

療需要、患者数はこれから減少することはあっても増えることはない、民間病院も含めて圏域全体で必要な医療を供給することが大事だと考えているとの御意見でした。

私もこの意見に賛同します。例えば、新都市病院であれば、脳神経外科に強みがある。厚生病院は、消化器疾患などに手術実績が多いと聞いております。そのような分野で市民病院に現在比較優位がないのであれば、民間病院に任せていくほうが市民にとって安心できる医療体制となると考えます。

具体的な手順として、来年度から県病と重複している機能のうち、影響が少ないと思われる機能から統合を行っていくことが考えられます。

もし、入院患者が、その病院にない機能が必要になった場合は、例えば県病と市民病院の間を移動する手段を用意して入院患者を移送し、その病院にない分野の診療をしてもらうなど新しい取組の実証実験を開始してはどうでしょうか。また、曜日を決めて医師をお互いに派遣し合うなど、県病その他の民間病院と協力体制を構築することが必要と考えます。

そこで質疑します。重複している診療科の統合、廃止や相互の医師派遣など、県病やほかの民間病院と協力体制を構築することにより、効率的な経営を図るとともに、医療サービスの向上を目指す取組に早期に着手すべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 他の医療機関との協力についての再質疑にお答えいたします。

市民病院の診療体制につきましては、常勤医師に加え、弘前大学をはじめとする医療機関から毎月約70名の非常勤医師の派遣により、外来の診療体制を確保しております。また、青森地域保健医療圏における地域医療支援病院として、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用や医療従事者に対する研修など、地域の医療機関との協力体制の構築に努めてまいりました。

現在、共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項に基づき、青森県と青森市による診療機能の分担、連携など、様々な業務が想定される地域医療連携推進法人の令和6年度中の設立に向け検討を進めており、今後につきましては、これら制度の活用などによって、効率的な経営を図るとともに、医療サービスの向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 弘前大学をはじめとする医療機関からたくさんの医師の派遣を頂いて、現在の外来診療の体制を確保しているとお聞きしまして、決算書の数字であるとか、先ほどお示した医師1人当たりの外来患者の数に納得をしました。

もう既に、こうしたほかの病院、関係機関との連携に動き出しているとお聞きし

て、これをもっと前に進めていけば、市民病院の経営危機を脱する、まず道筋になるのではないかと希望を持ちました。ありがとうございます。

今の話に関連して、私は青森市にとってのメリットを考えるのであれば、1日でも早く経営統合をすることが最善の道と考えています。統合が近づくにつれ、市民病院はより厳しい経営譲渡状態、そして運営の状態になると予想しています。

この経営統合は、2つの病院が1つになるという簡単な話ではありません。誤解を恐れずにはっきりと申し上げれば、市民病院はなくなって、県病が新しい病院になる、そういう話なんです。市民病院の建物は当然取り壊します。また、市民病院の高価な機械などは、新統合病院にはほとんど持っていけないと思います。なぜなら、県病のほうが高度急性期病院のため、より性能の高い機械を使っていると考えられるからです。数千万、数億の市民病院の機械も、二束三文で売る。それができればいいほうで、高額な処分費がかかる場合が多い。それが現実ではないでしょうか。

よって、市民病院の閉院が近くなれば、高価な機械は、もう買えなくなります。最先端の機械がなければ、高度な医療は実現できません。診療報酬も下がります。一般病院レベルまで市民病院の医療レベルが下がってしまうかもしれません。そうした病院にお医者さんが、残ってくれるのでしょうか。ましてや、新しく来てくれるのでしょうか。これは医療崩壊が、統合に当たって何もせずに今の経営規模を維持して統合しようとする、もう医療崩壊というところも目前まで、私は来ていると思います。ですから、早めに県と経営統合する、これが必要です。

早めに経営統合すれば、巨額の赤字も、医療崩壊の恐れも、閉院に伴う数百億円の財政支出も、県にとって自分事になります。県とよく相談をして、県病と市民病院の競合している機能を1つにまとめて医療のすみ分けを行う。選択と集中です。規模は小さくして、そこに市民病院の経営資源を投入して、その分野でしっかりと市民に満足していただける医療を行って収益を確保する戦略です。また、8年後の統合病院への移行に当たっても、病院の機能が重なっていないほうがスムーズに統合できると考えます。

こうした統合へ向けたやり方、早めに経営統合して県と一緒にしないと、腹を割って話し合いはできないと思います。県と市、これが別々だと、これは県がやる、こっちは市がやりたいと、これは主張がぶつかってもめます。もう、もめるのはやめましょう。市民にとって何ができるかみんなで考える、これが必要と思います。

では質疑をします。できるだけ早期に、できれば、例えば1年半後の令和8年度から経営統合をするべきだと考えますが、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 経営統合についての再質疑にお答えいたします。

令和4年度に総務省から示されました持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにおきましては、持続可能な地域医療提供体制

を確保するためには、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用することが必要である。そのためには、地域の中で、各公立病院が担うべき役割や機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めることが必要であるとされております。

県立中央病院と市民病院の経営統合に当たりましては、医師・看護師等の医療従事者の確保、人員の集約・集積による医療体制の強化、医療機器や設備等の重複投資の抑制などといった効果が期待できますことから、市といたしましては、その効果の早期発現と円滑な病院統合のため、できる限り早期の経営統合に向け、県と共に検討を進めてまいります。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 できる限り早期の経営統合に向け、県と共に検討を進めていくとの御答弁でした。非常に頼もしい御答弁だったと思います。ありがとうございます。

経営統合、1日でも早いほうが市にとって得になる話です。遅れると、その分、市民にとって安心した医療を提供できなくなるおそれが拡大していきます。また、市の財政支出という面でも、その分、何億円、場合によっては何十億円と、市の支出、持ち出しが増えることになる可能性があります。ぜひこれはしっかりと交渉していただきたいと思います。期待しています。

ここで、県立中央病院と青森市民病院の経営統合に当たって押さえておくべき数字を1つ紹介したいと思います。

先ほど最初に、医療の損益のお話を少ししました。県病の医療損益29.9億円、約30億円です。これは、医療の収入から支出を差し引いた補助金であるとか、繰入金を考えない純粋な医療行為、病院の経営に関する支出、損益なわけです。これが、県は約30億円、市は19億円、約20億円ということです。県は30億円、市は20億円です。

各種補助金や繰入金を考慮しないということは、赤字の額が病院の運営に関わる行政の負担の目安になるということなんです。つまりこれが、県が30億円、市が20億円——昨年度の数字ですが、ということは、県と市、これ3対2というのが行政の負担割合の目安としての規模の比率として言えるのではないかと考えます。

つまり、経営統合時の市の負担割合を減らすためにも、市民病院の医療損益の赤字額を少しでも減らすことは非常に重要だと考えられます。

令和6年度中に、統合に当たって、共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画を策定するということでした。これは当初、令和5年度中の策定を目指すものだったのが、1年延期となっています。

個人的には、令和6年度中の策定も難しいのではないかと懸念しています。現在、市民病院事務局の職員の方々は、統合新病院の整備場所への対応に手いっぱい状態で、統合新病院の基本構想について県に提言を行うことも、足元の市民病院の経営改善、これにも手が回っていないのではないのでしょうか。

やはりここは、ほかの部署から職員を年度途中であっても異動させる。異動させるのが難しいのであれば、専門の職員を十分な給与で採用するなど、市民病院に関して人員を増強するべきと考えますが、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 市民病院の体制についての再質疑にお答えいたします。

市民病院におきましては、統合新病院整備に向けた必要な体制を確保するため、従来の市民病院事務局の業務とは別に、市民病院事務局に専門部署といたしまして、令和4年度に病院整備準備室を設置し、令和6年度には増員いたしますとともに、新病院整備推進課といたしまして、体制強化を図り、県立中央病院との統合に向けた業務を行っております。

市民病院の体制を含めまして、各部局の人員配置に当たりましては、人事ヒアリング等によります各課からの要望や、各職員の職員申告書の内容等を考慮しながら、必要な人員の確保や適材適所の人員配置に努めており、今後におきましても適切に対応してまいります。

以上です。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 適材適所の人員配置をお願いいたします。本当に人が、この統合に当たっても大事だと思います。

コロナに見舞われた令和2年度は、年度途中の5月にもかかわらず、当時の小野寺市長は、人事異動を行い、その後も必要に応じて迅速に人手が不足している部署に職員の配置を行ったと聞いております。今回も、これに匹敵するような重要な案件だと思います。ぜひ、柔軟な人員配置をお願いしたいと思います。

また、今年度中の策定を目指している共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画は、県議会・市議会での御議論を頂いた上で、令和6年度中に策定するとしています。

市議会で議論すると明記されていますが、今年度中の決定となると、遅くとも12月議会で議論しないと間に合わないと思います。この9月議会でも設置場所のことは議題に上がっていますが、基本構想、基本計画、負担金の割合などは全く議題に上がっていません。本当に12月議会までに議論の俎上にのせることができるだけのものをつくれるのか、なかなかこれは疑問があるところです。

様々な経営課題を1つ1つ丁寧に解決していくためには、連携推進法人の活用というのが重要だという御答弁もありました。一般病院、民間の急性期病院、県病などとの連携体制の構築、県立中央病院との機能分化をどう図っていくか、限られた財源の中で、市民への医療サービスをどう維持・発展させていくか、これは非常に専門性の高い知見が必要だと考えます。医療連携推進法人と一緒に具体的な案を策定・検討して随時改革を実行していく。実行後は、現場の声を聞いて、その都度改善を繰り返すといった、非常に専門的で積極的な取組が必要と考えます。

そこで質疑します。市民病院の医師も、市の職員の方もそれぞれ医療、行政のスペシャリストではありますが、経営のプロではありません。こうした難しい経営改善を行っていくに当たって、民間力、例えば、医療コンサルの活用など、専門家など外部人材の登用を図っていく必要もあると考えますが、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 コンサルなどの活用についての再質疑にお答えいたします。

市民病院では、これまでも業務改善や診療報酬改定に係る支援などのコンサルティング業務を委託してまいりました。今年度は、これに加え、本年3月に策定しました青森市公立病院経営強化プランに掲げた取組の具現化のため、診療報酬請求業務の精度向上支援などの新たなコンサルティング業務を委託し、さらなる経営改善を図ることとしたところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 診療報酬などに関する業務、これも本当に医業収益の確保のため、非常に重要な業務だと思います。ただ、そうした改革にとどまらない大改革、これは思い切ったアイデアを出して、県や医療連携推進法人と非常にタフな交渉をしていかなくてはいけないと思います。

最後の質疑です。15期連続黒字となっている八戸市民病院は、2008年から地方公営企業法の全部適用団体へと移行しています。今、市民病院は一部適用団体なんです。全部適用団体となると、人事権などを持つ事業管理者を置くことができ、市民病院の経営改革を進めるに当たっては、リーダーシップも取りやすくなりますし、スペシャリスト人材の登用などもしやすくなるのではないかと考えます。

そこで質疑いたします。市民病院の地方公営企業法の全部適用に関する市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 地方公営企業法の全部適用についての再質疑にお答えいたします。

統合新病院の経営形態につきましては、共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項において、自立的・弾力的かつ着実な運営が期待される企業団、または地方独立行政法人非公務員型のいずれかを基本とすることとしております。

このうち、企業団を選択した場合には、県立中央病院が地方公営企業法全部適用団体でありますことから、経営統合後は地方公営企業法全部適用になることを想定しております。

市といたしましては、経営統合による効果の早期発現と円滑な病院統合のため、できる限り早期の経営統合に向け、県と共に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木村委員。

○木村淳司委員 前向きな御答弁、心より感謝いたします。ありがとうございました。

今回、経営改善に向けて、かなり具体的な質疑をいたしました。これは私が市民病院は第二のアウトガになってしまうのではないかと危惧しているからです。

統合新病院の開院までの8年で、大げさではなく、300億円、いや、400億円、500億円の公費の投入が必要になると考えています、このままでは。今日、市長はいませんけれども、市長、そして副市長、理事者の皆様、市民病院のこの8年間をどう運営して、市民に圏域全体で安心できる医療体制を提供していくのか、そして、まず来年度どうするのか。これを真剣に考えていただくように要望いたします。

そして議員の皆様とも一緒にこの問題をしっかりと考えていきたいと、私は考えております。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝であります。

今から3年前の令和3年の決算特別委員会では、手前どもの市民クラブの持ち時間が100分以上ありまして、その全部を私が使わせていただいた記憶があります。おおむね歳入で60分、歳出で40分の質疑をさせていただきました。

今回、私の持ち時間は約50分でありますので、歳入にのみ絞って質疑をさせていただきます。

なお、委員長にお願いを申し上げます。私の質疑の答弁がかなり長い時間続くことも予想されますので、適宜、中断して、休憩を取っていただくよう、よろしくお願いを申し上げ、まず私、質疑をさせていただきます。

初めに、一般会計歳入第2款から9款、第12款、第16款から第20款及び22款、さらには病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の収入の各第1款事業収益等について質疑をさせていただきます。

質疑の順番として、1つ目は、調定額の関係、増減ですね、2つ目は、催告の強化、3つ目は、強制徴収の徹底と行政サービスの制限、4つに、納付機会の拡大、これは私が提言して実現された項目でありますので、私が責任持って検証しなければならないなと思って、毎年、聞いております。その次に、今回、一般質問で答弁がありましたQRコードを利用した納付の実績、これについてもお伺いします。そして、その次が、外部委託の推進、そして最後は、いつも聞いております不納欠損額という順番で質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

それでは、まず1点目、歳入項目の予算現額と調定額の増減の理由をお示しいただきたいと思っております。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 奈良委員からの予算現額と調定額の増減理由についての御質疑にお答えいたします。

税務部が所管いたします歳入予算の2款地方譲与税から9款環境性能割交付金までの8項目につきましては、地方財政計画で示される伸び率等を用いて積算し、予算計上しており、予算現額は、減額の補正予算調整した地方消費税交付金を除き、当初予算額と同額となっております。

各歳入項目の令和5年度予算現額に対する調定額の増減理由は、2款の地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税の合計で、予算現額9億1839万6000円に対し、調定額9億4261万3000円で、2421万7000円の増となっております。このうち、自動車重量譲与税が2149万円の増となっており、これは、自動車保有台数が見込みよりも増加したことなどが要因と考えております。

次に、3款の利子割交付金については、予算現額1429万2000円に対し、調定額1207万7000円で、221万5000円の減となっております。前年度決算額比較では156万3000円の減であり、預貯金の低利率が継続したことにより、見込みを下回ったものと考えております。

次に、4款の配当割交付金は、予算現額1億877万1000円に対し、調定額8920万8000円で、1956万3000円の減となっております。前年度決算額比較では1200万7000円の増であり、株式配当が増配になった企業は増加したものの、見込みほど伸びなかったものであります。

次に、5款の株式等譲渡所得割交付金は、予算現額5699万1000円に対し、調定額9512万7000円で、3813万6000円の増となっております。前年度決算額比較では4350万5000円の増、率にいたしますと84.3%の増となるものであり、株価の上昇に伴い、株式売買が活発に行われ、譲渡益が見込みを大幅に上回る結果となったものであります。

次に、6款の法人事業税交付金は、予算現額5億1270万8000円に対し、調定額4億7881万4000円で、3389万4000円の減となっております。前年度決算額比較では4728万1000円の減であり、県内企業の業績が見込みを下回ったものであります。

次に、7款の地方消費税交付金は、予算現額69億9495万2000円に対し、調定額70億2126万円で、2630万8000円の増となっております。地方消費税交付金につきましては、輸出企業の消費税及び地方消費税還付額が円安の影響により増加していたことから、3億1762万円の減額補正を行いました。この見込みが結果、若干過大であったものと考えております。

次に、8款のゴルフ場利用税交付金は、予算現額1796万9000円に対し、調定額2294万9220円で、498万220円の増となっております。前年度決算額比較では26万3499円の増であり、令和5年度の予算見積りに用いる令和4年度決算額を見込ん

だ際、新型コロナウイルス感染症拡大による影響額——減少額であります。この見込み分が結果、過大であったものであります。

最後に、9 款の環境性能割交付金は、予算現額 6834 万 7000 円に対し、調定額 8113 万 3000 円で、1278 万 6000 円の増となっております。前年度決算額比較では 1417 万円の増、率にいたしますと 21.2%の増となるものであり、自動車製造における部品供給不足が解消され、新車販売台数が伸びたことにより、見込みを大きく上回ったものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 奈良委員からの歳入項目の予算現額と調定額の増減理由についての御質疑のうち、12 款、16 款から 20 款まで及び 22 款について順次お答えいたします。

まず、12 款地方交付税についてであります。

12 款地方交付税につきましては、予算現額 286 億 7099 万 5000 円に対し、調定額 301 億 7888 万 4000 円で、15 億 788 万 9000 円の増となっております。その理由といたしましては、地方交付税のうち特別交付税については、予算現額を 20 億円と見込んでいたものの、雪の降り始めが早く、例年よりも早い時期から除排雪作業を行ったことで、多額の除排雪関連経費を要すると見込んだことや、ホタテガイ高水温被害に対する被災者への支援を実施していくことを踏まえ、国に財政支援を要望してきたところ、これらの特別な財政需要を勘案して交付額を算定していただいたと考えられることなどにより、決定額が 35 億 788 万 9000 円となり、予算現額よりも調定額が上回ったものであります。

次に、16 款国庫支出金についてであります。

16 款国庫支出金のうち、1 項国庫負担金につきましては、予算現額 243 億 9193 万 8000 円に対し、調定額 239 億 9363 万 919 円で、3 億 9830 万 7081 円の減となっております。これにつきましては、同項 1 目民生費国庫負担金において、主に障害者自立支援給付費負担金について、居宅サービス事業の補助率が見込みよりも減となり、歳出不用額に連動し、予算現額よりも調定額が下回ったことや、生活保護費のうち、生活扶助について、生活保護受給者の減等により執行残が生じ、その財源である生活保護費負担金で不用額が生じたことなどにより、予算現額よりも調定額が約 3 億 8900 万円下回ったことなどが要因と考えております。

2 項国庫補助金につきましては、予算現額 159 億 3496 万 9385 円に対し、調定額 136 億 2734 万 4582 円で、23 億 762 万 4803 円の減となっております。これにつきましては、同項 2 目民生費国庫補助金において、主に全額国庫補助事業である物価高騰対応重点支援給付金給付事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業等の給付金事業について、実際の給付世帯数が見込み数に届かなかったことなどによって執行残が生じ、その財源である国庫補助金で不用額が生じるなどした

ことから、予算現額よりも調定額が約 12 億 2600 万円下回ったこと、同項 6 目土木費国庫補助金においては、主に流雪溝整備事業等に係る財源である社会資本整備総合交付金について、事業が複数年度にまたがることから、その財源として、当該歳入予算を繰越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約 2 億 3200 万円下回ったこと、同項 7 目教育費国庫補助金においては、主に国補正に伴う筒井小学校校舎等改築事業や造道小学校校舎等改築事業等に係る財源として、学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を補正予算で追加計上したところではありますが、事業が複数年度にまたがることから、その財源として、当該歳入予算を繰越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約 6 億 8500 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、17 款県支出金についてであります。

17 款県支出金のうち、1 項県負担金につきましては、予算現額 74 億 3768 万 8000 円に対し、調定額 72 億 8852 万 7350 円で、1 億 4916 万 650 円の減となっております。これにつきましては、同項 1 目民生費県負担金において、障害者自立支援給付費負担金について、当初予算見込み時よりも県の負担割合が縮小されたことなどにより、予算現額よりも調定額が約 1 億 4900 万円下回ったことなどが要因と考えております。

2 項県補助金につきましては、予算現額 34 億 2287 万 4000 円に対し、調定額 30 億 6528 万 8161 円で、3 億 5758 万 5839 円の減となっております。これにつきましては、同項 2 目民生費県補助金において、子ども・子育て支援事業費補助金など、放課後児童対策事業等の歳出不用額に連動し、予算現額よりも調定額が下回ったことや、社会福祉施設整備費補助金等に係る財源である介護基盤緊急整備事業補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金について、事業が複数年度にまたがることから、その財源として、当該歳入予算を繰越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約 2 億 8100 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、18 款財産収入以降についてであります。

18 款財産収入につきましては、予算現額 1 億 7649 万 9000 円に対し、調定額 2 億 1815 万 4281 円で、4165 万 5281 円の増となっております。これにつきましては、同款 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入において、法定外公共物の売却額が当初見込んでいた額よりも増となったことなどにより、予算現額よりも調定額が約 3000 万円上回ったことなどが要因と考えております。

19 款寄附金につきましては、予算現額 10 億 3982 万 3000 円に対し、調定額 10 億 7756 万 379 円で、3773 万 7379 円の増となっております。これにつきましては、寄附金の当初予算見込みからの急増に備え、補正により予算の追加計上したものの、寄附金が好調に推移し、見込んだ額よりも増となったことにより、予算現額よりも調定額が上回ったことが要因と考えております。

20 款繰入金につきましては、予算現額 40 億 4185 万 8000 円に対し、調定額 39

億 8608 万 5081 円で、5577 万 2919 円の減となっております。これにつきましては、同款 3 項基金繰入金 8 目元気都市あおもり応援基金繰入金において、決算見込みにより当初予定していた金額を繰り入れる必要がなくなったことから、予算現額よりも調定額が約 3000 万円下回ったことなどが要因と考えております。

22 款諸収入につきましては、予算現額 19 億 209 万 6000 円に対し、調定額 25 億 3140 万 1422 円で、6 億 2930 万 5422 円の増となっております。これにつきましては、同款 5 項雑入 5 目雑入において、生活保護受給者に係る生活保護法第 63 条返還金等について返還見込みが立てられないことから、これまで当初予算では科目計上としており、令和 5 年度については、調定額が約 3 億 2100 万円となったことにより、予算現額よりも調定額が上回ったことなどが要因と考えております。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時からといたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 それでは、午前中に引き続き、私から質疑をさせていただきます。

特に私の決算特別委員会での質疑は、最も面白くない質疑と私も思っています。数字の羅列であったり、いろいろありますけれども、しかし、決算ですんで、きちんとした数字を出し、その増減など、理由もはっきりさせ、そして今どういう状況にあるのかということをはっきりとさせるのも大事な仕事だと思っております。まして、1 回質疑すると、続けて質疑しなければならない項目も出てきまして、私自身も失敗したかなと思うときもあるんですが、決算ですので、進めていきたいなと思っています。

それでは、早速質疑に入ります。まず 1 つ目は、令和 5 年度における催告強化の実績をお示しくください。

続いて、全部やっけてしまいます。2 つ目、令和 5 年度における差押えの実績をお示しくください。

3 つ目、令和 5 年度において、行政サービスを制限した実績をお示しくください。

令和 5 年度におけるコンビニエンスストア納付の割合と実績をお示しくください。

令和 5 年度におけるスマートフォンやパソコン等を利用した納付の割合と実績をお示しくください。

令和5年度におけるクレジットカード払いの納付の割合と実績をお示してください。
次は、令和5年度における電子マネー決済による納付の割合と実績をお示してください。

次は、令和5年度における地方税統一QRコードを利用した納付の割合と実績をお示してください。

令和5年度の債権回収委託の実績を示してください。

そして、令和5年度の債権回収委託実績のうち、弁護士法人の回収実績をお示してください。一旦、ここで切りたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 それでは、10点の御質疑を頂きましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、催告強化の実績についての御質疑にお答えいたします。

収納対策本部では、毎年度、収納対策を策定して、債権の適正管理を推進しており、催告の強化は、その一環として取り組んでおります。

収納対策本部で進行管理を行っている14の歳入項目の令和5年度における催告の実績は、文書催告11万329件、電話催告3万1431件、臨戸訪問による催告2853件、青森市納付お知らせセンターからの納付勧奨1万2532件、ショートメッセージサービスによる納付勧奨167件、保証人への納付依頼等166件、合計15万7478件であります。

催告実績としては、前年度実績に対しまして約4%の減となっておりますが、収入未済額における滞納繰越分の減等により、債務者数も約4%の減となっていることが減の理由であります。

次に、差押えの実績についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度における差押えの実績は、差押え件数1177件、差押え金額3億7106万7309円、このうち、差し押えした財産を換価し、滞納額に充当した実績は、充当件数987件、充当金額1億3949万3182円であります。

差押え実績といたしましては、前年度比較で117件、1億9142万3086円の減となっておりますが、換価実績では、前年度を93件、3万9360円上回っている状況であります。

次に、行政サービスの制限の実績についての御質疑にお答えいたします。

行政サービスの利用制限は、行財政運営の根幹をなす市税の滞納を抑止することを目的として、青森市収納対策本部で決定する収納対策の一環として取り組んできております。

令和5年度において、市税滞納により、市が提供する各種行政サービスの利用制限をした実績は、福祉施設等物価高騰対策支援金1件、介護慰労金支給事業1件、収入保険加入促進事業補助金6件、農林水産事業者活動継続支援事業助成金11件、市営住宅入居者申込み資格6件、合計25件であります。

次に、コンビニエンスストア納付の割合と実績についての御質疑にお答えいたします。

税務部所管の歳入で令和5年度におけるコンビニエンスストア納付の実績と普通徴収分の収入全体に占める割合は、市・県民税が3万8997件、8億797万575円、全体の23.39%、固定資産税が10万4773件、15億3460万9134円、全体の9.58%、軽自動車税が4万7865件、4億276万3900円、全体の50.57%、国民健康保険税が6万9413件、9億4259万2300円、全体の26.88%、合計では26万1048件、36億8793万5909円、全体の15.52%であります。

コンビニエンスストア納付による収入実績は、全体で前年度比0.8%の増となっております。

次に、スマートフォンやパソコン等を利用した納付割合と実績についての御質疑にお答えいたします。

スマートフォンやパソコン等を利用した市税の納付は、納付機会拡大の一環として、令和元年度からインターネットバンキングでの納付、令和2年度からクレジットカード納付、令和4年度から電子マネーによる納付、令和5年度から地方税統一QRコードを利用したキャッシュレス納付を導入しており、令和5年度における実績と普通徴収分の収入全体に占める割合は、市・県民税が3079件、9334万2249円、全体の2.70%、固定資産税が1万815件、7億2094万1796円、全体の4.50%、軽自動車税が3816件、3289万4500円、全体の4.13%、国民健康保険税が3443件、6247万6200円、全体の1.78%、合計では2万1153件、9億965万4745円、全体の3.83%であります。

スマートフォン等を利用した納付による収入実績は、全体で前年度比366.7%、約3.7倍となっております。

次に、クレジットカード払いの実績についての御質疑にお答えいたします。

税務部所管の歳入で、令和5年度におけるクレジットカード納付の実績と普通徴収の収入全体に占める割合は、市・県民税が666件、2328万7500円、全体の0.67%、固定資産税が2657件、7018万5400円、全体の0.44%、軽自動車税が992件、867万2100円、全体の1.09%、国民健康保険税が618件、1891万7500円、全体の0.54%、合計では4933件、1億2106万2500円、全体の0.51%であります。

クレジットカード納付による収入実績は、全体で前年度比46.6%の増となっております。

次に、電子マネー決済の実績についての御質疑にお答えいたします。

税務部所管の歳入で令和5年度における電子マネー決済による納付の実績と普通徴収の収入全体に占める割合は、市・県民税が2194件、5988万7149円、全体の1.73%、固定資産税が7097件、1億2826万5796円、全体の0.80%、軽自動車税が2532件、2211万8500円、全体の2.78%、国民健康保険税が2592件、3850万200円、全体の1.10%、合計では1万4415件、2億4877万1645円、全体の1.05%であり

ます。

電子マネー決済による納付の収入実績は全体で前年度比 74.4%の増となっております。

次に、地方税統一QRコードを利用した納付の実績についての御質疑にお答えいたします。

地方税統一QRコードを利用した納付につきましては、令和5年度から固定資産税及び軽自動車税種別割で実施しており、納付書に印字されている地方税統一QRコードを読み取ることでインターネットやスマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、市内のみならず、全国の共通納税対応金融機関の窓口で現金納付が可能となるものであります。

令和5年度の納付実績と普通徴収の収入全体に占める割合は、固定資産税が8万9617件、69億4408万5551円、全体の43.37%、軽自動車税種別割が2万4332件、1億9702万1730円、全体の24.74%、合計では11万3949件、71億4110万7281円、全体の42.49%であります。

次に、債権回収委託の実績についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度における債権回収委託の回収実績は、母子父子寡婦福祉資金貸付金14件、81万9775円、市民病院医療費40件、97万6912円、奨学資金貸付金47件、26万5200円、水道料金178件、84万3196円、下水道使用料132件、57万1691円、農業集落排水施設使用料3件、1万5728円、合計414件、349万2502円であります。

最後に、弁護士法人の回収実績についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度の債権回収委託の実績のうち、弁護士法人による回収実績は、母子父子寡婦福祉資金貸付金2件、15万6900円、市民病院医療費22件、51万4778円、奨学資金貸付金2件、1万2800円、水道料金78件、40万3034円、下水道使用料58件、25万6394円、農業集落排水施設使用料1件、3695円、合計163件、134万7601円であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 奈良委員の歳入についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、コンビニエンスストア納付の実績についてお答えいたします。

水道部が所管する歳入のうち、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料におけるコンビニエンスストア納付の令和5年度の実績と収入全体に占める割合は、水道料金は19万4307件、4億6698万566円、全体の8.23%、下水道使用料は14万4903件、3億4562万2821円、全体の8.06%、農業集落排水施設使用料は1970件、457万5981円、全体の5.53%となっております。

続きまして、電子マネー決済による納付の実績についてお答えいたします。

水道部が所管する歳入のうち、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料における電子マネー決済による納付の令和5年度の実績と収入全体に占める割合は、水道料金は2万6793件、5584万4244円、全体の0.98%、下水道使用料は2万2698件、4482万8515円、全体の1.05%、農業集落排水施設使用料は108件、26万2086円、全体の0.32%となっております。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 奈良委員からの市民病院におけるクレジットカード払いについての御質疑にお答えいたします。

令和5年度の個人負担分の医療費納付額に占めるクレジットカード払いの実績につきましては、件数が1万9723件、納付額が2億2495万11円で、納付額全体に占める割合は26.3%となっております。(発言する者あり)

すみません、ただいまの御答弁の中で、納付額を2億2495万11円と御答弁申し上げましたが、正しくは2億2495万1011円でありましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○渡部伸広委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。時間も経過してきました。

これは、例えば、コンビニエンスストアなんかも聞いているのは、簡単に言うと、手数料を払うじゃないですか。しかも、高いですよ、コンビニの場合。だから、こういう傾向も調べる必要があると思って、あえて聞いているので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次、不納欠損額について質疑させていただきます。対前年度比で不納欠損額が増加した項目とその理由をそれぞれお示し願います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 不納欠損額が増加した項目と理由についての御質疑にお答えいたします。

総務部が所管いたします歳入項目のうち、令和5年度決算におきまして不納欠損額が増加した項目は、建物貸付収入、違約金、職員給与返還金、遅延損害金の計4項目となっております。

項目別における不納欠損額は、現年分及び滞納繰越分の合計で、建物貸付収入につきましては、令和4年度はゼロ円で、令和5年度が1万7089円の1万7089円の増、違約金につきましては、令和4年度はゼロ円で、令和5年度が6万8100円の6万8100円の増、職員給与返還金につきましては、令和4年度はゼロ円で、令和5年度が32万3700円の32万3700円の増、遅延損害金につきましては、令和4年度はゼロ円で、令和5年度が1252円の1252円の増となっております。

不納欠損額の増加理由についてであります。建物貸付収入及び遅延損害金の不納欠損額につきましては、アウガ地階の出店者1名に係るものでありまして、不納欠損の理由といたしましては、青森市の債権の管理に関する条例第13条第4号の破

産免責による債権放棄によるものであります。

次に、違約金につきましては、契約相手方である個人事業主の急逝による契約解除に係るものでありまして、不納欠損の理由といたしましては、青森市の債権の管理に関する条例第 13 条第 7 号の債権者の死亡による債権放棄によるものであります。

次に、職員給与返納額につきましては、懲戒免職となりました元職員 1 名の給与返納額であり、不納欠損の理由といたしましては、青森市の債権の管理に関する条例第 13 条第 1 号の生活困窮による債権放棄によるものとなっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 不納欠損額が増加した項目についての御質疑にお答えいたします。

税務部が所管いたします歳入項目のうち、令和 5 年度決算において不納欠損額が増加した項目は、市民税、固定資産税、事業所税、児童保育負担金、放課後児童会利用負担金及び国民健康保険一般被保険者第三者行為納付金の 6 項目であります。

それぞれの不納欠損額は、市民税が 6253 万 6994 円、前年度と比較いたしますと 373 万 6982 円の増、固定資産税が 1 億 7154 万 4861 円、前年度と比較いたしますと 2722 万 4301 円の増、事業所税が 21 万 8116 円、前年度の不納欠損額はゼロ円、児童保育負担金が 543 万 3437 円、前年度と比較いたしますと 334 万 4756 円の増、放課後児童会利用負担金が 9200 円、前年度の不納欠損額はゼロ円、国民健康保険一般被保険者第三者行為納付金が 12 万 7720 円、同じく前年度の不納欠損額はゼロ円となっております。

不納欠損額が増加した主な理由は、滞納者の財産差押えに向けて、資力や生活状況等の調査を行った結果、無財産、生活困窮、居所不明の理由により、滞納処分の執行を停止した案件が増加したことによるものであります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 福祉部が所管する不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えします。

福祉部が所管する歳入項目のうち、令和 5 年度決算において不納欠損額が増加した項目は、養護老人ホーム入所者及び入所者の扶養義務者がその負担能力に応じ負担する老人措置費負担金、生活保護受給者が、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに発生する返還金である生活保護法第 63 条返還金、前年度以前に過誤により支給された生活保護費の返還金である生活保護費過年度分返還金、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金の償還金のうち、母子福祉資金貸付金、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払い期日までに償還金を支払わなかった場合に発生する貸付金償還違約金の 5 項目です。

それぞれの不納欠損額のうち、老人措置費負担金は4万9800円となっており、前年度の不納欠損額はゼロ円です。不納欠損額が発生した理由は、債務者が死亡し、その親族が相続を放棄したことに伴い、徴収の見込みがなくなったため、債権放棄したことによるものです。

生活保護法第63条返還金の不納欠損額は1111万1756円となっており、前年度と比較しますと44万3503円の増となっています。不納欠損額が増加した主な理由は、約620万円の高額な債務を持つ者が死亡し、その親族が相続を放棄したことに伴い、徴収の見込みがなくなったため、債権放棄したことによるものです。

生活保護費過年度分返還金の不納欠損額は644万4259円となっており、前年度と比較しますと227万8547円の増となっています。不納欠損額が増加した主な理由は、生活保護廃止者の時効が完成したことによるものです。

母子福祉資金貸付金及び貸付金償還違約金の不納欠損額は、母子福祉資金貸付金が37万5061円、貸付金償還違約金が13万4900円、合計50万9961円となっており、前年度の不納欠損額はゼロ円です。不納欠損額が発生した主な理由は、私債権の消滅時効が完成したことや、債務者が生活保護を受け、生活困窮状態にあり、相当の期間、資力の回復が困難であると認められたことなどから、債権放棄したことによるものです。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 経済部が所管いたします不納欠損額が増加した項目と理由についてお答えをいたします。

経済部が所管する歳入項目のうち、令和5年度において不納欠損額が増加した項目は、平成24年度及び平成25年度に実施をいたしました国の緊急雇用創出事業の委託料に係る一部返還金である雑入でありまして、令和4年度はゼロ円だったものが、令和5年度には82万991円となったものであります。その理由といたしましては、当該返還金の債務者に対し、経済部による訪問や調査を行ってまいりましたが、居所が判明せず、結果として、消滅時効完成となる5年を迎えましたことから、不納欠損としたものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 農林水産部が所管いたします不納欠損額が増加した項目と理由についてお答えいたします。

農林水産部が所管する歳入項目のうち、令和5年度において不納欠損額が増加した項目は、卸売市場内事業者が使用した電気・水道等の光熱水費である雑入であります。前年度は不納欠損がなかったことから、令和5年度の1件、5742円が増となったものであります。

不納欠損額が発生した理由といたしましては、市場内の売り場を使用していた事業者が令和3年度に破産手続を開始し、令和5年度に破産法に基づく最後配当が行

われ、破産手続終結が決定しましたことから、残額 5742 円を債権放棄し、不納欠損したものであります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 都市整備部所管の不納欠損額についてお答え申し上げます。

都市整備部が所管する歳入のうち、対前年度比で不納欠損額が増加した項目は、青森地区における市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料で、令和 4 年度はいずれもゼロ件だったものが、令和 5 年度は、市営住宅使用料が 13 件で 11 万 2000 円、市営住宅駐車場使用料が 5 件で 1 万 656 円となっております。増加した主な理由といたしましては、住宅まちづくり課及び市営住宅指定管理者が、これまで滞納者に対して納付指導を行ってまいりましたが、債権の一部について時効が到来したことにより、結果として、不納欠損としたものであります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 教育委員会事務局が所管いたします不納欠損額が増加した項目についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会事務局が所管する歳入項目のうち、令和 5 年度決算において不納欠損額が増加した項目は、奨学資金貸付金元金収入であり、不納欠損額は 242 万円、前年度の不納欠損額はゼロ円となっております。不納欠損額が増加した理由といたしましては、債務者の自己破産免責許可の決定及び連帯保証人の資力や、生活状況等の調査の結果、生活困窮が認められたため、破産法及び青森市の債権の管理に関する条例に基づき債権放棄したことによるものであります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

水道部が所管いたします歳入項目のうち、令和 5 年度におきまして不納欠損額が増加した項目は、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の 2 項目となっております。この項目別における不納欠損額は、下水道使用料につきましては、令和 5 年度は 1102 万 1723 円で、前年度と比較して 522 万 1040 円の増、農業集落排水施設使用料につきましては、令和 5 年度は 1 万 9300 円で、前年度と比較して 1 万 1648 円の増となっております。令和 5 年度におきまして不納欠損額が増加した主な理由といたしましては、下水道使用料については、滞納者の資力調査及び生活状況調査を行った結果、生活困窮等により滞納処分の執行停止後に即時消滅したものなどが増加した理由であります。また、農業集落排水施設使用料につきましては、自己破産により債務が免除されたことで、回収の見込みがなくなり、債権放棄したものなどが増加したことによるものであります。

○渡部伸広委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれ答弁ありがとうございました。きっちり私の持ち時間 50

分をたった今、経過しました。

1点だけ、ちょっと要望というか、意見を言わせていただきます。不納欠損は増えたから駄目だとか言っていないから、私は一般質問でも言っているとおり、債権をずっと持っているよりだったら、一定期間で処理する、これは在るべき姿だと思っています。

今回、私が質疑しても、数字がいっぱい出てくるじゃないですか。例えば、これを、今回、収納対策本部長・副本部長もいらっしゃいますのであれですけども、前もってやっておいて、一覧表にするとか、例えば、過去3年の数字を並べるとか、これで増加したか減ったか分かるじゃないですか。そういうのをオープンにして、事前に、例えば、委員の皆さんにタブレット配信するとかすると、例えば、私は私の考えでやっていきますけれども、私の考えが必ずしも正しいとは思いませんし、いろんな方々、30人いれば30人の視点で質疑することもできるのではないかと。それで、やらなければならなくてもいい。ただ、さっきみたいに、午前中に木村委員も経営分析なんかしていたじゃないですか。そういうのに少しでも役立つのであれば、そういうことも検討してみたいかと思っています。

例えば、収納対策本部で、それは決算の資料として出すことは可能ですよとなれば、あとは議会の問題ですから、議会でこの取扱いをやっていいかどうかというのを議論して、ある程度進めると、例えば、全部の理事者がここで答弁しなくてもいいという結果にもなるし、さらに突っ込んだ質疑ができる場合もあるし、時間の節約になる場合もありますので、ぜひ検討していただきたいということを申し述べて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 公明党、工藤夕介でございます。

8款土木費2項道路橋梁費4目水路費に関連しまして、防災について1点質疑いたします。

災害に重要な、自助、共助、公助、とりわけ自助による対策が難しい視覚障害者の方、高齢の方が、ハザードマップ等の災害対策情報を音声にて取得する環境づくりは自治体の重要な役割の一つであると考えております。

災害対策基本法の基本理念には、防災計画作成時、災害発生時の想定、被害の最小化及び迅速な回復を図る際、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者、いわゆる要配慮者の事情を踏まえ、適切、必要な措置を講ずるとありました。

課題解決の手段としまして、視覚障害者等の方々が、ウェブや紙など様々な媒体の危機管理情報をスマートフォンアプリ一つで音声にて聞くことができる、耳で聴くハザードマップがあります。

これは水防法でいうハザードマップとは全く異なるもので、アプリ内の事前学習から災害時に自治体からの情報発信、復興支援まで、視覚障害者等の方を支援するイ

ンフラとなるものであります。

視覚障害等の方々に、不可欠な読み上げ機能はもとより、洪水ハザードリスク情報を音声で提供するもの、また、GPS機能を活用し、現在地から近距離の避難場所の表示、ルート案内、誘導する機能など、非常に有益なものであると考えるところであります。

本年元日の能登半島地震の発災時、富山県の視覚障害の方が、現在の情報が全く分からない中、耳で聴くハザードマップを活用し、災害関連の情報を音声で確認し、情報を得ることができた事例を現地の公明党議員から伺ったところでございます。また、その際、危機管理部門関係者の皆様も有用性を理解し、活用を進めたそうでもあります。本県・本市におきましても、今般活用の取組を進めておられることと思っております。

そこで質疑をいたします。耳で聴くハザードマップの周知状況についてお示しく下さい。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 工藤夕介委員の耳で聴くハザードマップの周知状況についての御質疑にお答えいたします。

耳で聴くハザードマップは、視覚障害者が音声でハザードマップの内容を確認できるアプリでありまして、スマートフォンのGPS機能から、現在地やその周辺のハザードリスク情報を、音声で読み上げる機能が搭載されているものであります。当該アプリにつきましては、本年4月16日に青森県とアプリの提供事業者が利用契約を締結しておりまして、青森県内全域での利用が可能となっております。

耳で聴くハザードマップの周知状況につきましては、令和6年8月30日付で、県から県内各市町村に対しまして、耳で聴くハザードマップの周知に係るチラシの配布及び支援が必要な方々への周知について依頼があったところであります。

これを受けまして、本市では、9月2日に、福祉部障がい者支援課を通じまして、市内における全ての障害福祉サービス事業者等に、周知を行ったところでありまして、今後は、市ホームページ、X及びLINE等への掲載のほか、11月12日に実施予定の青森市視覚障害者の会に対する防災講話をはじめ、自主防災組織や町会、町内会等の防災講話や、防災訓練等の機会を捉え、周知してまいります。

以上です。

○渡部伸広委員長 工藤夕介委員。

○工藤夕介委員 御答弁ありがとうございます。

私も、「Uni-Voice Blind」というアプリ、これを得まして、耳で聴くハザードマップのほうを使用いたしました。

現在地とか出先を設定しますと、その情報を耳にすることができるというふうなところを確認したところであります。

使われた方は御存じかと思うんですが、音声にて、洪水、土砂災害、高潮、そし

て津波の情報を確認することができました。音声の速度も、調節ができて、ゆっくりしゃべる音声、また、早めにしゃべる音声という形で調整することができたのも確認をしたところでもあります。また、ハザードマップに加えまして、地域のお知らせでしたり、あるいは防災ガイドも音声で得ることができたのもまた確認をしたところでもあります。

災害情報の入手方法は大きく前進しておりますが、これもまた、今回の音声で実感をしたところでもあります。今後また、新たなツールやアプリなども登場してくることと期待をしているところでもあります。幅広く、今後も皆様のほうに御活用していただけるよう、さらなる推進をお願い申し上げまして、質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。早速質疑していきたいと思えます。

初めに、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費について。

ごみ問題対策市民会議の中でも、この間、議論されております高齢者等へのごみ出し実態把握調査について、2019年から、この調査を行っていると思えますけれども、その調査の進捗状況についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 赤平委員からのごみ出し支援の検討状況についての御質疑にお答えいたします。

全国的な高齢化の進展とともに、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加している状況を踏まえ、国では、地方公共団体における高齢者のごみ出し支援の検討を行うための参考となるよう、高齢者のごみ出し支援制度導入の手引を策定しております。この手引では、地域における高齢者等を取り巻くごみ出し環境の実態を把握していくことが肝要であると示されております。

このため、本市では、ごみ出し困難者のニーズに加え、豪雪地帯であります本市の特性等を考慮したごみ出し支援の在り方を検討するため、町会長や町会等から選出された代表者で構成され、地域のごみ問題に関する実践活動として、ごみの収集場所の維持管理などに御協力いただいております青森市ごみ問題対策市民会議の協力を得て、聞き取りによる実態調査を行っているほか、令和6年7月から、アンケート調査を行っているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 7月から、アンケート調査を行っているということなんですけれども、令和6年3月議会、今年の3月議会では、当時の答弁では408町会のうち43町会からアンケート調査の回答があったというふうにも答弁していたんですけれども、このアンケート調査を2019年から行っているわけなんですけれども、何というか、二重にやっているようなイメージがあるんです。もう既に調査していたんじゃ

ないのかなというふうに思うんですけども、7月から、またアンケート調査をやっているという話なんですけれども、調査の内容といたしますか、具体的にどのような調査を行っていて、いつ終わる見込みなのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 アンケート調査についての再度の御質疑にお答えいたします。

アンケート調査を実施した理由といたしましては、市全体におけるごみ出しに困っている高齢者等の実態や、冬季の路面凍結による局所的・季節的なニーズなどを速やかに把握するために行ったものであります。

アンケート調査は、令和6年7月に、全405町会・町内会を対象に調査票を郵送し、本日時点におきまして、全町会・町内会の約6割から回答を頂いているところであり、現在、未回答の町会に対して確認しているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 残りの町会については、今年度中に回答をもらうというような日程になっているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 アンケート調査についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、令和6年7月から、全町会・町内会にアンケート調査を郵送してございまして、実を言うと、8月いっぱいアンケート調査の締切りとしてお願いはしているところなんですけど、現時点で、先ほど御答弁したとおり、まだ6割程度しか回答が来てないということで、回答について今、確認しているというところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そうなると、まだ返ってきてない約4割の町会全てから、アンケートなり、聞き取り等をした後で、ごみ出し支援について実施するかどうかの判断をするというような考えでよろしいかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 アンケート調査に関する再度の御質疑にお答えいたします。

現在、アンケートに回答していただいた各町会におけますごみ出し支援が必要とされております高齢者等の実態について、一つ一つ丁寧に分析をしているというふうなところであります。また、ごみ出し支援の検討に当たりましては、支援が必要とされる高齢者等の実態のみならず、その総数につきましても把握し、具体的な戸別収集などの方法や必要な経費等を検証していく必要があるものと考えておりますことから、まずは全町会からアンケートを回収することに努めまして、本市における高齢者等を取り巻くごみ出し環境の実態把握を進めていきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 8月末が回答期限だったけれども、まだ集まっていないというのが4割ほどあるということで、まずは全町会を掴みたいとなると、まだまだ、この調査の時間はかかるのかなというふうに思うわけなんですけれども、ただ一方で、やっぱり2019年から、この調査——まあ、コロナを挟んだとはいえ、5年間が経過しているわけで、相当年数が経過しており、それで前回の質疑の中での答弁では、少ないですけれども、ただ支援は必要だというふうに答えている場所もあるということでした。やり方としてはいろいろな方法があると思うんですけれども、それは、例えば、ごみステーションまで誰が持っていくのかという方法もあるわけですが、一方で、求めている住民からの声としては、例えば、個別収集の柔軟的な運用ということも考えてほしいということも言っております。例えば、新城なんかは、坂を下りて、ごみステーションまで運ばなければいけない。前日も言ったように、冬になると、それが命がけになってしまうときもあるというときに、やっぱり特別な、そういう困難な場所に住んでいたり、あるいは事情がある人に対して、個別収集を独自で契約して行っている人に対する補助制度だとか、あるいは個別収集を認めていくとか、そういうような方法などもやっている自治体がありますので、ぜひ、そういったものも検討して、早く、これは導入するかどうかということは考えていただきたいというふうに要望して、この項は終わります。

次に、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算附属書①、264ページの緑花費について質疑します。

令和5年度決算のうち、青森地区における緑花費の内訳についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 赤平委員からの緑花費の委託料の内訳についての御質疑にお答えいたします。

本市における公園樹や街路樹等の緑花費に係る維持管理につきましては、樹木の健全な成長を促すことや景観への配慮として樹形を整えることなどを目的に剪定等を実施しております。また、公園の快適な環境と安全を確保するため、春の公園開設時におきましては、目視による樹木点検を行い、安全の確保が疑われる樹木につきましては、伐採などの対応を行うとともに、巡回パトロールの際に、枯れ枝や枯れ木を発見した場合には、速やかに枝の除却や伐採等を行っております。

緑花費に係る令和5年度決算のうち、青森地区における委託料は約4031万円であり、その内訳につきましては、都市公園や児童遊園、街路樹の植樹ますにおける草刈り除草作業として約1354万円、プラタナスやシダレヤナギなど、樹勢が強く、毎年、剪定作業が必要な樹種の剪定作業や病害虫対策として約716万円、冬期間の雪囲いの設置解体作業として約344万円、青森駅東口駅前広場に設置するプランターや市道新青森駅前大通り線に植栽しておりますラベンダーの維持管理作業等として約445万円、そのほか、突発的な倒木や枝折れなどの対応のほか、カラスの巣や蜂

の巣の撤去など、市民の皆様から寄せられる剪定や伐採などの要望に対応するための作業として約 1172 万円となっております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 委託料の内訳として 5 項目示していただきました。2 番目に比率を占めたのが、突発的な倒木や枝折れなどの対応のほか、カラスの巣や蜂の巣の撤去、剪定や伐採などの要望に対応するための作業、いわゆる緊急対応作業として約 1172 万円ということでした。

今年の 3 月議会のときに、この樹木管理の質問をした際に、令和 5 年度の予算額についての同じ内訳として質問しましたがけれども、その際、緊急対応作業の予算額は約 173 万円という答弁でした。これは、担当課の様々な努力で、市民の要望に何とか応えたいと予算の範囲内でやりくりした、その成果だというふうに思いますけれども、やはり当初の予算のつけ方が、市民の要望の高さ、需要の多さに見合っていないのではないかなというふうに思います。

緑花費は、例年だと 4000 万円ぐらいの予算額で、令和 6 年度は約 5400 万円となりましたけれども、十分に緊急対応に当たれるよう、さらなる増額も考える必要があると思います。

先ほど、お昼のニュースでは、昨日、東京都日野市でイチョウの木から枝が折れて落下して、下を歩いていた 36 歳の男性が下敷きになって死亡したと報道もされておりました。日野市は、7 月に目視で確認した際には異常はなかったとしていますけれども、樹木医は、樹木が高くなり過ぎたり、枝が横に広がり過ぎたりしている場合は、行政などの管理者が早めに対応することが必要だということも述べております。

こうしたことを考えたときに、やはりどういうふうに管理をしていくのか、とにかく目視目視ではなくて、ある程度、樹齢が相当たっているような樹木などは、地域の住民とも相談しながら、早めに対応するなど、そういった計画性を持つことも大事だということは前回、訴えましたけれども、ほかの都市でも、こうした事故がまた起きてしまっているということも考えれば、いよいよ本市も人ごとではないというふうに思うので、対応の強化を求めます。

樹木についての相談は、公園や街路だけではなく、学校敷地内の伸び過ぎたものに対しても寄せられております。

そこで、学校の樹木管理についての計画や指針についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校の樹木管理についての再質疑にお答えいたします。

学校の樹木につきましては、日頃から学校職員が定期的に樹木の幹や枝葉の状態を確認し、樹木の成長に伴い、必要に応じて枝払いを行うなどの管理を行っております。また、枝折れや倒木の危険がある樹木や樹高が高いなどの樹木につきましては

は、教育委員会において、実地検査を行い、緊急性が高いと判断したのから造園業者などに委託し、順次、剪定または伐採を実施しているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 例えば、私が相談された場所でいえば、油川中学校の樹木です。約 20 メートル近くになる、いわば巨木になっている木ですけれども、毎年、落ち葉を散らして、近隣住民からも何とかならないものかといった声が寄せられ続けているということです。

今年度、何本か伐採したということでしたけれども、裏側、プールがあった場所のところは、もう、それこそ本当に巨木になってしまっていて——まあ、大きくなり過ぎていても、当然、伐採作業に必要な費用もかさむわけですから、結局、手がつけられない状態になってしまっている。なかなか手をつけづらくなってしまっているという状況にもなっていると思います。

やはり、そうなる前に芯止めをすとか、今後は樹木の寿命を迎えて、倒木のおそれも出てくることも予想される中で、この学校の樹木についても、やはり伸びっ放しにしておくのではなくて、芯止めをせめてすとか、そういうような危険性を未然に防ぐ管理方法の強化が必要だというふうに思います。これは、時間がないので、要望で、この項は終わりたいと思います。

次に、3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉施設費について、令和 5 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書①、175 ページの石江富田ちびっこ広場改修工事費ほか 8 件、793 万 8932 円の内訳についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 赤平委員からの石江富田ちびっこ広場改修工事ほか 8 件の内訳についての御質疑にお答えします。

ちびっこ広場及び児童遊園に係る工事請負費の令和 5 年度決算額の内訳については、石江富田ちびっこ広場遊具改修工事として 210 万 1000 円、本泉ちびっこ広場遊具改修工事として 181 万 5667 円、石江富田ちびっこ広場外柵改修工事として 167 万 8165 円、このほか 6 件の 234 万 4100 円となっています。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これまでも触れてきた富田地域の公園ですけれども、その中の貴重な公園の一つであるこの石江富田ちびっこ広場は、私もよく見る公園で、結構、長い期間、ブルーシートで滑り台がぐるぐる巻きにされていて、ひょっとして撤去するのかなというふうに思っていたら、改修がされました。一方で、遊具の新設という点では、なかなかハードルが高いというのが現状だというふうに思います。なるべく撤去という形ではなく、こうした改修といった対応を取ってほしいというふうに思います。それは、当然、地域の子育て世帯などの声も聞きながらやってほしいというふうに思います。

それから、子育て世帯からは、まだまだ遊具が古いところがあるだけではなく、

新しい遊具を設置してほしい、地域の身近な児童遊園やちびっこ広場を魅力的な場所にしてほしいという声もあります。最近では、インクルーシブ遊具という幅広い子どもたちを対象とした遊具もあり、こうしたものも、計画性を持って、改修・更新のときには、そういったものに更新していくということもぜひ考えてほしいなというふうに思います。

子どもが遊ぶための遊具は、公園だけではなく、学校にも設置されておりますけれども、学校の場合は、老朽化も大変目立っております。昨日、ちょっと油川小学校の校庭を見る機会がありましたけれども、25年ぐらい前、油川小学校に通っていたときに私も遊んでいたジャングルジムが今もあって、大変、危ないなというふうに思っていたんですけども、学校の遊具の管理方法についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校の遊具管理についての再質疑にお答えいたします。

学校の遊具につきましては、日頃から学校職員が定期的に遊具の状態に異常が発生していないか確認を行っているほか、教育委員会におきまして、年度当初に学校を訪問し、校舎等の学校施設と併せて確認作業を行っております。

修繕等が必要な遊具につきましては、限られた予算で対応する必要がありますことから、校舎等の学校施設を含め、緊急度及び優先度を見極めながら、児童が安全に使用できるよう、適切に対応しているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 一般的な答弁といえれば一般的なあれだと思うんですけども、それこそ子どもの遊び場が極端に少ない地域を考えたときに、遊具も備えた小学校の校庭なんかは、やはり未就学児も含めて、子どもの遊び場にもなり得るのではないかなというふうに思います。学校の校庭の地域への開放ということも考えられるというふうに思いますけれども、その開放という考え方についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 校庭の遊び場としての開放についての再質疑にお答えいたします。

教育委員会では、青森市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則を定め、学校の校庭等について、校長と協議の上、校長の了承があった学校の校庭について、安全な遊び場の確保を目的に開放しているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 校長の了承があったところは開放しているということなんですけれども、そもそも市としても公園空白地区といったような場所があるということは、やはり認識しているわけです。それで、学校の校庭も積極的に活用ができれば、そういった遊び場の一つの解消ということにもつながっていくのではないかなというふうに思います。できれば、積極的に地域にアナウンスをして、どうぞ遊びに来

てくださいといったことも1つの手ではないかなというふうに思います。

これまでの子ども総合プランの策定時のアンケートを見ても、子ども自身から、学校の遊具を直してほしい、増やしてほしいという声をはじめ、遊具をいつでも遊べるようにしてほしいといった声もあります。もちろん公園を増やしてほしいという声もありますけれども、そういったことも併せて、施設を有効活用していくということも、ぜひ検討していただきたいというふうに要望して、最後に、3款民生費1項社会福祉費4目青少年対策費から、放課後児童会について質疑します。

夏休み期間中など、長期休みのときに、利用する児童が1日の大半を過ごすことになる放課後児童会ですけれども、その児童会によって様々な工夫を図って、例えば、積極的に外遊びをしたり、体育館で遊ぶなど、体を動かすことを取り入れているところとそうではないところがあると、放課後児童会によって差があるといった声も寄せられております。

そこで、市として、夏休み期間中における放課後児童会での過ごし方について、外遊びや体育館の活用についての考え方をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長

○岸田耕司福祉部長 赤平委員からの夏休み期間中の児童の外遊びや体育館の遊びについての市の考え方についての御質疑にお答えします。

夏休み期間中については、児童が長時間にわたり、放課後児童会で過ごすことになるため、児童にストレスを感じさせないよう心配りしながら、カードゲームやボードゲームを活用するなど、放課後児童会において工夫し、対応しています。なお、学校施設の借用ができる場合には、外遊びや体育館でのドッジボールなども行っています。

本市としては、放課後児童会を利用する児童に対し、学習体験活動の機会の充実を図っていくことが求められているものと認識しており、教育委員会とも連携しながら、学校教育に支障が生じない範囲で、学校との調整を図り、学校施設の活用についても取り組んでまいります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 求められているという答弁がありました。

それぞれの放課後児童会の実情は様々あると思いますけれども、やはり夏休みの大半を過ごす児童も多い中で、市として、例えば、熱中症に留意しながら、学校とも協議して、体育館で体を動かすことを推奨するとか、ある程度の統一したメッセージを出すことも必要ではないかなというふうに思います。

児童会の中には、いかに子どもたちに楽しい時間を過ごしてもらおうかというよりも、何かあったらどうしようかという、そういったリスクをどうしても気にしてしまっていて、様々な遊びを取り入れることに消極的になってしまっているところもあるというふうなことを聞いております。それを、それぞれの児童会の中でどうしようかというふうに考えていくということは、なかなか大変かなというふうにも思うの

で、市として、そういった、こういうふうな形で過ごせばどうですかというようなメッセージを発するという必要かなというふうに思います。

それから、放課後児童会の中で寄せられている声としてあるのが、それぞれの放課後児童会で、いわば独自のルールができてしまっているということです。新たなことを取り入れたいとしても、これまでこうしてきたからという考えから抜け出すことがなかなか難しいことも現状としてあると。誰がどういう役割をするのかもはっきりしないままに運営しているという状況もあるということです。

そこで、他自治体では、主任支援員を設けて、連絡調整や、ほかの支援員の意見などを取りまとめたりする役割も担っておりますけれども、この主任支援員についての市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。主任支援員についてです。

放課後児童支援員については、青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭等の資格を有する者、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者などのいずれかの要件を満たす方を、おおむね40人を1単位とする支援の単位ごとに2名以上配置することとし、全ての放課後児童会において、配置基準を満たす放課後児童支援員を配置しています。また、現場のまとめ役については、これまでも経験年数の長い常勤職員が担っている状況にあります。ただし、放課後児童会全体の指導監督は、子育て支援課の職員が行っています。

放課後児童支援員における主任の配置についてであります。放課後児童会においても、子どもの居場所としての質的充実が求められてきているものと認識しています。外部化も含めてであります。今後、放課後児童会の質的充実を検討していく中で、併せて検討してまいります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、福祉部長の答弁にありましたけれども、今般、青森市こども計画素案には、主な取組の中に、放課後児童会について、ICTの活用や民間事業者のノウハウを活用した外部委託の検討という文言がありました。

それで、放課後児童会の民間委託については、夏休みなどに昼食の提供がありますよとか、様々なイベントを企画していますよとか、そういった文言が調べてみるといういろいろ並ぶわけなんですけれども、ただ一方で、現場の職員の給与が低いまま、保育の質の低下につながるといったことも指摘されたりとか、不安が出されたりとか、それからトラブルがあったときの責任の所在がどこになるのか、曖昧になるのではないかとといった問題点も併せて指摘されています。中には、1回、外部委託したけれども、もう1回、公営に戻したといったところもあります。

この外部委託について、何人かの子育て中の人とも話をしましたけれども、やっ

ぱり放課後児童会の質の低下への不安、よくなるということがなかなかイメージできないということも寄せられております。何よりも、この問題については、ちょっとまた改めてやりたいと思えますけれども、この外部委託化については、現在、頑張っている支援員自身からもしっかりと話を聞いて考えていってほしいということを要望して、私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 立憲民主・社民、蛭名です。

私からは、3項目について質疑いたします。それぞれよろしく申し上げます。

初めに、4款衛生費1項保健衛生費6目救急医療対策費のうち、医師確保対策特別事業、救急医療情報システム運営事務、病院群輪番制病院事業について、それぞれの事業内容及び市の負担額をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 蛭名委員の救急医療対策費の各事業についての御質疑にお答えいたします。

初めに、医師確保対策特別事業は、本県における深刻な医師不足を解消するため、医師確保対策の一つとして、主に本県高校出身の弘前大学医学部入学生に対して、入学金・授業料等の修学資金を貸与し、一定期間、県内自治体医療機関等へ勤務することにより、返還を免除する医師修学資金支援事業を県及び本市も含めた県内市町村が経費負担するものであります。令和5年度の人口割合に応じた本市の負担額は、474万7361円となっております。

次に、救急医療情報システム運営事務は、県が整備・運営する救急医療情報システム、あおもり医療情報ネットワークを活用しまして、救急患者が状態に応じた適切な医療を受けられるよう、夜間・休日に開院している医療機関等の情報についてホームページを通じて提供するものであります。令和5年度の人口割合に応じた本市の負担額は、5万4495円となっております。

なお、県が運営する当該システムであります。令和6年3月をもって終了となっております。4月からは厚生労働省が運用する医療情報ネットがその役割を担っております。

次に、病院群輪番制病院事業は、初期救急医療施設等からの重症救急患者搬送先として4病院と協定を締結し、休日・夜間における入院等を必要とする重症救急患者を輪番制で受入れしております。受付時間は毎日午後6時から翌日午前8時まで、日曜・祝日及び年末年始につきましては加えて午前8時から午後6時までとなっております。1回当たり7万1040円以内の額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない額を補助するものであります。

以上です。

○渡部伸広委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 医師確保対策特別事業についてですが、確認です。

事業の実施主体はどこですか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

医師確保対策特別事業は県自体が医師修学資金支援事業というものを、要は県と本市も含めた県内各市町村がその経費負担を行っているもので、大本は県の事業になりますが、本市がその負担金を出す事業、医師確保対策特別事業であります。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 分かりました。

県の国保連も実際の対応の事務とかを扱っているということで、それをちょっと知らなかったんですけれども、主体は県と国保連ということになるかと思えます。

それで、実際、弘前大学医学部の入学金授業料は6年間でどの程度の総額になるかお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。弘前大学医学部の入学金・授業料についてです。

令和6年度入学の場合、現時点でありますけれども、弘前大学医学部の入学金・授業料の6年間の総額は349万6800円となっております。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 実際に制度がどの程度、功を奏しているのかということで、例えば、修学資金の貸与を受けた人が——返還免除9年ですよ、1.5倍の。9年間しっかり県内で勤めていただけているのかなというのを県に聞いてもらおうとしたんですけれども、県で何か答えてくれないということだったんです。

それで質疑を変えるんですけれども、この制度を利用して、県内の医療機関に勤務した人数が、令和5年度はどれくらいあるかお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。保健部長。

○**千葉康伸保健部長** 再度の御質疑にお答えいたします。医師確保対策特別事業の令和5年度の実績についてであります。

県から伺ったところによりますと、医師確保対策特別事業であります弘前大学医師修学支援事業を利用して県内の医療機関で勤務している医師は、令和5年5月1日時点の人数となりますが合計で179名となっております。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 思ったよりは結構いるかなと思いました。

それで、医師修学資金に関連して、お医者さんになりたいという志があっても経済的な問題で医学部に入学できない学生に対して、学費等の経済的支援を行うこと

で、卒業後9年間、青森市民病院を含めて県内自治体の医療機関等で働いてもらう制度であります。本県の医師不足解消に本当に役立っていると思っています。

それで、目的が医師確保対策なので、さっき言ったように返還免除期間終了前に県外に行く人とか、返還免除期間終了後にどれくらい県内に残っているのかなど、県が主体の事業ではありますけれども、市も負担金を払っている事業でありますので、ぜひ機会があれば確認していただければと思います。

それから、救急医療情報システム運営事務です。

これは令和5年度で終了して、厚生労働省が運用する医療情報ネットがその役割を担っているということでした。

それで、早速、この国の医療情報ネットを検索してみたんですけども、まず開いてから青森県をクリックして、青森市を開いてと、これはちょっと救急には向かないなという感想を持ったんですけども、この医療情報ネットに移行した後、使いにくいとかトラブルとか、そういった声は市民から寄せられていないでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。医療情報ネットについてであります。

保健部にはそうしたお声はいただいておりません。救急医療情報システムから医療情報ネットへの移行について特段のトラブルがあったという話は聞いておりませんが、市といたしましても引き続き、「広報あおもり」や市ホームページを通じて、医療情報ネットの周知に努めてまいります。

以上です。

○渡部伸広委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 私も本当に救急の際は、消防本部の722-2211で当番医を紹介してもらうなどやっております。この医療情報ネットっていうのはちょっと初めて知りました。

それから次は病院群輪番制病院事業についてです。

現在、二次輪番の4病院はどこか。また、令和5年度はそれぞれいくら補助したか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

病院群輪番制病院運営事業補助金についてであります。

二次輪番病院として、本市と協定を締結している病院は、先ほど4病院と申し上げましたが、青森県立中央病院、青森市民病院、あおもり協立病院及び青森新都市病院であります。そのうち青森県立中央病院を除く3病院に対して補助金を交付しております。

令和5年度の補助金額であります。青森市民病院は1189万9200円、あおもり協立病院387万1680円、青森新都市病院600万2880円となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。

今後、県病と市民病院の統合新病院がどういう病院になるかで、またこの輪番制の補助金が出るかどうか、ちょっと、あれなんですけれども、そもそも1回当たりの基準額とか、対象経費——実支出額と比較して少ない額を補助とかとあるのですが、これは何で決められているんですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。補助金の額の根拠ということであります。

令和6年度に関しましては、令和6年度青森市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱を定めておりまして、この中に補助金額の規定があります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。

今後必要に応じて、1回当たりをほかの病院に負担が多いようであれば改正するなど考えていけるのかなと思います。

以上をもちまして、救急医療対策費について終わります。

次は2款総務費1項総務管理費4目企画費、浪岡地区バドミントン移住学生支援事業についてです。

浪岡地区バドミントン移住学生支援事業の概要についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

本事業のうち支援金制度につきましては、県外から浪岡地区に移住した生徒の保護者に支援金を交付し、将来的な定住促進及び浪岡地区の活性化を図ることを目的に、令和4年度から開始した補助制度であり、交付要件といたしまして、1つに、県外から浪岡地区に移住し、浪岡中学校または浪岡高校に入学すること、2つに、浪岡地区に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと、3つに、浪岡中学校または浪岡高校卒業まで浪岡地区に居住する意思を有していること、4つに、浪岡中学校または浪岡高校のバドミントン部に入部していること。これらを満たしている移住対象者の保護者に対しまして、移住する生徒1人につき25万円を上限として、引っ越し費、転居交通費、寝具などの新生活支援費等を支給するものであります。

次に本事業のうち、学生寮運営につきましては、浪岡地区におけるバドミントン競技によるまちづくりの推進に向け、県外から意欲ある中高生を呼び込み、将来的な定住促進及び浪岡地区の活性化につなげるため、令和4年度に建設し、令和5年

4月に開設した定員12名の学生寮であり、その管理運營業務を行っている事業であります。

以上です。

○渡部伸広委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 補助金、学生寮の運営について、令和5年度及び令和6年度の運用状況についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 補助金と学生寮の利用状況についての再質疑にお答えいたします。

浪岡地区バドミントン移住学生支援事業補助金の令和5年度の利用実績は、申請件数が7件、補助金交付額は103万6000円となっております。

令和6年度は9月1日現在であります。申請件数が3件、補助金交付決定額は42万7000円となっております。

また、学生寮の入寮数につきましては、令和5年度、令和6年度、いずれも定員と同じ12名が入寮しております。

以上です。

○渡部伸広委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 学生寮は定員と同じ12名が入寮しているということで本当によかったと思います。また、現在も引き続き、補助金の利用もあるということで本当によかったと思っています。

パリオリンピックでは奈良岡功大選手、メダルは残念でしたが、旧浪岡町で生まれ、ずっと活躍されております。これからも全国的にバドミンソンのまち、浪岡がさらに有名になって、もっと浪岡地区に来てくれる中学生、そして浪岡高校に入学する子どもが増えて移住促進にもなればと思って今回取り上げました。ありがとうございます。

次は、10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、第80回国民スポーツ大会開催準備事務について、令和5年度に実施した大会準備に係る取組及び決算額をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和5年度の大会準備に係る取組及び決算額について、お答えいたします。

第80回国民スポーツ大会につきましては、令和8年に県内市町村を主な会場といたしまして、正式競技37競技が開催され、本市におきましては、開会式・閉会式のほか、県内最多の14競技が行われることとなっております。

令和5年度の取組といたしましては、広報活動、先催市調査、実行委員会の運営を行ったところであります。

これらの主な取組と決算額につきましては、初めに、広報活動といたしまして、

本庁舎や駅前庁舎への横断幕及びガラスシートの設置、ホームページの制作、東青5市町村が連携した大会PRイベントの開催、ラッピングバスの運行、カウントダウンボードの作成などに726万5000円、次に、鹿児島市などの先催市状況調査に163万3000円、続いて、総会など実行委員会の運営に10万4000円となっております。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 様々な準備、取組をやってこられたと思います。その中から、東青5市町村が連携した大会PRイベントについて、その参加人数などお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** 令和5年度に実施いたしましたPRイベントの概要についての再度の質疑にお答えをいたします。

令和5年度におけるPRイベントは、9月16日の土曜日に県及び東青5市町村が連携し、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」西広場において開催しました。

主な内容といたしましては、5市町村長による大会PRをはじめ、モルックなどの競技体験、地元特産品の販売のほか、大会公式マスコットキャラクターの缶バッジ制作体験や青森地域活性化アイドルGMUのステージイベントなどが行われ、会場には家族連れなど約400の方が訪れたところであります。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 約400人が訪れたということで、盛会だったと思います。

それで全国障害者スポーツ大会は、これに向けてどのような準備を行っているのかお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** 全国障害者スポーツ大会に向けた準備についての再質疑にお答えをいたします。

本県で開催されます第25回全国障害者スポーツ大会は、令和8年10月23日から26日までを会期といたしまして、本市においては、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球の4競技が行われることとなっております。

当該大会につきましては、国民スポーツ大会とは異なりまして、先催大会同様に、おおむね県が主体となって運営していくこととなります。会場地市町村の業務につきましては、県からは、協議会の運営に対する職員の動員及び会場地市町村として独自に行う業務と示されております。

本市では、全国障害者スポーツ大会の準備に当たって、これまで国民スポーツ大会と併せたPRを実施してきたところでありますけれども、今後、県が中心となって進める大会準備の進捗に応じまして、競技団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 国民スポーツ大会まであと2年となり、これからどんどん忙しくなってくるかと思えます。令和6年度はどのような取組を行っていくのかお示しく下さい。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** 令和6年度の主な取組についての再質疑にお答えをいたします。

今年度は、各競技会場の実施設計及びそれらを踏まえた経費積算のほか、大会運営に係る庁内体制の検討や広報活動などを通じて機運醸成を図っているところであります。

具体的には、本市開催の14競技の各会場につきまして、会場レイアウト、関係者の動線、運営スタッフや警備員の配置人数などを整理した実施設計を取りまとめた上で、選手、監督、観覧者等の輸送費や人件費など、経費積算を行っているところであります。

また、来年行われるリハーサル大会に向けまして、各会場の受付案内、観覧者の誘導、表彰式の開催などに係る職員の配置についての整理や大会運営をサポートするボランティアを募集することとしております。

そのほか、既に運行しておりますラッピングバスや横断幕の設置等に加えまして、各種広報媒体を活用した大会PR、市内で開催されるイベントへのPRブースの出展などを通じて、大会に向けた機運醸成を図っているところであります。今後におきましても、国民スポーツ大会の開催に向けて、県や競技団体等と連携を図りながら各種準備を着実に進めてまいります。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 改めて見ますと、国民スポーツ大会の目的はスポーツの普及、国民の健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展となっていました。スポーツをやる人もやらない人も楽しめる大会になればと思います。

大会本番を2年後に控え、令和6年4月1日付の人事異動で15名増員になったようであります。様々な業務があつて大変だとは思いますが、成功に向け、しっかり取り組んでほしいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○**渡部伸広委員長** 次に、相馬純子委員。

○**相馬純子委員** 無所属、相馬純子です。どうぞよろしくお願いいたします。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費1目学校管理費に関連して、学校の施設、設備について質疑いたします。

令和5年度の学校の改修工事費のうち、トイレの洋式化に係る工事費及びエアコンを使用する基準の2点について伺います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 トイレの洋式化に係る工事費及びエアコンの使用基準についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度のトイレの洋式化に係る工事費につきましては、小学校は1億7094万円、中学校は1億835万円となっております。

次に、エアコンを使用する基準につきましては、国におきまして、令和4年度に学校環境衛生基準を一部改正し、教室等の温度は18度以上28度以下であることが望ましいとしております。

教育委員会では、令和3年度にエアコンを普通教室に設置して以降、各学校に対し、毎年5月にエアコンを使用する際の注意点に関する文書を送付し、その中で設定温度は27度を原則としているものの、体感温度には個人差があることや教室内の場所によっても室温が異なるため、児童・生徒個々の体調や状況に配慮し、温度設定については柔軟に対応するようお願いしております。

○渡部伸広委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 2点について、御答弁ありがとうございます。

まず、トイレの洋式化について、質疑をしたいと思います。

以前、予算特別委員会で女子中学生の声をお届けしたんですけれども、もう一度その状況を申し述べますが、その学年棟にトイレが2つあって、そのトイレはほぼ和式で洋式が1つしかない、1組から3組はこっち、4組から5組はこっちっていうふうに割り当てられているんですけれども、やっぱり今の子どもたちは和式に慣れていないので1つしかない洋式のトイレに並ぶと、休み時間は多分5分、10分なので、用を足せないまま教室に戻らなきゃいけない、どうにかしてくれみたいな感じで言われたので、ちょっと取り上げさせてもらいました。

どれぐらい経費をかけたかという御答弁を伺ったんですけれども、小学校は1億7094万円、中学校は1億835万円ということでした。

聞き取りのときに、トイレの洋式化も含めた学校に係る改修工事費の総額も伺ったんです。学校改修工事費の総額、小学校は約47%を使ってトイレの洋式化を行ったと、中学校では約58%を使って洋式化が図られたっていうことが聞き取りから分かったんですけれども、やっぱり教育委員会でも、トイレの洋式化の重要性を御認識なさって力を注いでいるんだなということを理解させていただきました。

それでも、先ほど申し上げた生徒さんの学校の改修はまだみたいで、この間、もう、相馬さん、どうなっているのと詰め寄せられたんですけれども、ごめんね、もうちょっと待ってね、市でも計画立ててやっているからね、と話はしたんですけれども、やっぱりとてもがっかりして、もうあんたなんか頼らないみたいな感じで言われたので、お願いしたいんです。

そこで、質疑いたします。

令和5年度の洋式化の実施状況について教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校のトイレの洋式化の実施状況についての再質疑にお答えいたします。

令和5年度におきましては、小学校6校、中学校3校の計9校のトイレ洋式化改修工事を実施しております。その結果、学校のトイレの洋式化率は令和5年度末時点で、前年度比10.8%増の69.1%となっております。

○渡部伸広委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ありがとうございます。

70%近くになったということで、今年度も多分同じような規模での改修工事が行われるんじゃないかなと期待をしているんですけども、いいですね。あと少しだと思うんです。

100%達成していただきたいんですけども、100%達成の目途について、お知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校のトイレの洋式化に係る市の考えについての再質疑にお答えいたします。

本市におきましては、小・中学校のトイレの洋式化を順次進める上で、便座に触れる洋式トイレを衛生面から望まない児童・生徒が一定数いることなどから、和式トイレを一部残す必要があると考えております。

今後とも教育活動に支障がないよう適切に対応してまいります。

○渡部伸広委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ありがとうございます。

便座に触れることに抵抗感がある生徒さん、一般質問のときに人一倍敏感な子どももいるということで、100%にはしないという理由について、私も納得いたしました。

聞き取りでは教育的意義でこういうトイレも昔々あったんだよというのを知らせるためにも全て洋式にはしないということを伺って、それもあるほどなと思えました。昔、昭和の時代というのがあって、こういうトイレもあったよというのも教育的に必要なことかと思えます。

児童・生徒のトイレへのニーズに即して、順次、改修を進めていってほしいなと思います。

ただ、予算もありますので一気に無理だとは思いますが、今この瞬間も、トイレに並んで休み時間に用を足せずに、だかだか走って授業に臨む子どもたちもいるということのをちょっと胸に置いていただいて。やっぱり勉強に集中できない——女子だと、先生すみません、トイレに行きたいですと手を挙げて言うのものはかられる子もいると思うので、そういう子どもがいるということのを胸に置いて、改修を1日も早くお願いしたいと思って、トイレの洋式化については以上で終わります。

す。

次に、エアコンの使用基準についてですが、こちらは要望させていただきます。

取り上げた理由は、やっぱり市内の中学生の生徒から、教室の温度が30度にならないとエアコンをつけてくれないので暑くてしょうがないと言うんです。エアコンがせっかくだけついているのに、何のためのエアコンなんだということで、ちょっとやっつけられていないみたいな感じで怒っていたんですね。

教育委員会では、エアコンを使用する基準について、各校に5月に文書を配布しながら指導をなさっているということを知って、その文書についても頂いて拝見いたしました。やっぱり、教室の室温が28度以上となる場合は、エアコンを使用してくださいと。設定温度は27度なんだけれども、教室の状況などを見ながら設定温度を下げていいですよ。体感的に個人差があります。教室の場所によっても室温は異なるので、児童・生徒個々の体調や状況に応じて風向きを変更するとか、柔軟に対応してくださいって、黄色いマーカーで塗って文書で配布しているんですね。

エアコンの風で体調が悪くなる子どもたちもいるので、そういうところにも配慮してねと、きめ細かく書いているんです。

ただ、この文書の一番最後に大きい文字で、四角で囲んで、可能な限り節電に努めてくださいと書いてあるんです。多分、この文書が学校に来て、教育委員会の方から説明を受けて、校長先生が先生方に言うときに、絶対ここを言うんですよ。事務長なんかも、可能な限り節電に努めてくださいねって、多分お話しすると思うんです。現場の先生方って真面目なので、当たり前なことなんですけれども、校長先生が先生たちに節電に努めるようにというのと、先生たちが子どもたちに我慢を強いてしまう傾向があるんですね。先生暑い、と言われても、電気代が高いからちょっと我慢しなさい、とか何とか。人間って節電に努める自分はいいい職員だと思っちゃうじゃないですか、

特に中学校は、今は違うかも分からないんですけど、私がいたときは、我慢は美德みたいな雰囲気があって。配慮してくださいと、すごくいいことが書かれているんだけれども、この下のところに大きい文字で書いている可能な限り節電に努めてくださいが、ちょっと入っちゃう傾向があるかなと思うんです。

ボランティアで、度々、ある小学校に来校するんですけども、朝だったんですが、その小学校はそんなに暑い日でもないんだけれども、湿度が高い日だったんですが、クーラーがついていて、すごくいい環境で、小学校1年生の子どもたちが、おはようって言うと、ありがとうございますとかって言ったので、学校によるんだと思うんです。

9月もあと少しですけども、まだ30度近い日も青森でもありそうなので、もう一度学校に、ここに書かれている柔軟な対応、子どもたちが暑くて勉強に集中できないっていう状況を避ける意味でも、教育委員会から各学校にもう一度周知していただければなと思ってお願いしたいと思います。対応していただけますでしょうか。

よろしく申し上げます。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 25 分からといたします。

午後 2 時 51 分休憩

午後 3 時 25 分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 創青会の小倉尚裕です。よろしく申し上げます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 3 目道路維持費 12 節委託料、青森市除排雪業務総合管理システム構築業務委託料 960 万 7400 円について、まず、ライブカメラ導入の目的をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 小倉委員のライブカメラ導入の目的についての御質疑にお答えをいたします。

近年の人口減少、少子・高齢化の進展により、除排雪に係る財政負担や除排雪業務に必要な職員の確保等が課題となっており、除排雪業務における効率化・省力化の体制構築が必要となっております。

一方、本市では、青森市市民とともに進める雪処理に関する条例に基づき、令和 3 年 3 月に青森市雪対策基本計画を策定し、除排雪体制を維持していくため、官民連携の下、ICT 等の先進的技術を活用し、除排雪業務の効率化・省力化に関する調査研究を行ってまいりました。

青森市除排雪業務総合管理システムはこうした背景を踏まえ、令和 4 年度に本市の除排雪体制強化プロジェクトに位置づけた取組の一つとして整備に着手したものであり、国の交付金を活用しながら除排雪業務の効率化を図るシステムを構築することとしたものであります。

本システムの機能の一つでありますライブカメラは、冬期間における道路幅員の確保や交差点部の雪盛り等による道路状況の把握など、市職員のパトロール作業を補完するため、奥野地区・港町地区・西大野地区の 3 か所に設置したものであります。

以上であります。

○**渡部伸広委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 本システムはプロポーザルで契約の相手方を決定していますが、この際のライブカメラについての提案内容をお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えをいたします。

本システムは、除排雪業務の効率化を図ることを目的としており、システムの導入に当たりましては、公募型プロポーザル方式により受託者を決定しております。

プロポーザル実施の際に、本市から業務仕様としまして、ライブカメラの設置箇所数、カメラ及び周辺機器の使用、ライブカメラの使用目的、11月から翌年3月までの稼働期間であることについて提示をしております。

本システムのプロポーザルへ参加した事業者は1者のみであり、ライブカメラに関する提案の概要は、リアルタイムでの映像確認、7日前までの録画映像確認、ライブカメラの遠隔操作が可能なこととなっております。

以上であります。

○**渡部伸広委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** ライブカメラ導入効果の検証状況についてお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えをいたします。

本システムは、除排雪業務の効率化を図ることを目的として、令和5年度に稼働を開始し、カメラをリモート環境で閲覧できることは確認できましたが、当該シーズンは冬型の気圧配置に伴う降雪があったものの、寒気が長続きせず、ある程度降っては解けてを繰り返す気象の傾向でありましたことから、除排雪作業の効率化についての十分な検証結果には至っていないものと認識しております。

以上であります。

○**渡部伸広委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 委員長、決算特別委員会は通告制ではないですね。

○**渡部伸広委員長** はい。

○**小倉尚裕委員** それでは、まず、今の答弁の中で何点か確認をしながら、質疑してまいりたいと思います。

まず、以前も当然いろいろ運用を行っていたと思うんです。例えば日報の報告等であり、そういう点もあったと思うんですけれども、この点の以前の運用の保守点検の契約と今回の違い——定点カメラを3点設置し、道路状況を把握というよりも、除排雪のパトロール等ではなくて、このカメラでの点検をするというふうな部分だと思うんですけれども、運用の違いをお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 再度の質疑にお答えをいたします。

青森市除排雪業務総合管理システムを導入する以前につきましては、先ほど委員

御案内のとおり、市の担当職員、そして除排雪事業受託業者の間では基本、紙等の書類によるやり取り、あるいは電話・ファクシミリ等による連絡の取り合いというようなことがメインでありました。

今回、先ほど申し上げましたとおり青森市除排雪総合管理システムは、そういうこれまでの除排雪業務を今後、効率化・省力化の体制構築を進めていこうということで行いまして、現システムにおきましては、まず、ICTを活用したパトロール業務ということで、先ほど申し上げました定点カメラの活用、そして、パトロール結果の管理、排雪作業の進捗管理等をデジタル化する、あるいは除排雪指令のデジタル化、雪捨場調整のデジタル化作業日報のデジタル化、デジタル化による日報管理・予算管理という仕組みに変えたものであります。

以上であります。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、本契約の特徴として、令和4年度、令和5年度、この2か年の債務負担行為を設定して委託料を決定しています。

令和4年度で2770万7900円、令和5年度が960万7400円と、この2か年にわたって3731万5300円というふうな契約となっています。

今ちょうどお話を聞いて、やはり、紙ベースであり、電話連絡、システムを構築するというふうなので契約します。

今回聞き取りでも担当者にいろいろ説明を頂きました。細かい資料も頂きました。今回の仕様書も頂きました。仕様書の内容で、今回の契約の内容等も確認しました。以前の紙ベースの契約はビジネスサービスであるというふうな話も聞きました。

まず、以前のように、ビジネスサービスがやっていた業務について、通常はシステムを構築していく、でもそんな面倒なシステムではないような感じがしました。

これは、例えば、継続でどうですかというふうなビジネスサービスとの話合いはあったのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

過去に行っておりました除排雪業務のシステムと今回のシステムにつきましては、先ほど申し上げましたとおり効率化を図るためにシステムを新たにつくっていきましようということで始めたものでありまして、業者選定に当たりましてはプロポーザル方式を採用するというように進めておりましたものですから、それまでの受託者がどうこうというようなことはありません。

以上であります。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろ聞き取りする中で、この事業を当然、予算化するに当たって積算・見積りはどういうふうな形でしたかと聞きましたら、NTTから見積りを頂きましたというふうなお話も聞きました。当然、事業化するに当たって

は、役所では見積りはできないので、その見積りはお願いするというのがやっぱりあるんだと思います。

今、いろいろ、システムの構築というのは日本だけでなく、世界中でこの業務は非常に好調でして、なかなかシステムをつくってもらうとか受託をお願いするというのは非常に難しい状況にあると、それも確かにそうなんだと思います。

そういう中で、NTTをお願いをしたと。今回、このプロポーザルがやはり1者であった。1者プロポーザル、比べる者がいない。この1者プロポーザル、いろいろ聞き取りをする中で、提案を公募したけれど、なかなか対応するところがいなかったというふうなお話ですが、この点は聞き取りしたような内容でいいんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

今回のプロポーザルの参加手続に当たりましては、委員の御案内のとおり、1者から参考見積りを徴したところであります。

それを基に、プロポーザルの手続に入ったんですけれども、相談は何件かありましたけれども、実際、プロポーザルに参加したのは1者ということであります。

以上であります。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろ聞き取りをする中でも、例えばカメラの設置は、機能的にそんなに高い機能ではない。その提案書の中のカメラの性能というふうな今回活用するシステムの資料も頂きました。

定点カメラは、AXISのレンズで、これも調べてみればそんなに精度が高いとかそうでもない。通常の——そんなに高いレベルのものではないんだなというふうに思いました。これを設置するのも、例えば電柱であり、ポールを設置して作るのでも、そんなに難しいものではないというのも一応確認もしました。

そういう中で、やはり私は別にこれ、1者プロポーザルも当然あるんだと思います。いろいろ公募して、提案する中で、1者プロポーザルというのものもあるんだけれども、1社プロポーザルとなれば、初めから決め打ちなのではないのかというふうな疑念を持たれることもないわけではない。

でも、担当者からいろいろ聞いたら、ちゃんとその手続を踏んでますというふうな話でした。

そこの中で、やはり、私はいろいろ仕様書を頂いて、今回の予算等を決算書を見て、令和6年度のこの委託料はどこに載っているのかと。いろいろ聞く中で、やっぱりこの委託料も今の予算書・決算書はただ見ても非常に分からない。本当に、昔はこうでないんじゃないかなと思ったんですけれども、委託料33億9400万円とあって、この中の除排雪対策事業として、この中に入っています。そうすれば、決算書・予算書を見ても、これはあくまでこういうふうな機会で聞き取りをしていかなければ本当に情報は分からないし、その際に、我々議員として、仕様書に対して提案書が

どの程度の提案がなされて、それを費用対効果で考えたときに、これが適正か適正でないというよりも、どの程度のものであったのかと比較するには非常に——提案書は確かに仕様書の中に守秘義務があります。ものによっては、当然メーカーの細部なものがあるので、守秘義務も載っているとというので、これを判断するのは、どういう基準で判断すればよいのか。

いい、悪い、というときに、カメラの設置は分かりました。でも、カメラの運用期間は11月から3月までというふうに冬期間で——それで私が雪対策特別委員会のときに、防犯カメラと一体でこのカメラを通年で利用できないのかと聞いたときに、この目的はこうなんですと言われて、この運用するのが11月から3月31日の限定なので通年でできないというのも初めて、こういうふうな仕様書と説明書を聞いて分かりました。

いろいろ議会でも、除排雪もそうですけれども、防犯カメラを設置するというのが非常に議員のほうでもお話が出ます。私からすればこういうのを活用できるんじゃないかなと思ったら、今回の仕様書には、こういうふうな形で載っていなかったと、そうすれば、通年でできないんだなというのを理解しました。

その中で、私は何をもって判断するのか。提案書をもらうというよりも、検討する範囲の資料は出していただきました。

この点、副市長、どうなんですか。都市整備部理事では、なかなか答弁が難しいと思うんですけれども、こういうふうなもので仕様書があります。提案書・企画書を議会として費用対効果として判断するというのに、どの程度のものであれば我々に提供できるのか、もしありましたら。

○渡部伸広委員長 大丈夫ですか。答弁を求めます。赤坂副市長。

○赤坂副市長 小倉委員の今のプロポーザルに関する再度の御質疑にお答えをいたします。

今ほどプロポーザルは都市整備部理事からこういう趣旨でというふうなことで、委員も資料を頂いておりますので分かりますというふうなことであります。

内容については触れませんが、このプロポーザルというのは、役所が求める特別の性能があります。業務の性能を事業者のノウハウを生かした形で提案を頂いて、それを判断して優劣を決めて、1番いいものに、私どもが求める性能で発注ができる場所をお願いをするといったような手続を取っているものであります。

これもやはりプロポーザルをやる場合は審査委員会を設けながらやっているというふうな状況でありまして、そういった一連の手続の中で決めています。これを費用対効果の面とか、様々にどのように議員にお伝えする判断があるのかというのはちょっと——私どもではプロポーザルは入札の1つとしてやっている行為でありますので、その中で私どもではルールを定めて適正に運用しているところでありまして、今、御質疑にあった部分についてはどのように、対応するべきかというのはちょっと持ち合わせてないというふうなところで御理解いただければと思います。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私は、プロポーザル——提案型、なかなか役所内では難しいものをプロポーザル企業から提案してもらって、それを当然費用対効果も踏まえて契約するのは非常にいいなと思います。

でも、プロポーザルで契約しました、では、この中身はどうであったのか検証するには非常に難しいと、そういう感じがしました。

それで、もう1点です。

今、国がNTT法を改正して、アメリカのGAF Aのような巨大企業に対応すべく、国を挙げて、通信含めてオールジャパンとして持っている企業だと思います。非常に大きい組織だし、世界的なものに対応するには、当然そうだと思います。

問題はこれと地元の中小企業育成という面を考えたときに、以前のこの委託契約が500万円ちょっとの委託料だと聞いていました。今回の令和6年度のこの委託料も600万円ちょっとでそんなに高いわけじゃない。全然、そんな大きい金額ではない数字だと聞いています。

そういうのを考えたときに、地元で委託料——NTTというのはこれからシステム改修とか、大きい仕事でそこでなければできない業務、これは当然、これからも出てくるんだと思います。でも、こういうふうな五、六百万円の地元の委託・保守管理というのは地元の企業・会社が1番適用できる部分ではないのか。中小企業、地元企業育成という点を考えたときに、こういう点の、今後のまちづくり企業育成としてやはり考えるべきではないのかと思うんですけれども、この辺は、副市長どうですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。赤坂副市長。

○赤坂副市長 地元企業への発注という意味合いでの再質疑かと存じます。

NTTの、このたびのプロポーザルの部分につきまして、最初、その運用管理の前に、まずシステム開発というのがあって、その上で、そのシステムを運用管理しているというふうなことで、今年度の予算は今ほど御紹介のありましたそういう予算になっております。

したがいまして、システム開発から運用という一連の流れでつながっている契約が今ここにあるというふうに認識しております。

一方、おっしゃるとおり、地元企業を育てる、また、地元企業へ発注をしていくというふうなことは、私ども青森市中小企業振興基本条例の趣旨を重々理解しておりますし、これまでも、様々な取組により地元企業の受注機会の増大に努めてきているところであります。

今後におきましても、そういう趣旨は踏まえつつ、これに限らず、中小企業の発注というふうなことには、契約でありますので、当然、透明かつ公正な競争、さらには契約の適正化、そういったことを担保しながら適切に対応してまいりたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 委員長に御配慮いただいて、通告には全くなくて、副市長、対応していただいてありがとうございます。

私は決して今回のプロポーザルがおかしいと言っているわけではないんです。ただ、このプロポーザルになったときに、議会としてどういうもので判断するのかなと思いました。

あとは当然、これから雪が降ってきますので。令和5年度は実証が確認できなかったと。そうすれば、これは今年度、雪が降ればちょっと確認しながら、また、都市整備部のほうにお尋ねします。

終わります。

○渡部伸広委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎でございます。

時間ありませんので、早速質疑に入ります。

今回、私は2点について、質疑したいと思います。

1点目は、水道事業会計、議案別冊令和5年度青森市水道事業会計決算書、4ページに関連して、この中で、重要管路に設置された水管橋の点検状況について、教えてください。

2点目は、下水道事業会計について伺います。

議案別冊令和5年度青森市下水道事業会計決算書、4ページに関連して、令和5年度の公共下水道事業の主な実績について、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 竹山委員の2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、水管橋の点検状況についての御質疑にお答えいたします。

水道部では、令和3年度までは市内にある水管橋224か所を毎月職員が巡回し、管の老朽度や漏水発生の有無などを目視で点検しておりました。

しかしながら、令和3年10月の和歌山県和歌山市での水管橋崩落事故により、約6万世帯で数日間にわたり断水が発生したことを受け、厚生労働省から同年10月に全国の水道事業者に向け、水管橋の点検と適宜修繕等の必要な措置を講じるよう通知があり、水道部としても、水管橋の点検強化に取り組む必要が生じたものであります。

このことから、毎月の職員による目視点検は継続するとともに、同様の事故を未然に防ぐことを目的に、事故の影響が大きいと見込まれる配水管の口径400ミリメートル以上の水管橋24か所を重要管路と位置づけ、令和元年度に厚生労働省がまとめた水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインに基づき、令和4年度からの2か年で委託により点検を実施したところであります。

その後、令和6年4月に施行されました水道法施行規則の一部改正により、1つに、異常が生じたときに水の供給等に大きな支障を及ぼすおそれがある水管橋を5年に1回以上の適切な頻度で点検すること、2つに、水管橋の修繕等を実施した記録を保存しておくことなどが義務づけられたものであります。

これを受けて水道部では、令和5年10月に、水管橋点検計画をまとめ、水管橋224か所のうち、水管橋の口径や構造などから、重要管路を含む143か所を対象に、令和6年度以降、5年サイクルで職員もしくは事業者に委託する形での点検を実施することとしたものであります。

水道部といたしましては、水管橋の崩落等による断水等の影響が大きいことを踏まえ、今後も同計画にのっとり適正に点検を実施していくほか、修繕等の必要が生じた場合には速やかに対処してまいります。

次に、公共下水道事業の令和5年度の主な実績についての御質疑にお答えいたします。

水道部では、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、使用料収入の動向や施設等の老朽化の進展などの変化に対応する必要がありますことから、令和5年3月に、青森市下水道事業経営戦略を改定し、これに基づき事業を実施しております。

この経営戦略では、下水道の普及率向上を図るため、未普及対策を継続的に実施するほか、新町・古川・青柳地区などの管渠が経年劣化していること、今年供用開始後51年を迎える八重田浄化センターなどにおきまして、今後、設備の更新需要の増加が見込まれますことから、老朽化対策に取り組むこととし、経営戦略において、事業の進捗や達成度合いを把握するため、目標となる4つの指標を設定しております。

まず1つ目の指標であります下水道普及率は、行政人口に対し、下水道が利用可能となった人口の割合を示すもので、令和5年度におきましては、下水道が未整備となっている新城地区や浪岡大釈迦地区などにおきまして、計906メートルの管を布設したことにより、令和5年度末では、前年度から0.2ポイント増の81.77%となっております。

2つ目の指標であります管渠改善率は、全管渠延長に対し、令和3年度から老朽化対策を実施した累計の延長の割合を示すもので、令和5年度におきましては、青柳地区におきまして、老朽化した管渠の更新を188メートル実施し、前年度から0.02ポイント増の0.09%となっております。

3つ目の指標でありますポンプ場設備改善率は、ポンプ場における全設備数1181基に対し、令和3年度から老朽化対策を実施した設備数の累計の割合を示すもので、令和5年度は蜷貝ポンプ場に流入する汚水に混入したごみなどを除去するために使用する沈砂池設備など28基を実施し、前年度から2.37ポイント増の6.86%となっております。

4つ目の指標であります処理場設備改善率は、処理場における全設備数 2219 基に対し、令和 3 年度から老朽化対策を実施した設備数の累計の割合を示すもので、八重田浄化センターの自家発電設備の更新など 24 基を実施し、前年度から 1.08 ポイント増の 2.25%となっております。

水道部では、市民の皆様の生活環境の維持・向上はもとより、陸奥湾などの公共用水域の水質保全等を目的に、青森市下水道事業経営戦略に基づき、引き続き下水道未整備地区の未普及対策に努めますほか、下水道施設の機能確保に向けた老朽化対策を進めてまいります。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

了解しました。私の持ち時間がもうなくなりましたので、すみません、水道はまさに命の水であります。それから、最近地震をはじめ、災害があちこちで起こります。断水とかそういうものがいつもニュースでありますので、特に水はしっかり対策してください。

あと下水道は災害のときには、命を守る役割、これも一方ではありますから、ぜひしっかり対応していただくようにお願いします。終わります。

○渡部伸広委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。

私は 2 点にわたってお尋ねしたいと思います。

最初は、市民税についてであります。

市の財源の中で市税といえば、市民税、固定資産税、また軽自動車税、中には市たばこ税もありますが、どれも市の財源にとって大切なものであります。今回は、市民税にスポットを当てて、お尋ねしたいと思います。

令和 5 年度一般会計、歳入 1 款市税 1 項市民税 1 目個人及び 2 目法人に関してお尋ねいたします。令和 5 年度市民税決算額の概要及び課税状況をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和 5 年度の市民税決算額の概要等についての御質疑にお答えいたします。

令和 5 年度一般会計歳入における市民税の決算額につきましては、前年度と比較して 1822 万 5885 円減の 150 億 543 万 8053 円となっております。

このうち、個人市民税は前年度と比較いたしまして、1 億 7416 万 814 円増の 124 億 6032 万 5761 円となっており、主な要因といたしましては、給与所得の上昇により、給与特別徴収分が前年度と比較して、1 億 3229 万 2129 円増加したことによるものであります。

また、法人市民税は前年度と比較して 1 億 9238 万 6699 円減の 25 億 4511 万 2292 円となっており、主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症による給付金等の支払いが増加したことにより、金融・保険業に区分される業種が前年度と

比較し、調定額で2億3757万1000円減少したことによるものであります。

次に、令和5年度市民税の課税状況につきましては、総務省が公表しております「市町村税課税状況等の調」に記載されている令和5年7月1日現在の数値を基に御説明いたします。

まず、個人市民税につきましては、納税義務者数は前年度と比較して176人増の13万2324人、所得割額に係る調定額は2億975万1000円増の118億8002万8000円、均等割額に係る調定額は61万6000円増の4億6313万4000円となっております。

なお、均等割額につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から10年間、市民税・県民税、それぞれ年額500円、合計で年額1000円を引き上げる措置が講じられておりましたが令和5年度で終了となります。

次に、法人市民税につきましては、納税義務者数は前年度と比較いたしまして34者増の6936者、法人税割額に係る調定額は2億540万3000円減の16億5160万6000円、均等割額に係る調定額は953万2000円増の8億8273万7000円となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 それぞれ内訳を示していただいております。

個人市民税が約124億6000万円、法人市民税が約25億4000万円ということでありました。

個人市民税は給与所得の上昇によりアップしたと。法人市民税は答弁にもあったとおりコロナ関連の——恐らく保険金の支払い等が増大して減ったんだろうなというふうに推察されます。

今、答弁の中で、均等割額についてお聞きして気づいたんですけれども、東日本大震災の復興に関して、防災のための施策ということで平成26年から10年間、この市民税・県民税、500円ずつ、計1000円が引き上げられていたんですけれども、それが昨年度で終了したということでありました。この分は入らなくなるのかなという思いなんですけれども、この均等割額の引上げについて再度お尋ねいたします。

東日本大震災を踏まえ、全国の地方自治体が防災施策に要する財源を確保するため講じられておりました個人市民税均等額の引上げ分に係る令和5年度分の課税額と、要は平成26年度から令和5年度までの課税額の累計をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 均等割額引上げ分の課税額についての御質疑にお答えいたします。

個人市民税均等割額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、東日本大震災を踏まえ、全国の地方自治体が防災施策に要する財源を確保するため、年額500

円が引き上げられておりましたが、令和5年度分の課税額は令和5年7月1日現在で6616万2000円、平成26年度から令和5年度までの課税額の累計額は、こちらも各年度7月1日現在の数値の積み上げとなりますが、6億6005万4000円となっております。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

昨年度分の個人市民税の均等割額が約6600万円、これは先ほどの500円掛ける納税者数が13万2324人でありますので、500円掛ける納税者数で約6600万円でありました。平成26年度から昨年度まで10年間ですので10倍で約6億6000万円ということでありました。

ちょうど個人的には、税は違うんですけども、これが消えたかと思ったら、国税のほうでは例の森林環境税、これがたしか1000円、我々に賦課されているわけで、税というのはいろんなふうにしてバランスを取っているのかなと、納めるほうも取られるほうもというか、そういう感じがしたところであります。

それでは、この均等割額、10年間、これだけ約6億6000万円を徴収されて、これが有効に使われていたかどうか確認したいと思います。

防災対策のソフト面について確認します。令和5年度主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書の96ページ、市民防災の促進について再度お尋ねします。

市民防災の促進に関して、防災対策事業、防災拠点機能整備事業、自主防災活動促進事業の実施内容及び決算額をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和5年度の防災対策事業等の実施内容及び決算額についての再質疑にお答えいたします。

まず、防災対策事業につきましては、青森市高潮ハザードマップの作成・配布、災害応急対応及び青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金等に係る経費でありまして、決算額は2552万円となっております。

次に、防災拠点機能整備事業につきましては、毎年度、備蓄しております食料や生活必需物資の使用期限等の到来に伴います入替え更新等に係る経費でありまして、決算額は444万7000円となっております。

次に、自主防災活動促進事業につきましては、自主防災組織を結成しております町会・町内会が行う防災資機材等の整備、防災訓練の実施及び防災士の資格取得に要する費用を対象といたしました補助金等に係る経費でありまして、決算額は130万4000円となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

しっかり防災活動、市民防災の促進で使われているということが分かりました。

防災対策事業では高潮ハザードマップ——昨年度配布されましたね。また、防災ヘリコプターの部分も負担金が入っていたと。また、防災拠点機能整備ということで答弁がありましたとおり、例の食料品とか生活物資、よく備蓄倉庫にお米——アルファ化米、生理用品、液体ミルク等がありますが、これを更新していくということでもあります。また、自主防災組織も立ち上げたときの機材、また、防災士の資格取得に要する補助ということでもあります。

そうすれば、そこから敷衍しまして自主防災組織について確認させていただきます。

現在の自主防災組織の結成状況をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 自主防災組織の結成状況についての再質疑にお答えいたします。

令和6年9月1日現在におけます自主防災組織の結成状況につきましては、407町会・町内会のうち198の町会・町内会で自主防災組織が結成されております。市全体の世帯数に対します自主防災組織が活動範囲としている世帯数の割合であります組織活動カバー率、いわゆる組織率であります。令和6年9月1日時点で58.59%となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

全部で407町会・町内会のうち198町会・町内会が自主防災組織を結成されているところでありました。

58.59%——約6割ということで、私もこの質疑はたしか五、六年前、自主防災組織の質疑をしたときはちょうど50%だったと記憶しておりますので、徐々に着実に伸びているんだなという実感があります。

組織活動カバー率——人口の大きいところがたくさん入れば組織率が上がるわけですが、全国平均より下がっているからどうのこうのじゃなくて、着実に自主防災組織を立ち上げていただくことが大事だと思います。

町会においても役員が高齢化して、やりたくても自主防災組織までちょっといかないとか、いろんな事情があるのも事実でありますので、着実に伸ばしていきたいと思っております。

次に、今度はハード面について、どのように反映されたのか確認したいと思います。

令和5年度主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書の18ページ、こちらにあります地方債の令和5年度末における現在高の表に、一般単独事業である緊急防災・減災事業債の発行高が1億1440万円となっておりますが、この点について確認させていただきます。

緊急防災・減災事業について、令和5年度の充当内容並びにこれまでの地方債発行総額及び主な充当事業をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 緊急防災・減災事業債の活用状況等についての再度の御質疑にお答えいたします。

緊急防災・減災事業債につきましては、防災基盤の整備事業及び公共施設または公用施設の耐震化事業で東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための事業を対象とした地方債であります。

本事業債が創設された平成23年度は補助・直轄事業及び地方単独事業が対象とされておりましたが、平成25年度以降は地方単独事業のみが対象とされております。

令和5年度における活用事業につきましては、消防団車両更新事業として4590万円、青森消防団海上工作分団機械器具置場の建設事業として4310万円など、計5事業に1億1440万円を活用したところであります。

緊急防災・減災事業債のこれまでの発行総額につきましては、平成24年度から令和5年度にかけて、21億3940万円となっており、主な充当事業につきましては、西田沢小学校校舎等改築事業で3億970万円、議会棟及び柳川庁舎の耐震対策事業で2億7110万円、金沢小学校校舎等改築事業で2億2360万円などとなっております。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

昨年度の緊急防災・減災事業債が約1億1000万円ということで、答弁にありましたとおり消防団の車両の更新事業、これは大切ですね。昨年は消防団の海上工作分団の器具置場も建設したところであります。

総額として平成24年度から昨年度まで、約21億円となっております。もう今や防災・減災は国の重要な柱の事業でありますので、このようにまとまった額がしっかり準備され、様々な施策に使われていると。また各耐震工事においては、答弁があったとおり、学校の改築等にも使われているということをお聞きしました。ありがとうございます。

いわゆる復興増税である市民税の均等割額が、こうやってしっかり防災対策として使われていることが分かりました。

次に、視点を変えまして、この個人住民税の中で適用されている、ふるさと納税に関してお聞きしたいと思います。

この寄附税額、また、こういった控除について確認したいと思います。ふるさと納税分に係る寄附金税額控除額について、令和4年度から令和6年度までの実績をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 ふるさと納税分に係る寄附金税額控除額についての御質疑に

お答えいたします。

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附を行うことで、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価されるなど、様々な意義を持つ制度であり、寄附金額のうち 2000 円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されるものであります。

ふるさと納税に係る個人市民税の寄附金税額控除額につきましては、前年の 1 月から 12 月までに寄附した額が対象となります。

令和 4 年度から令和 6 年度までの件数及び税額控除額の推計値につきましては、各年度 7 月 1 日現在で令和 4 年度は 7819 件、2 億 9709 万 2000 円、令和 5 年度は 1 万 106 件、3 億 7334 万 4000 円、令和 6 年度は 1 万 1861 件、4 億 3506 万 2000 円となっております。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ふるさと納税で本市から他都市の返礼品も期待して寄附された方が昨年度は約 1 万 2000 件、約 4 億 3000 万円の控除を受けているということで、意外とあるんだなど。こちらも、応援していただいただけじゃなくて出ていくものもしっかりやると。出ていくというか控除額ですから、本来だと市に入っていたのかなと言ってもいい額だったと思います。

本市市民が他の市町村にふるさと納税を行ったことにより、減少した税額については、国からどのような措置がされているのかお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 市民が他の市町村にふるさと納税を行った場合の措置についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市市民が他の市町村にふるさと納税を行い、市民税の寄附金税額控除を受けた金額につきましては、普通交付税の算定上、その 75%が基準財政収入額から控除されますことから、同額が普通交付税に算入される仕組みとなっております。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 財政の中では 75%が普通交付税に算入されるって当然だと思うんですけども、私は知らなかったの、あえて今回確認させていただきました。

青森市も地方交付税の交付団体でありますので、75%はちゃんと戻ってくるというのを聞いてほっとしました。

たまにニュースなどで東京都とか財源豊かな普通交付税のいわゆる不交付団体、例えば世田谷区でしたかね。約 100 億円流出していくというニュースが出ていたけれども、ここは戻らないわけでありますので、約 100 億円がもう逃げていくと大変な額だと思うんですけども、75%が戻ってくると、算入されるということで確認させていただきました。

それでは、折々、ふるさと納税の件はいろんな委員が確認の質疑をされていますけれども、私もいま一度、青森市ふるさと応援寄附制度について、令和 3 年度から

令和5年度までの3年間、寄附実績及び返礼等に係る経費をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 寄附実績及び返礼等に係る経費についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

青森市ふるさと応援寄附制度は、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」に関連する18の事業を本市の応援していただきたい事業として設定しておりまして、寄附の申込みに当たっては、この中から応援する事業を選択していただくとともに、返礼品として本市の魅力をPRする特産品を選択していただいております。

なお、総務省告示第179号第2条第1項の規定により、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供は行わないこととなっております。

本市の令和3年度から令和5年度の寄附の件数及び金額につきましては、令和3年度は4万9025件、金額にして6億1844万9117円、令和4年度は5万758件、金額にして6億5515万9147円、令和5年度は8万789件、金額にして10億7746万379円と、件数、金額ともに年々増加しております。

また、返礼等に係る経費の内訳につきましては、返礼品の調達及び発送費用、ふるさと納税ポータルサイト利用に係るシステム使用料及び決済手数料、受領証明書発行費用などとなっております。その金額は令和3年度が3億327万6126円、令和4年度が3億1283万904円、令和5年度が5億412万4009円となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

「さとふる」での金額が昨年度は約8万件で約10億7000万円、大きいですね、10億円になりましたね。

そして、実は意外と費用もかかって、令和5年度の費用は当然返礼品の部分、農産品などの内訳もあるんですけども、意外や意外、返礼品の調達・発送費、ポータルサイトのシステム使用料・決済手数料、受領証明書発行など、すごくかかるんだなと。約10億7000万円入ってきたんですけども、昨年度は約5億400万円かかっているということが分かったわけでありまして。

たしか今週の地元紙に、県内のふるさと納税がどれぐらい入ってきたかというのが載ってまして、1番目が弘前市、2番目が五所川原市、青森市がたしか3番目だったので、やっぱり返礼品から考えると、農産品とか、そういったところが充実していると、ふるさと納税をしていただけるのかなというふうに思う次第であります。

それで、ふるさと納税に係る寄附金や税額控除、ふるさと応援寄附金の実績、様々お聞きすることができました。

先ほど、令和6年度個人市民税の寄附金税額控除額、答弁で約4億3000万円であ

りました。これに、普通交付税で算入される 75%分の見合い、いわゆる掛ける 0.75——違いますね、引いたやつだから 25%分、いわゆる税の流出分が 25%、約 1 億 1000 万円です。そしてこれに実際、本市の寄附金額がこの約 10 億 7000 万円あります。そこから引き算しました。引いた経費、このさっきの約 5 億 400 万円、なかなか経費かかるんですね。これを引いても、約 4 億 5600 万円、実質本市に入るといふか、残るんだなという、大きな額だなという思いであります。

ですから、このふるさと納税、税の様々な流出分、支出がありますが、カバーして余りある本市への寄附金であることが分かった次第であります。

次に、青森市のふるさと応援寄附制度の返礼品について確認したいと思います。

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の寄附実績のうち、返礼品の提供があった寄附実績及び返礼品、逆に提供がなかった、なくてもいいよという寄附実績をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 返礼品に係る寄附実績についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市の令和 3 年度から令和 5 年度の寄附実績のうち、返礼品を提供した寄附の件数及び金額につきましては、令和 3 年度は 4 万 8922 件、金額が 5 億 9818 万 7000 円、令和 4 年度は 5 万 706 件、金額が 6 億 3044 万 4000 円、令和 5 年度は 8 万 738 件、金額が 10 億 2542 万 4669 円となっております。

次に、返礼品を提供しなかった寄附の件数及び金額につきましては、令和 3 年度は 103 件、金額が 2026 万 2117 円、令和 4 年度は 52 件、金額が 2471 万 5147 円、令和 5 年度は 51 件、金額が 5203 万 5710 円となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

先ほどの昨年度分の約 10 億 8000 万円の内訳を聞き、あえて返礼品を提供しなかった部分をお聞きしたわけでありまして。返礼品なしでは 51 件で約 5200 万円ということでありました。

日本はやはりなかなか欧米と違って寄附文化が根づいていなかったんですけども、このふるさと応援の寄附のおかげで、返礼品もありということで、大切なところにいろいろ寄附していこうという、これが一つのきっかけになっているのかなと思います。この 51 件、約 5200 万円の方は様々な事業所、企業などがいろんな事業に寄附していただいているわけでありまして本当にありがたいと思っております。

令和 4 年度が約 2400 万円だったのが昨年は、件数は同じですけども、約 5200 万円と倍になっているのは、恐らく相続にも関しているのかなと。相続税を払うより寄附して地域に貢献したいというのも推察されるなというふうに思った次第であります。

以前、全盛時代、5億円の寄附とか、20億円の寄附があったなどよぎったわけがありますけれども、次に、青森市のふるさと納税の返礼品のうち、今話題の品薄になっているお米について聞きたいと思います。

今年の8月末までのお米の提供状況をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 米の提供状況についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市のふるさと納税返礼品で取り扱っている米につきましては、品種は青天の霹靂、まっしぐら、はれわたり及びあさゆきの4種類となっております。

品目数は21品目、提供事業者数は4社となっております。このうち、あさゆきにつきましては、現在も返礼品として取り扱っているものですが、提供事業所のほうから在庫が不足して、ふるさと納税返礼品としての提供が困難になったとの申出がありました、はれわたりにつきましては、令和6年6月下旬に、また、青天の霹靂及びまっしぐらにつきましては、令和6年8月中旬にふるさと納税返礼品の受付を停止したところです。

なお、現在受付を停止しております青天の霹靂及びまっしぐらにつきましては、新米が出回る9月下旬以降、提供事業者の準備が整い次第、順次、受付を再開する予定としております。

本市のふるさと納税返礼品の米につきましては、リンゴ、水産加工品に次ぐ主力の返礼品でありますことから、今後におきましても、安定して返礼品を提供できますよう、提供事業者と連携を密にしながら、返礼品を確保するとともに、事業者や生産者にふるさと納税返礼品提供事業者への参入の働きかけを行いまして、在庫の確保に努めてまいります。

以上です。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 内訳ありがとうございます。

今、話題の品薄のお米ですので、意外と事業提供者は4者というのは少なかったなと思います。リンゴとかほかだともっと多くの農家さんが提供していますが、さっき青天の霹靂とかまっしぐらとあったけれども、もうつがるロマンはないんだなど、終わったんだなど。県として作付が終わっておりますからね。9月以降、新米が出たら、また提供されるということで、恐らくすぐ人気になって、みんな飛びついていただけるんじゃないのかなという思いであります。

答弁にありましたとおり、やはり返礼品は農産品がとても大事であります。事業者の確保とその量、働きかけていただきたいと思います。

私も、幾つかふるさと納税を返礼品で提供している農家の方とお話をする機会があるんですけれども、その方はやっぱり出荷先として大事な部門であると、ありがたいとおっしゃってました。全てこれではないですけれども、農協や様々な出荷の

方式がある中で、今後ともしっかりこの農産物を確保して、ふるさと納税が年々増えていくことを期待して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○渡部伸広委員長 本日の委員会はここまでで終了し、9月17日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時35分散会

2日目 令和6年9月17日（火曜日）午前10時開議

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、9月13日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
日本共産党の村川みどりです。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連して、盲・聾学校統合による周辺環境整備について質疑します。

令和5年第4回定例会一般質問で盲・聾学校統合による周辺環境整備について質問しました。市では、県教育委員会と協議していくと答弁し、1年が経過しようとしています。そこで現在の県との協議状況について示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
村川委員の青森県立盲学校の青森県立青森聾学校への移転・併設に伴う周辺環境整備についての御質疑にお答えをいたします。

青森県教育委員会からの情報によりますと、矢田前地区にあります青森県立盲学校の老朽化対策として、長寿命化改修工事を予定しておりましたが、躯体の健全性に課題があったため、改築工事が必要になったことなどから、青森県立盲学校を青森県立青森聾学校の敷地へ移転することとし、現在は学校敷地内の造成工事を行っているとのこととあります。

青森県立盲学校の移転・併設に伴う周辺環境整備につきましては、これまで青森県教育委員会と令和5年7月25日、令和6年1月24日、同年3月21日の3回にわたり協議を行ってきました。

青森県教育委員会としては、主要地方道青森環状野内線の安田近野バス停から青森県立青森聾学校までの区間を通学路とする予定であることから、通学時の交通安全対策について本市で検討していただきたいとのこととありました。

現在の青森県立青森聾学校周辺の交通安全対策等の道路整備につきましては、これまでもガードレールや側溝を整備するなど、対応しているところとありますが、今回の青森県教育委員会との協議により、本市では、安田近野バス停から青森県立青森聾学校までの区間にリブ付外側線を設置し、通学する生徒の交通安全対策を行うことを予定しております。

今後も青森県教育委員会と協議しながら、青森県立青森聾学校周辺の環境整備について、適切に対応してまいります。

以上であります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 県教委と3回協議して、安田近野バス停から学校までの間の通学路に点字ブロックを作る、リブ付外側線——凸凹のやつを作るということではないですか。

まず、その通学路の冬期間の対策をどのように考えているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 冬期間の安全対策についての再度の御質疑にお答えをいたします。

本市では、冬期間の各学校の通学路除雪につきましては、教育委員会とも情報共有し、児童・生徒の通学路の安全確保に努めており、職員によるパトロールに加え、町会関係者・地域住民・学校関係者等からの情報提供を参考に除排雪作業に当たっております。

また、市民とのパートナーシップにより、安全で快適な歩行者空間の確保に努めており、自主的に地域の歩道等の除雪を実施しようとするPTAや町会などに対し、ハンドガイド式小型除雪機を無償で貸与し、住民協力による安全な歩行者空間の確保に努めております。

青森県教育委員会では、視覚に障害のある児童・生徒が校舎の移転先においても安全に通学できるよう、障害に配慮した通学環境を整備するとともに、通学指導等に取り組む必要があると考えていることから、盲・聾学校統合に伴う冬期間の通学時の安全対策について、本市としましては、適時除雪を実施しますほか、パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等の活用を含め、青森県教育委員会と協議しながら、安全な歩行者空間の確保に努めてまいります。

以上であります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 先日、盲学校に行ってお話を聞いてきました。まず、冬の対策ですけれども、点字ブロック——リブ付外側線については、丁寧に除雪しようとするほど、すぐに剥がれてしまうということで、冬期間はあまり期待できないだろうというお話もされておりました。

逆にブロック塀のようなものがあれば、伝って歩くことができるので安全ではないかというふうなお話もされておりました。今、市が考えている安田近野バス停から歩いて、視覚障害児・者の人たちが通学する方法については、現場と非常にずれがあるなということが分かりました。

市がやろうとしているそのやり方について、盲学校のほうでは、ほぼ歩いていくには困難ですと、無理ですというようなお話をされておりました。

市の教育委員会と県の教育委員会とお話しして、こういうやり方だというふうには進んでいるんだろけれども、実際にバスから降りて視覚障害のある子どもが坂を下りて盲・聾学校まで行けるかと言えば、困難ですよと、無理がありますよということでした。

さらに、子どもだけではなくて、盲学校には全盲の職員の方も数名いて、その職員の人たちは盲学校が安田に行けば、もうほぼ皆さんはそちらに移住することになるんです。そうなった場合、子どもだけじゃなくて職員の人も通う環境というのを考えなくてはいけないことになります。

やはり盲学校のほうでは、南高校のバス停を降りて、そこから盲・聾学校に行ける通学路が真っすぐなので、迷うこともなく、道路をきちんと整備していただければ、真っすぐ行けるので、若干距離はあるんだけれども、そっこのほうが安全ですよと、視覚障害者にとっては歩きやすい環境になるだろうというふうにおっしゃっていました。

毎年あそこの道は今でも冬になれば必ず車が水路に転落するというような状況の所です。冬はポールを立ててはいますがけれども、それでも車が落ちるといったような状況の所です。

なので、統合にはまだ時間があるので、しっかり教育委員会だけではなくて現場の全盲の職員の方もいるし、現場の声をしっかりと環境整備に生かしていただくように要望したいと思います。この項は終わります。

次に、10 款教育費 2 項小学校費、3 項中学校費 1 目学校管理費に関連して、令和 5 年度の学校営繕対応状況について令和 5 年度の学校からの営繕要望の対応状況と要望件数、それから対応件数、決算額について示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員からの小・中学校の修繕要望への対応状況についての御質疑にお答えいたします。

令和 5 年度の小・中学校からの維持修繕の要望件数及びその対応状況については、小学校は 1113 件の修繕要望に対し、672 件が対応済みであり、中学校は 681 件の修繕要望に対し、331 件が対応済みとなっております。

また、維持修繕料の予算額及び決算額についてであります。令和 5 年度の小・中学校の維持修繕事業の予算額及び決算額につきまして、小学校維持修繕事業は当初予算として 8714 万 3000 円を計上し、補正予算等を含めた総額としては 1 億 2185 万 7240 円、決算額は 1 億 2163 万 9750 円となっております。

中学校維持修繕事業につきましては、当初予算として 2737 万 6000 円を計上し、補正予算等を含めた総額として 4245 万 5000 円、決算額は 4189 万 6815 円となっております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○**村川みどり委員** その営繕要望の対応の内訳、雨漏りだとかなんとかという、若干あらあらの内訳をお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 令和5年度の小・中学校からの修繕要望に対する対応件数についてであります。雨漏りにつきましては、小学校では72件の修繕要望に対して25件を対応、それから中学校では42件の修繕要望に対して14件対応しております。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 分かりました。

それでは、普通教室の雨漏りの件数は何校、何か所になるのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 雨漏りについての再質疑にお答えいたします。

普通教室のみでの件数については今手元にないので、後ほどお答えしたいと思います。

○**渡部伸広委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 昨年のこの決算の答弁では7校10か所という答弁だったんですけども、今回、令和6年度の営繕要望書を見ると、6か所の教室に雨漏りが見られました。しかもその6か所というのは、前年度と全く同じ教室が雨漏りしているという状況が分かりました。ぜひ、せめてこの教室の雨漏り、この6か所——6か所じゃないですね、6校10か所の教室の雨漏りについては、営繕要望書に来年度は書き込まれないように、普通教室ですから、対応していただきたいというふうに思います。

次に、学校のエアコン設置についてですけれども、横内小・中学校合子沢分教室の職員室にエアコンが設置されなかった理由を示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 村川委員の横内小・中学校合子沢分教室のエアコンについての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和3年度に小・中学校の特別支援教室を含む全ての普通教室にエアコンを設置し、今年度は小・中学校の職員室などへのエアコン設置を完了したところであります。

横内小学校及び横内中学校の合子沢分教室につきましては、平成11年4月から青森県立子ども自立センターみらい内に、行政財産の使用許可を受けて併設しております。当該施設は青森県が所管する施設でありますことから、本市ではエアコンを設置しなかったものであります。

青森県に確認しましたところ、当該分教室の職員室などへのエアコンの設置につ

きましては、今年度末までに完了し、来年度から稼働予定であると伺っております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今年度末までに設置するということですね。なんでこの声 came たかといえば、市長が記者会見で全ての小・中学校の職員室に設置が終わりましたという報道を見た方が、いや、うちの職員室はついてないんだよなということで、声を頂きました。

今年の夏はとても暑い中で仕事をされたそうなので、ぜひ早く設置していただきたいですし、ここにも教員4人と講師3人、子どもたちの教育活動を担っていますので、早期につけることを要望したいと思います。

次に10款教育費6項保健体育費3目学校給食費に関連して、学校給食についてですけれども、学校給食センターに食材を搬入している業者から、支払い日が28日だということで、もっと早くしてほしいという声がありました。

その業者は月末ぎりぎりになると、やっぱりやりくりが大変だからということで、私が聞いた話だと市にも相談したけれども、応じていただけなかったということを知りました。

そこで質疑します。学校給食材料の供給業者への支払いを早めることはできないか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 給食材料費の御質疑にお答えする前に、学校の修繕要望の普通教室の件数についてお答えしたいと思います。

令和5年度の雨漏りの修繕要望があった学校は7校24か所となります。

給食材料の代金の支払い日についての御質疑にお答えいたします。

学校給食材料の代金の支払いにつきましては、教育委員会と学校給食材料の供給業者が締結する学校給食材料供給契約書におきまして、供給業者は毎月10日までに前月納入分の請求書を提出すること、教育委員会は請求書の提出があった日から30日以内に代金を支払うことが規定されております。

このため、教育委員会では当該規定に基づき、請求日から30日以内に代金を支払っております。ただし、代金の支払いについて相談があった供給業者に対しましては、支払い日を早めるなどの対応を行っているところであります。

今後も引き続き、業者からの相談があった場合には適宜対応してまいります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 適時対応していたということなんですけれども、残念ながら、今その供給業者は一旦学校給食への供給をやめてしまいましたので、今後もぜひそういう声があったら、速やかに対応していただくことを要望したいと思います。

最後に、総務費に行きます。2款総務費1項総務管理費3目財産管理費に関連して、市役所広場の管理についてお伺いします。

本庁舎の北のひろばについてですけれども、現状どのような管理をしているのか、

示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）村川委員の北のひろばの管理についての御質疑にお答えいたします。

北のひろばの植栽につきましては、新しい市庁舎のあり方有識者会議や市民ワークショップから、新庁舎の周りの緑化に関する要望や敷地内に緑を増やすべきなどの御意見がありましたことから、公園でよく見られるなど、地被類でなじみがあり、繁殖力が高く、あらゆる土壌に適応し、踏圧にも強く、また、越冬しても植え替え等が不要なクローバーを植栽したものであります。

北のひろばの管理につきましては、職員が定期的に草刈りや雑草の除草、生育の悪い箇所にはクローバーの種まきや培養土の補充を行っておりますほか、北のひろば全体への水まきや地面から流出している石の除去を行っております。

また、北のひろばを利用したイベント開催前にも同様に草刈りや石の除去を行っております。

以上です。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 令和5年度の北のひろばの管理費は幾らぐらいになるでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 北のひろばの管理費についての再質疑にお答えいたします。

ただいま手元に資料がありませんので、後ほどお答えしたいと存じます。

以上です。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 クローバーが植えてあるのですが、ねぶたのときもそうだったんですけれども、結局、そのシロツメクサが生い茂っていて、何も活用できないようなスペースになってしまっていたので、そうであれば、きれいな芝生とかにして、子どもたちや親子連れがシートを敷いて、休みのときでもランチとかを楽しむような場所にするなどという整備をできないかなというふうに思っていて、こっち側の南のひろばだと、たまに親子連れが来て子どもたちが遊んだりなどというふうな風景はよく見るのですけれども、北のクローバーを植えているところというのはほとんど誰も利用しないで、ただ、シロツメクサがぼうぼうに生い茂っているというような状況なので、そうであるのであれば、やっぱり整備の仕方というか、利用の仕方を、見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っていました。

例えば、円い花壇にして市民の皆さんが花を植えるような活用をしたりとか、いろいろやり方はあるのだと思うのですけれども、今のままの北のひろばだと、ちょっと活用方法が見いだせないなと。ねぶたのときも結局端っこにテントは建っていましたけれども、その真ん中は全く利用されないで、ただだっ広い状態のままだっ

たので、であるのであれば、芝生とかを敷いて、利用できるような環境に整備するのはどうかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 北のひろばについての再質疑にお答えいたします。

北のひろばにつきましては、既に試験的に植栽いたしました芝生の一種でありますペンクロスも生育しておりますことから、クローバーのみならず、費用面やメンテナンス面を考慮した植栽を行いますとともに、定期的に草刈り等を行うなど、適切な管理に努めてまいります。

以上です。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今もあんまり管理しているようには見えなくて、何かぼうぼうと雑草が生い茂っているような感じにしか見えないので、適切に管理して市民が利用できるような広場にしていただければと改善を求めて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）立憲民主・社民、小熊ひと美です。

では、質疑に入ります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に関連して、中国帰国者等支援事業について質疑をいたします。

それではまず、中国帰国者等支援事業について、事業費1617万8561円の内容をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 小熊委員からの中国帰国者等支援事業費扶助の内容についてです。

中国帰国者等支援事業費扶助は、戦後の混乱による肉親との離別等により、日本に引き揚げる機会を失い、中国・樺太等に長い期間、残留を余儀なくされた日本人が、日本に永住帰国し、地域で安心して生活していただくため、平成19年に成立した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく、中国帰国者等に対する支援の一つである支援給付であり、平成20年4月から実施しているものです。

具体的には、対象世帯の必要に応じて、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援等を生活保護と同様の基準で行っています。

事業を開始した平成20年4月時点においては、11世帯17名が対象となっていました。令和5年度決算時点においては6世帯8名が対象となっています。

なお、令和6年9月1日現在は5世帯7名が対象となっています。

令和5年度決算額の内訳です。生活支援が699万2354円、住宅支援が169万886

円、医療支援が 723 万 2160 円、介護支援が 26 万 3161 円、合計で 1617 万 8561 円となっています。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、いわゆる中国残留邦人等支援法では、老齢年金の満額支給、老齢年金を補完する支援給付、地域社会における生活支援などがうたわれています。

中国帰国者等支援事業はこの法律の改正により、平成 20 年から始まったという制度ということですが、その前は、生活支援は県がやっていたということで、金銭給付はどのように行われていたのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。平成 20 年以前の給付についてです。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律は平成 20 年 4 月 1 日から施行されました。

そのため、法律施行前は生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援の金銭給付がなかったことから、生活保護制度によって賄われていたものです。

なお、相談支援事業及び地域生活支援事業については、国及び県が担っていたものです。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 では、中国帰国者等支援事業について、市の負担割合はどうなっていますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 再度の御質疑にお答えします。中国帰国者等支援事業の負担割合についてです。

中国帰国者等の特別な事情に配慮し、中国語のできる支援相談支援員を青森地区に 1 名、浪岡地区に 1 名配置する支援相談事業及び青森市日中友好協会に委託して、中国帰国者等が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、身近な地域で日本語を学ぶ場や地域住民との交流の場の提供といった支援を行う地域生活支援事業は国の負担割合が 10 割となっています。

金銭給付を主体とした生活支援給付事業については、生活保護制度と同様に国の負担割合が 4 分の 3、本市の負担割合が 4 分の 1 となっています。

それ以外の消耗品費、旅費等については国の負担割合が 10 割となっています。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございました。

平成 20 年に始まったということですが、戦後 63 年以上経過しています。日中友好協会などの要請がやっと実って支援事業につながったということでした。遅きに

失した感はありますが、しかし、この制度によって、救われた方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

以前NHKで、上川隆也さんの主演で中国残留孤児を描いた大地の子というドラマがありました。何度も再放送されていますので、御覧になった方も多いかと思います。私も毎回泣きながら見ていました。山崎豊子さんの原作も読ませていただきました。中国に取り残され、大変な苦勞をされて帰国された方たちが、制度が始まった当初は11世帯いらしたそうですが、今は5世帯7名、青森市にお住まいだということです。

皆さんも御高齢だと思いますが、今後もしっかりと支援を継続していただくようお願いして、この項の質疑を終わります。

では次に移ります。3款民生費1項社会福祉費4目青少年対策費のうち、大野第二放課後児童会運營業務委託料に関連して質疑いたします。

大野小学校は市内では有数の児童数の多いマンモス校ということですが、そのために、放課後児童会も3か所に分かれているそうです。

そこでお尋ねします。大野小学校の生徒数、学級数及び放課後児童会の開設場所について概要をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 小熊委員からの大野小学校区の放課後児童会についての御質疑にお答えします。

本市では、現在、放課後児童会を42小学校区中36小学校区の50か所で開設しており、そのうち小学校内での開設が32か所、小学校外での開設が18か所となっています。

放課後児童会の開設場所については、小学校内の余裕教室の活用を基本とし、余裕教室がない場合には、学校周辺の公共施設や民間施設の借用等により確保することとしています。

本市では、希望する全ての児童が放課後児童会を利用できるようにするため、利用者数の増加に応じて開設場所を増設するとともに、小学校内の余裕教室が使用できなくなった場合には、学校の近隣の公共施設や民間施設を借用し、分割による開設や移転を行うなど適宜対応しています。

大野小学校区では、現在、学校内に余裕教室がないこと及び利用者数の状況を踏まえ、小学校外に放課後児童会を3か所開設しており、その利用に当たっては、大野保育園を希望する場合は大野第二放課後児童会に、小学校1年生から小学校2年生までは大野放課後児童会に、小学校3年生から小学校6年生までは大野第三放課後児童会に振り分けています。

放課後児童会における対象学年の振り分けについては、児童が放課後児童会へ登会する際の安全面の考慮、児童が孤立しないよう、同学年の児童との交流を意図し、同学年で振り分けているものです。

ただし、保護者の要望や児童同士のトラブルがあった際には、その事情を確認した上で、入会対象以外の放課後児童会を認めることとしています。

今後とも、希望する全ての児童が放課後児童会を利用できるよう、開設場所の確保に努めるとともに、利用者数の状況、開設場所の利用環境等を確認しながら、放課後児童会の環境づくりに努めてまいります。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

この問題については、大野小学校に通う児童の保護者から相談がありました。大野小学校に複数の子どもが通っていて、それぞれが別々の放課後児童会に通わざるを得ないので不便だと。そして、他の小学校のように何とか校内に放課後児童会を設置できないものか、3か所に分かれていると送迎がいちいち大変で災害などの緊急時にも不安だという、そういう声が寄せられました。

先日、全小・中学校で空き教室を利用した校内教育支援センターが設置されるということで、それを聞いて、教育委員会に放課後児童会でも利用できる教室がないかと、有無をお尋ねしたところ、校内教育支援センターも常設の専門の教室ではなくて、その時々で空いている会議室や相談室などを利用すると、こういうお答えでした。

放課後児童会の場合は固定の教室となるので、校内の設置はやはり難しいようです。福祉部の担当課も、せめて1か所に設置できるよう、建物探しに努力され、大変御苦労されているようですが、何しろ人数が多いので、できるだけ学校に近い大野の辺りでは、利用者全員を収容できるよい物件が見つからないというお話でした。この現状を変えるために、教育委員会と福祉部とが相談なさって、できれば学校内に設置できるのが1番いいとは思いますが、せめて1か所に通えるようお願いします。

当面は現状のままで仕方がないということですが、しかし、しわ寄せはやはり児童に及んでいると思います。他にも佃小学校や三内西小学校などでも、放課後児童会の教室が狭い、人数が多い、空き教室がないなどの困難を抱える事例があるということを知りました。子どもたちの健全な育成のためにも、引き続き問題の解決を探っていただくよう要望いたします。

では次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費のうち、犬・猫等の抑留及び処分に関する業務委託料に関連して伺います。

青森市保健所が行っている動物愛護に関する業務の内容をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 小熊委員の動物愛護に関する業務内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市保健所では、平成18年10月に青森県動物愛護センター内に生活衛生課分室を設置し、動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法に基づき、動物愛

護に関する業務を行っております。

その内容は、犬や猫などの適正飼養や終生飼養の普及啓発、飼い主のやむを得ない事情による引取り、放浪している犬の捕獲と所有者への返還、負傷などにより収容した犬や猫などの返還、新しい飼い主への譲渡などとなっております。

また、令和6年度から新規事業として、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う市民等に対し、手術費用の一部を補助する猫の不妊・去勢手術費補助事業、ボランティアに一定期間預かっていただく犬・猫等一時預かりボランティア事業を実施しております。

このうち、捕獲・収容してから飼い主に返還するまでの抑留期間中の飼養管理及び治癒の見込みがない病気などによる殺処分について、青森県動物愛護センターを所管する県に業務委託を行っております。

以上です。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

抑留及び処分という言葉が出てきますが具体的にどういうことを指すのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。抑留と処分についての内容ということでございました。

まず、抑留につきましては、飼い主が不明で放浪している犬を捕獲し、施設に収容するというようなことになっておりまして、県との具体的な契約内容であります。狂犬病予防法に基づく予防注射を受けていない犬などの抑留、あとは動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、引取りした犬・猫などの保管や収容した負傷動物の保管などとなっております。

次に処分であります。処分の内容は青森県動物愛護センターへ収容をした犬や猫などのうち、治癒の見込みがない病気やけががある、あとは狂暴で一般家庭での収容が困難であるなどにより、譲渡することが適切でないものの殺処分ということでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 では次に、犬・猫などの抑留及び処分に関する業務委託料として1385万4778円が計上されていますが、この内訳はどうなっていますか。内容と実績をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。まず、業務委託料の内訳についてであります。

犬・猫等の抑留及び処分に関する業務委託料、県に業務を委託している本市と八

戸市それぞれについて県が積算しております。その内訳であります、青森県動物愛護センターの維持管理費、これに県の人口に対する市の人口割合を乗じた維持管理費相当分と抑留の期間中の飼養管理に係る県職員の人件費相当分となっております。

本市の令和5年度の委託料の決算額であります、維持管理費相当分が1235万2802円、人件費相当分が150万1976円、計1385万4778円となっております。

次に殺処分の実績であります。

過去5年分でお答え申し上げます。令和元年度であります、犬10頭、猫115頭、計125頭、令和2年度、犬37頭、猫128頭、計165頭、令和3年度、犬3頭、猫98頭、計101頭、令和4年度、犬3頭、猫56頭、計59頭、令和5年度、犬2頭、猫53頭、計55頭となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。

犬と猫の殺処分頭数は、今のを足しますと、5年間で505頭ということでした。思ったよりも多いかなという印象を持ちましたが、年々減って昨年度は55頭ということでした。

病気などで治癒の見込みがない、あるいは、担当の方にお聞きしたんですけれども、高齢などで引取り手がどうしても見つからない場合などで県に処分を委託していると、こういうお話でした。

市ができる限り殺処分ゼロを目指しているということは、今年度から始まった猫の不妊・去勢手術費補助事業と犬・猫等一時預かりボランティア事業を3月の予算特別委員会で取り上げたときに伺いました。

ぜひ多くの市民にこの事業を広く知っていただいて、なるべく早い時期に殺処分ゼロを達成していただきたいと思い、要望をいたしまして、この項を終わります。

最後に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して、ラスパイレス指数について伺います。

先日、企画部財政課から御説明を頂きました令和5年度青森市の決算における財政健全化に関する財政指標の中の令和5年度普通会計決算統計調査による財政比較分析表の国との比較による給与水準の適正度の数値についてお尋ねいたします。

国の給与水準を100とした場合の比較で、令和4年度の青森市の指数は96.8、令和5年度は96.3と0.5ポイント下がっています。この理由をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 小熊委員のラスパイレス指数が前年度より低下した理由についての御質疑にお答えいたします。

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給料水準を国家公務員の職員構成を基準といたしまして、学歴別、経験年数別に調査年の4月1日時点の平均給

料月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給料水準を示す指標となっております。

直近で公表しております本市の令和 5 年度のラスパイレス指数は、先ほど委員からもありましたけれども 96.3、令和 4 年度のラスパイレス指数は 96.8 となっております。前年度と比較いたしまして 0.5 ポイント低下しております。

ラスパイレス指数は、職員の経験年数階層ごとに平均給料月額から算出するものでありまして、階層区分が 10 年以上の場合は 5 年刻みになっております。

本市におきまして、令和 5 年度にラスパイレス指数が低下した理由につきましては、大卒・高卒ともに、経験年数が 15 年以上の階層におきまして、経年による職員構成等の変動により差が生じたことが主な要因となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 ありがとうございます。では、過去 10 年間のラスパイレス指数の推移を教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 ラスパイレス指数の過去 10 年間の推移についての再質疑にお答えいたします。

平成 26 年度から令和 5 年度までの過去 10 年間のラスパイレス指数につきましては、平成 26 年度が 98.8、平成 27 年度が 98.3、平成 28 年度が 98.9、平成 29 年度が 94.5、平成 30 年度が 97.0、令和元年度が 97.5、令和 2 年度が 97.2、令和 3 年度が 97.0、令和 4 年度が 96.8、令和 5 年度が 96.3 となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 平成 26 年度からの 10 年間は多少の増減はありますが、毎年 100 以下の指数となっているということでした。

では次に、過去にラスパイレス指数が 100 を超えている年度を教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 過去にラスパイレス指数が 100 を超えた年度についての再質疑にお答えいたします。

旧浪岡町との合併以後、過去にラスパイレス指数が 100 を超えた年度は、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年度でありまして、平成 17 年度は 100.7、平成 18 年度は 100.1、平成 19 年度は 100.6、平成 20 年度は 100.5、平成 21 年度は 100.3、平成 22 年度は 100.1 となっております。

以上です。

○渡部伸広委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 平成 17 年度から平成 22 年度までは連続して 100 を超えているということが分かりました。

その以前のこともちょっとお聞きしたんですけれども、平成16年以前はラスパイレス指数102を維持していたこともあったようです。14年前頃までは毎年100を超えていた指数が、このところずっと国の給与水準を下回っていますが、それが続いているということは、やはり職員給与が低下傾向にあるということになるかと思えます。

総務省は指数が100を超える地方公共団体については100に近づけるようにという指導を行っているようですが、本市のように100を割る地方公共団体については、国の水準を下回ったままでよしとするのではなく、職員の意欲向上のためにも、少なくとも以前のように、100を上回った水準を目指すべきではないかと思えます。ぜひ御一考をお願いいたします。

以上で私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民クラブ、小豆畑です。よろしくお願ひいたします。

最初に、昨年の予算特別委員会で合浦亭のトイレの洋式化をお願いしたんですけれども、今春、早速に対応いただきまして、市民の皆さんから感謝の言葉が寄せられておりますので、お伝えさせていただきます。

次に、もう1つトイレのことなんですけれども、手すりについてです。

これも、さきの予算特別委員会でお願いしたんですけれども、要望してから私も気をつけて、アウガの地下のトイレとか、合浦公園のトイレを、気をつけて見て、気がついたことがあります。それは、手すりをつける位置です。

手すりの目的は、それを使うことで容易に立ち上がることができるようになるためにつけるわけですよ。ところが、合浦公園の和式トイレは、床から20センチメートルか30センチメートルぐらいのところについているんですよ。しゃがんでいて、それにつかまって立つというのは、まず無理だと思うんですよ。やっぱり、どうせつけてくれるなら、つける位置をちゃんと考えてやってもらいたいなと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

質疑に入るんですけれども、先週の12日の新聞で、警察庁は運転免許証とマイナンバーカードを一体化したマイナ免許証の運用を来年3月に開始する方針を決めました。また、昨日、金沢市で開催された自由民主党総裁選公開討論会において、デジタル大臣の河野太郎氏は、投票率の向上に向けて、マイナンバーカードを使って投票率をアップしたいという話もしておりました。

このように多方面で活用が見込まれる、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカードについて質疑させていただきます。

最初の質問です。直近のマイナンバーカードの全国及び本市の保有枚数をお示しくください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 小豆畑委員のマイナンバーカードの保有枚数率についての

御質疑にお答え申し上げます。

直近の令和6年8月31日現在における全国のマイナンバーカードの保有枚数率は、令和6年1月1日の人口を基準としまして、74.8%となっております。また、市の保有枚数率は、76.1%となっております、全国平均を1.3ポイント上回っている状況にあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 先日的一般質問でも、8月31日時点で全国のマイナンバーカード保有枚数率は74.5%でしたので、0.3%の増加、市のマイナンバー保有枚数率は75.1%でしたので、1%増加していることが分かりました。

次に、出生と同時にマイナンバーがつくわけですけれども、新生児に対して、マイナンバーカードを申請する保護者も、しない保護者もいると思いますが、もし申請するとすれば、手続はどのようになるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 出生届が提出されました子どものマイナンバーカードの申請手続についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

出生届を受理後、住民登録をしてから2週間から3週間程度で出生した子へマイナンバーを通知する個人番号通知書が国から簡易書留で郵送されます。通知を受け取った後、法定代理人であります親権者はスマートフォン、パソコン、郵便または証明用写真機を利用して、マイナンバーカードの代理申請をすることができます。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 そうすると、新生児とか、幼児、学童期と子どもたちは容姿が大きく変わっていきます。通常は発行日から申請の10回目の誕生日までが有効期限とされていますが、新生児を含む18歳未満の方の有効期限はどうなりますでしょうか、年々、変わっていくと思うんですけどね。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 未成年のマイナンバーカードの有効期限についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

マイナンバーカードの有効期限につきましては、新生児を含みます18歳未満の場合は、容姿の変動が大きいことを理由に、顔写真を考慮して、5回目の誕生日までとなっております。なお、18歳以上の場合は、小豆畑委員からも御紹介がありましたとおり、発行から10回目の誕生日までとなっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 また、このマイナンバーカードについて、成人の場合は、「メリットいっぱい！マイナンバーカード」というチラシがあるように、たくさんメリット

があるんですけれども、新生児や幼児などがマイナンバーカードを取得した場合、どのように利用できるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 マイナンバーカードの利用についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

マイナンバーカードにつきましては、住民登録がある全ての国民が取得可能でありまして、新生児や15歳未満の子どものマイナンバーカードの取得については、親権者等の法定代理人が申請することとされております。

15歳未満の子どもの利用方法につきましては、個々の世帯の事情によるものでありますけれども、保険証として利用すること、また、各種申請等に必要な顔写真付きの本人確認証として利用するものと思われれます。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 平成28年1月に運用が始まったマイナンバーカードですけれども、便利で暮らしやすい社会づくりのために生まれたと思います。

人口減少に伴う人手不足が懸念される中、我が国は、インターネットやICTを活用するデジタルガバメントの取組を進めています。かゆいところに手が届く行政サービスを少ない人的リソースという財源で行うには、デジタルの力が不可欠です。

現在、様々な社会課題を解決するため、多くの分野において、デジタル化の取組が加速しています。デジタル社会の実現に必須アイテムと言われるマイナンバーカードですが、その必要性についてお尋ねします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 マイナンバーカードの必要性についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらの法律が平成27年10月5日に施行され、住民票を有する全ての方に12桁の個人番号——マイナンバーが指定されたところです。

本年6月に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきましては、マイナンバーカードはデジタル空間における最高位の本人確認機能を有しており、一人一人に最適化された利便性の高い行政サービスの提供や行政機関の事務処理の効率化を実現するために重要な基盤であることから、引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備をさらに促進することとされております。

マイナンバーカードにつきましては、顔写真がついておりますことから、公的な本人確認書類として利用され、また、健康保険証としての利用も開始されております。

す。

このほか、マイナンバーカードに電子証明書を登載することによりまして、コンビニエンスストア等で住民票などの各種証明書の取得ができますこと、行政手続のオンライン窓口でありますマイナポータルを通じて転出の届出をすることで、これまでの住所地の住民異動窓口への来庁が原則不要となること、行政機関などが持つ個人情報の確認ができること、行政機関などからのお知らせが受け取れること、診療、薬剤、医療費、健診の情報が確認できること、行政機関の間での情報提供履歴が確認できること、また、e-Taxによる税の電子申告ができることなどの利用が可能となっております。

国におきましては、マイナンバーカードは、ICチップを利用して、オンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できるため、デジタル社会に必要なツールとなっているものとされております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ということで、メリットがいっぱいということなんです。

それで、新型コロナウイルス感染症が拡大したときに、不要不急の外出を控え、オンラインで行政機関の各種手続ができました。それは、内蔵されたICチップを使って、公的個人認証サービスが受けられるマイナンバーがあったからだと思いますけれども、この公的個人認証サービスについて、その概要をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 公的個人認証サービスについての再度の御質疑にお答え申し上げます。

公的個人認証サービスとは、オンラインで申請や届出といった行政手続など、インターネットサイトにログインを行う際に、他人による、なりすましやデータ改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段でありまして、電子証明書と呼ばれるデータをマイナンバーカードのICチップに搭載することで利用が可能となります。

マイナンバーカードのICチップに搭載する電子証明書には2種類の証明書がありまして、1つ目といたしまして、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する、アルファベットの大文字と数字を6桁以上16桁以下で組合せた暗証番号が必要となります署名用電子証明書、こちらはオンラインによる転出届やe-Taxによる行政手続の申請が可能となっております。2つ目といたしまして、インターネットサイトや専用端末等にログインする際に利用します数字4桁の暗証番号が必要となる利用者用電子証明書でありまして、こちらは、コンビニエンスストア等での住民票などの各種証明書の取得、それからマイナポータルの利用が可能となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

マイナンバーカードは本当に便利な反面、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、番号を見られても悪用されないか、安全性に不安を感じている人が何人かいます。そこで、安全性についてお尋ねします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 マイナンバーカードの安全性についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

マイナンバーカードの安全性を確保するためのセキュリティー対策につきましては、まず、顔写真入りのため、対面での悪用は困難であるということ、マイナンバーを見られても、利用するためには顔写真つき本人確認書類などでの本人確認が必要となること、紛失・盗難の場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルにおいて、24時間365日体制で、カードの一時停止を受け付けしていること、暗証番号を一定回数間違えると、機能がロックされること、不正に情報を読み出そうとしますと、ICチップが壊れる仕組みになっていること、ICチップに記録される個人情報、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真及び個人番号のみでありまして、税や年金、特定健診情報や薬剤情報など、プライバシー性の高い個人情報が記録されてはいないことといったセキュリティー対策がなされております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 セキュリティー対策は万全であるみたいですが、よく私たちの間で話題になるのが、マイナンバーカードを申請すると、個人の資産状況や服用している薬剤、それから健診情報などが記録されるので、申請しないという声を耳にします。

この安全性について、やっぱり、もっと啓発と周知をしていただきたいと思います。そこんとこ足りないんだと思うんですよね。仲間内で話したりしても、裸になって見られているような感じ、全部、見られるような感じで受け取ってる人がたくさんいるので、その周知をちゃんとお願いしたいと思います。

それとマイナンバーカードを保険証として使う人もいると思いますが、私は医療機関の受付に置かれているカードリーダー、差し込んでやるやつなんですけれども、これを待合室で2時間ぐらい待って、来た人が受け付けしている順に見るんですけども、それを使っている人をほとんど見かけたことがない。やっぱり、これは、総務省から出ているのだと思うんですけども、マイナンバーカードを健康保険証として使うにはということ、カードリーダーのこともちゃんと写真であるので、ぜひ、この周知もお願いしたいと思います。このようなチラシを作成して、やっぱり市民にマイナンバーカードの周知を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○**渡部伸広委員長** 次に、工藤健委員。

○**工藤健委員** 市民クラブ、工藤健です。時間が短いので、よろしくお願ひします。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目指導研修費、1 人 1 台端末の故障についてお伺ひします。

令和 3 年の導入以後の 1 人 1 台端末の故障の件数と故障率をお示しくください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 工藤健委員の 1 人 1 台端末の故障状況についての御質疑にお答えいたします。

1 人 1 台端末の年度ごとの故障件数と故障率は、令和 3 年度が 523 件、3.5%、令和 4 年度が 583 件、3.5%、令和 5 年度が 958 件、5.9%、令和 6 年度は 8 月末現在で 299 件、1.9%となっております。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** ありがとうございます。

令和 5 年度がちょっと多いですけども、それだけ使っているからかもしれません、では、年度ごとの故障の原因をお示しくください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 1 人 1 台端末の故障原因についての再質疑にお答えいたします。

1 人 1 台端末の年度ごとの故障原因は、令和 3 年度は液晶割れが 269 台、電源・バッテリー不良が 87 台、W i - F i 不良が 65 台、キーボード破損が 66 台、外枠破損が 23 台、その他カメラ不良や O S 破損などが 13 台、令和 4 年度は液晶割れが 179 台、電源・バッテリー不良が 165 台、W i - F i 不良 96 台、キーボード破損が 76 台、外枠破損が 39 台、その他が 28 台、令和 5 年度におきましては、液晶割れが 216 台、電源バッテリー不良が 191 台、W i - F i 不良が 158 台、キーボード破損が 124 台、外枠破損が 90 台、その他が 179 台、令和 6 年度は 8 月末現在で、液晶割れが 56 台、電源・バッテリー不良が 63 台、W i - F i 不良が 50 台、キーボード破損が 42 台、外枠破損が 31 台、その他が 57 台となっております。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** 分かりました。液晶パネルの破損と電源・バッテリー、こちらが多いということでもあります。

では、各年の修理費が幾らかかっているのか、お願ひします。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 修理費用についての再質疑にお答えいたします。

1 人 1 台端末の修理費用につきましては、令和 3 年度が 320 万 7600 円、令和 4 年度が 707 万 2890 円、令和 5 年度が 953 万 7110 円、令和 6 年度は 8 月末現在で 401

万 600 円となっております。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** 年々、修理費用もかさんできているということではありますが、その財源をお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 修理費用の財源についての再質疑にお答えいたします。

1 人 1 台端末の修理費用は、国・県等の活用できる補助金がないため、全て一般財源で賄っております。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** 分かりました。

では、例えば、故意の破損、あるいは、登下校中の破損とか、保護者に請求をしたケースというのはあるのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 保護者請求の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

1 人 1 台端末の故障原因が児童・生徒等による故意や重大な過失による場合は、修理費用を保護者に請求しておりますが、その件数は、端末の整備開始時から本年 8 月までで 8 件であり、金額は 60 万 2954 円となっております。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** 分かりました。ほとんどが市の費用で負担しているということでもあります。

では、取扱いについて、大分、年月もたっておりますけれども、どのような指導をしているのか教えてください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 1 人 1 台端末の破損防止の指導についての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、令和 3 年 2 月に作成したパソコン活用のルールにおきまして、児童・生徒が 1 人 1 台端末を活用する際の留意点等を示しております。これを踏まえ、各学校におきましては、破損防止に係る指導を児童・生徒の実態に応じて行っているところであります。

具体的には、落下しないように机上进行して活用すること、パソコンの画面を閉じる際にはディスプレイとキーボードの間に障害物がないか確認をすること、水回りや湿気の多いところで使用しないこと、日光が強く当たる場所やストーブ等の近くに置かないこと、使用中に食べたり飲んだりしないことなど、学校内での活用のほか、家庭で活用する際についても適切な取扱いができるように指導しております。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** 最後に、保険には加入しているのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 保険加入についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、保険には加入しておりません。

○**渡部伸広委員長** 工藤健委員。

○**工藤健委員** 保険も結構高いので、台数が増えると負担が大きくなります。国は、端末の更新費用、故障した場合の予備機の購入費用については、補正予算に計上しておりますけれども、保険とかは対象になってないです。

それで、文部科学省の学校デジタル化プロジェクトチームですけれども、端末の日常的な活用が進む中で、児童や生徒の学びを止めないためにも、まずは故障に速やかに対応できることが非常に大事だというふうにしております。社会状況に照らせば、教育における、この端末の環境の整備、活用の促進というのは、もう待たないでありますので、端末が壊れるから使わないというわけにもいきません。維持管理は万全にすることはもちろんですけれども、関わる財政支援については、国・県の支援を期待したいと申し述べて終わります。

ありがとうございます。

○**渡部伸広委員長** 次に、天内慎也委員。

○**天内慎也委員** 日本共産党の天内慎也です。

まず、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費に関連して、旧大栄小学校の廃校後の利活用についてお聞きします。

令和4年3月に大栄小学校が閉校して、浪岡北小学校に令和4年4月から統合となりました。そのときに、保護者や地域から要望事項が提案されていきました。その6つの中の一つに、建物の安全管理、敷地内の環境保全、建物の利活用がありました。

まず、お聞きします。旧大栄小学校のこれまでの利活用状況をお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 天内委員の旧大栄小学校の利活用状況についての御質疑にお答えいたします。

旧大栄小学校は令和4年4月の浪岡北小学校との統合により閉校となりましたが、統合の際に保護者及び地域住民から提出されました要望書を踏まえまして、総合的な観点から検討した結果、現在、放課後児童会及び指定避難所として活用しております。

また、そのほか、浪岡北小学校PTAの地域部会活動の場となっているとともに、令和4年度から令和5年度にかけて、本市の民間企業が雪を使った再生可能エネルギーの検証実験の場所としてプールを活用しております。

閉校となった旧大栄小学校の今後の利活用につきましては、施設の状態や地域の状況を踏まえ、全庁的な公共施設の在り方を検証する中で、地域要望等を参考に、総合的な観点から検討していくこととしております。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 その民間企業のやつは、利雪というんですか——利雪、それで発電して、なんだか200ワットの発電に成功したということで、たしか9か月、借りたんですね、ずっといると思ったんですが。9か月で7万円の家賃を払ったということだと思います。それで、あとPTAとか、放課後児童会として使われてるということでした。

青森地区の廃校の活用なんかを見れば、スポーツ団体が活用していたりだとか、画期的に使われているなというふうに思っていたんですが、私のイメージとしては、もうちょっと、廃校になっても、誰とは言わないけれども、民間が活用したり、ちょっとは活気が出てくるのかなというふうに思っていたんですけれども、3年たって、なかなか、ないということで、そこで質疑します。

地域住民から校舎の利活用について、意見や要望は上がっているのでしょうか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 地域住民からの意見・要望についての再度の御質疑にお答えいたします。

旧大栄小学校の校舎の利活用に係る地域要望につきましては、浪岡北小学校との統合に当たって、保護者及び地域住民から、放課後児童会の活動場所及び災害が発生した際の指定避難所とすることについて要望がありましたが、閉校後につきましては、地域住民等からの要望等は受けていないところであります。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 地域住民から要望がないと。だから、そこに住んでいる住民が動かなければ、事は動かないということなんでしょうね。

それで、ただ統合するとき、町内会長たちは物すごく議論していたんですよ、それをちょっと聞いていたものですから。

それで、イメージとしては、今はなくなりましたけれども、空港の下に旧王余魚沢小学校がありました。あそこはカフェなんかやっていたりして、しゃれたような感じだったんですけれども、今はやってないんですけれども、大体そのような感じで私は考えていたんですけれども——だから、町内が主体ということだから、教育委員会が口出せないのかもしれませんが、私としては、何か助言か支援をしてほしいなどは思っておりました。

それで、その旧大栄小学校の敷地内は今、教育財産から普通財産になっているということで、私がそこに入れば駄目なのも分かりませんが、叱られるかも知れませんが、この間、見てきまして、それで——後で怒ってください、私を。まず、草

がぼうぼう、だって、人いなくなれば、草はぼうぼうですよ。いれば、校庭なんかは草を刈るわけですからね。草はぼうぼうだし、建物も、何か人がいなくなれば、これだけ壁が真っ黒く見えたりとかして、ちょっと寂しい思いもしましたが、そこで質疑します。

閉校となった学校の環境整備は行っているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 閉校となった学校の環境整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、閉校となった学校の環境整備といたしまして、周辺への影響が考えられる旧大栄小学校、旧浅虫小学校、旧西田沢小学校、旧後潟小学校の4校につきまして、おおむね6月から9月の間に、教育委員会事務局総務課におきまして、敷地内の草刈りを実施しているところであります。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 年2回ということでした。ただ、その草刈りがもう徹底的にされなくなったことによって、これは消防のあれなんですけれども、ドクターヘリが降りなくなったということで、それは、ほかの場所に降りるように対応してもらいましたけれども、様々そういう影響が出てくるということです。

最後、地域要望としてですけれども、今現在、未使用の旧大栄小学校のプール。夏休みの間だけでも、プールに入れさせてもらえないんだろうかという話がありまして、いろいろと聞いたら、障害があるようですけれども、ぜひ前向きに何とか考えていただければなということをお願いして、これは、終わりたいと思います。

次に、議案別冊、令和5年度青森市病院事業会計決算書、4ページに関連して、病院事業についてです。

公立病院の問題点については、私も、10年以上前から、病院事業について、その都度、勉強しながらですけれども、提案もしながら、議論をしてきました。

それで、最初に浪岡病院について入っていきますが、今後の住民の療養や健康管理のために、新浪岡病院の建設をしていただきましたので、建ったからそれでよいということではなくて、地域の方々に頼りにされるように、経営面、様々、確認をさせていただきます。

まず、浪岡病院建替事業の総事業費をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 天内委員からの新浪岡病院の事業費についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院は、地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院としての役割の充実を図るため、平成30年度から建て替え事業に着手し、令和3年5月に新病院が開院、その後、外構工事を行い、令和5年8月にグランドオープンいたしました。

建て替えに係る総事業費につきましては、当初、新浪岡病院基本構想において約 23 億 1000 万円と想定していたものでありますが、その後、資材の高騰や旧本館解体工事に係るアスベスト除去の必要が生じたことなどから、約 3 億 1000 万円増の約 26 億 2000 万円となったところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 資材の高騰、アスベストの除去で約 3 億 1000 万円の増で約 26 億 2000 万円と。

次にお聞きします。浪岡病院の令和 5 年度の延べ入院患者数のうち、浪岡地区在住者の割合を示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 入院患者についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院における令和 5 年度の延べ入院患者数につきましては 6493 人となっており、このうち、浪岡地区在住者は 6267 人、全体に占める割合は 96.5%となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 96.5%ですから、ほとんどということです。あと、令和 4 年度と比べても増えています。1702 人ということでした。

それで、病床利用率も前年度は 37.5%だけれども、今は何とか 50%までやっきたということなので、次に行きますが、地域医療構想とか、公立病院改革プランでは、浪岡病院は高齢者医療・在宅医療を中心とすると位置づけられていました。

そこでお聞きします。浪岡病院の令和 5 年度の訪問診療実績をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 訪問診療についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院における令和 5 年度の訪問診療の実績につきましては、64 名で 631 件、前年度と比較して 187 件の増となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 187 件の増です。

以前、浪岡病院の建設基本構想のときに質問していましたが、福祉介護事業所との会議を通して、在宅医療を必要とする把握に努めてきたと。それと地域医療連携室は、看護師を 3 名から 6 名に増員をして、保健、福祉、介護サービスの相談の対応を強化したというふうに答えておりまして、それで 63 件から 187 件に今、増えている最中だと思います。

それで、経営面での底上げまでは、まだまだ遠いわけですがけれども、看護師が在宅に入って行って、親切丁寧にサービスをやっていくことで、浪岡病院の経営面へプラスになってほしいなというふうに、このところはお願いをしたいと思います。

次に、医師の確保について、いきます。

私も他県・他都市の大学から本市の病院へ医師に来ていただくことができないのかというふうに提案もしてきたりもしましたが、しかし、そんなことをすれば、現実問題として、お世話になっている弘前大学の機嫌をまず損ねることになってしまう、大変なことになる。それで、議論は、ここでストップするしかないというふうに議論してきました。

そこで中身にちょっと入りますが、日頃、普通でいえば、お世話になっている人とか、事業所とかには、やっぱり普通は挨拶をして、顔を出していくというのが、一般常識の礼儀だというふうに思いますが、当たり前のことだと思いますけれども、弘前大学に市長は顔を出したのか、お願いに行ったのか、その点についてお聞きします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

医師確保対策につきましては、令和5年8月に医師の派遣元である弘前大学に西市長が直接お伺いし、1人でも多くの医師を派遣していただけるよう要望を行ったところであります。また、それ以外でも副市長及び院長が様々な機会を捉えて要望活動を行うとともに、診療科ごとの状況を院長が総合的に判断した上で、弘前大学医学部の各講座へも要請しているところでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 これまでにも、この問題は、歴代の市長さんがお願いに行っても、なかなか動かなかった問題なので、お願いに行っても厳しいかも分かりませんが、礼儀は尽くしたということです。

それで、今現在、統合病院の建設に着々と向かっているんですけれども、この統合病院についても、何度も確認してきましたが、統合すれば医師が定着する、ほかから集まってくる、医療従事者不足の解消になる、そして、持続可能な強い医療提供体制を構築するというふうに、この間、答弁をしてきました。

それで、統合病院の基本方針はこうであって、弘前大学の派遣先を指示する方々も、そのような考えに立つとしてでも、実際に異動して、市民病院なら市民病院に来て働く医師一人一人まで、統合病院で頑張るんだというふうに浸透しているのか心配するところであり、懸念するところですがけれども、統合することによって、医師が大学へ引き揚げてしまう懸念はないのか、お聞きします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 統合新病院での医師確保についての再度の御質疑

にお答えいたします。

統合新病院での医師確保につきましては、医師の養成機関であります大学等に引き続き協力を要請していきますとともに、基幹病院の整備によって医療機能の充実等が図られ、医師の増員等につながった他都市の統合事例も参考にしながら、医師の増員に資する医療機能の充実等を図っていきたいと考えております。

このほか、臨床研修や先進医療に積極的に取り組むなど、キャリアアップを目指す医師にとって魅力ある取組と様々な取組を通じて、県とともに医師の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 天内委員。

○天内慎也委員 先進医療とか、臨床研究とか、もちろん私、中身がよく分かりませんが、でもやっぱり、答弁上は取り組んでまいる、図ってまいるということだから、やってみなければ分からないという部分もあると思います。

それと分かりませんが、県病と一緒にいるから、休診の科目が再開できるかもしれないです。あと、浪岡の人も言っていました、市民病院で各診療科目の中でも人気が高く、信頼されている科目もあると聞いています。浪岡の人が言っていたのは、膵臓の先生が優しいってしゃべってましたね、いい先生だというふうに。なかなか膵臓がんというのは見つかりにくいし、治りにくいという病名だと思いますけれども、そのようなことを言っていました。

あと、まとめますけれども、統合病院になっても、医師派遣を将来にわたって確約してくれるのか。そして、統合しても医師が派遣されない、または少ない医師数で経営改善につながらないだとか、そういうことを危惧している、心配をしているということを訴えて、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時36分休憩

午後0時50分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑に先立ち、先ほどの村川みどり委員への答弁について発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務部長。

○小野正貴総務部長 先ほど、お答えできませんでした村川委員からの北のひろばの令和5年度の管理費についての御質疑にお答えいたします。

北のひろばの管理につきましては、職員が定期的に草刈りや雑草の除去、北のひろば全体の水まきや、地面から露出しております石の除去を行っておりまして、令和5年度における直接経費はありません。

なお、必要に応じて、クローバーの種まきや培養土の補充を行っておりますけれども、その種や培養土につきましては、令和4年度に購入したものを使用しております。また、水まきによる水道使用料もありますけれども、北のひろばに使用している水量が明確でないため、不明であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 質疑を続行いたします。

澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 決算特別委員会の最後の質疑者となります。しばらくお付き合いのほどよろしくお願ひします。

自民クラブ、澁谷でございます。

質疑に入ります前に、一言所見を述べさせていただきたいと思ひます。

昨日、秋晴れの中で、我が荒川地区において、敬老の日が盛大に行われました。皆さん、80代だという女性の方々が農業は大変だけれども、今年はカシスを80キログラムも取ったんだよとか、みんな、そういう、ふだん仕事で忙しい中、できなかった話を楽しそうに、私に話ししてくれたのがとても勇気づけられたように思ひました。

それが終わりました、ニュースで統合新病院の記者会見が行われました。第一印象は、市長の歯切れがちょっと悪かったかなというふうに思ひますけれども、両副市長を目の前にして、私が言うのもなんですが、これまで、市長の態度というのは、セントラルパーク一本でという姿勢を見せていたと思ひます。それに対して、1週間という期間も空かず、結果を出すという方向になったのは、これまで市長が培ってきたまちづくりの部分で何か大きな妥協をしなきゃいけなかったのか、それとも決断をしなきゃいけなかったのか、そこをきちんと各議員の皆さんに市長の気持ちというものを説明していただきたいなというふうにお願ひをしたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思ひます。

まず1つ目に、ふるさと納税について質疑をいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連して質疑を始めます。

りんごセンターについてお伺ひいたします。青森市りんごセンターの過去3か年の入庫量及び収支状況についてお示しくください。

○渡部伸広委員長 どっち。

○澁谷洋子委員 間違った。

○渡部伸広委員長 澁谷委員、ふるさと納税についてが1番目で、りんごセンターが2番目でよろしいですか。

○澁谷洋子委員 はい。お願ひします。(発言する者あり)

○**渡部伸広委員長** 質疑をもう一度お願いします。

○**澁谷洋子委員** では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連しまして、ふるさと納税について。

令和5年度ふるさと納税に係る委託料などの歳出経費の内訳をお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 澁谷委員のふるさと納税に係る歳出経費の内訳についての御質疑にお答え申し上げます。

令和5年度ふるさと納税における歳出経費の内訳につきましては、ふるさと納税決済手数料として659万5011円、返礼品調達及び発送業務、寄附者からの問合せ対応業務などのほか、6つのふるさと納税ポータルサイト構築・運營業務委託料として4億3697万4773円、寄附者情報管理システムの利用・保守のほか、3つのふるさと納税ポータルサイト構築・運營業務委託料として1398万621円、受領証明書発行・ワンストップ特例申請書類発行受付業務委託料として1798万6830円、ふるさと納税ポータルサイト使用料として1763万1815円、これらのほか、青森市ふるさと応援寄附に係る人件費や制度周知のリーフレット制作に係る経費及び事務用品費として1095万4959円となっております。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** 運營業務委託料が、結構な金額で経費がかかっているようだなと思いました。

次に、令和5年度に寄附実績が増えた要因は何かお示してください。

○**渡部伸広委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 寄附実績が増えた要因についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

令和5年度に寄附が増加した主な要因につきましては、寄附増に向けた本市の取組といたしまして、令和4年度までの7つの寄附受付ポータルサイトに加え、新たに2つのポータルサイトを追加し、計9つのポータルサイトに拡充したこと、申込み割合が高く、人気のあるリンゴや水産加工品などのラインナップや在庫を増やしたこと、返礼品の対象となります寄附金額を1万円以上から1万円未満にも対応した返礼品を設定したこと、そして、国による、ふるさと納税制度の改正に伴い、令和5年10月から寄附額の引上げを行う自治体があるとの報道があり、同年9月に駆け込み需要が全国で起こったことなどが考えられます。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** ありがとうございます。

次に、令和4年度及び令和5年度において、申込み件数及び寄附金額の多かった上位3つの返礼品についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 申込み件数及び寄附金額が多い返礼品についての再度の御質疑にお答え申し上げます。

令和4年度及び令和5年度において、申込み件数が多かった返礼品の上位3品目は順に、令和4年度は、リンゴが3万1690件、津軽びいどろが4045件、米が3028件となっております。令和5年度は、リンゴが5万6840件、米が4619件、ホタテ・ホタテ加工品が3570件となっております。

次に、寄附金額が多かった返礼品の上位3品目につきましては順に、令和4年度はリンゴが3億6377万9000円、米が4664万3000円、津軽びいどろが4590万8000円、令和5年度はリンゴが6億3445万8000円、米が7242万円、ホタテ・ホタテ加工品が5794万6000円となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

先ほどの答弁でもありました水産加工品などのラインナップや在庫を増やしたことが大きな要因になったのかなと思っはいるんですけども、去年に至っては、リンゴも減少傾向にあり、水産加工品もなかなか伸びるには難しいほど、商品がなかったのではないかなということも苦慮していましたが、津軽びいどろが何げに工芸品では人気だということが分かりまして、全体的に青森のよさを知ってもらって、伸びている傾向だなというふうに思いました。

次の質疑ですが、令和5年度の返礼品の定例入替えにおける課題や着目点についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 令和5年度の返礼品の入替えについての再度の御質疑にお答え申し上げます。

本市の返礼品につきましては、毎年4月、8月、12月の年3回、新規商品を取り入れるなどの見直しを行っているほか、リンゴなどの季節商品につきましても、随時、追加を行うなど、返礼品の充実に努めているところです。

令和5年度の返礼品の入替えに当たりましては、1つに、新規の返礼品を積極的に取り入れたこと、2つに、寄附申込み件数の少ない返礼品については、数量、重量や詰め合わせ内容等の変更を提供事業者へ提案して、見直しを行ったこと、3つに、寄附金額の少ない返礼品への需要も高まっていることから、1万円未満の寄附金額にも対応した返礼品を設定したこと、4つに、申込み件数が最も多いリンゴにつきましては、提供事業者の御協力により、収穫時期が終了した1月以降においても在庫を確保し、提供したこと、5つに、本市を訪れ、本市の魅力に触れていただくことで、交流人口の拡大や地域経済への貢献・活性化にもつながるものと考え、体験型の返礼品として、青森ねぶた祭の有料観覧席をセットにした商品や市内の宿

泊施設や観光施設で利用できる、P a y P a y 商品券などを取り入れたことなどが挙げられます。

このように、本市の返礼品の申込み状況や他自治体の状況、人気返礼品の傾向を分析しながら取り組んできた結果、寄附額が年々増加しているものと考えられますことから、今後におきましても、提供事業者の皆様と連携するとともに、寄附者のニーズの把握に努めながら、新規の寄附者及びリピーターの確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 リンゴが6億円以上も伸びてきたことについては、まず、その商品をきちんと出していただくように事業者へ呼びかけるということ、連携をさせていただくということで、やっぱり市役所の担当職員も事業者と細かく打合せをしながら、既存の数をちゃんと確保していただくような取組をお願いしたいと思います。

返礼品の、何て言うんでしょう、少ない、人気がありませんような商品の組合せの方法のやり方を考えるだとか、商品の組合せをやり直すというのは事業者にとってもなかなか難しいことだと思います。どういうものが寄附者の目に留まって、寄附されやすいのかという情報を、事業者の方々にその商品に限らず、教えていってあげると何かの糸口にはなるんじゃないかなというふうに私は思っています。

最後に、令和5年度に応援していただきたい事業として寄附を募った18事業のうち、寄附金額が多かった上位3つの事業についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 寄附金額が多かった上位3つの事業についての再質疑にお答え申し上げます。

青森市ふるさと応援寄附制度は、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」に関連する18の事業を本市の応援していただきたい事業として設定し、寄附者には、この中から応援する事業を選択していただいております。

これら応援していただきたい事業のうち、寄附金額が多かった上位3事業は順に、子ども・子育てを支援するための事業、新しい働き方への支援など産業振興のための事業、3つに、あおりり製品の販売促進など、農林水産業の振興のための事業となっており、令和4年度と同順位となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 やっぱり子育てが多かったんだなというふうに分かりました。

自分の生まれ育った町・村・市を離れても、やはり県外にいても、自分の生まれた場所には寄附をしたい。返礼品が欲しいわけじゃなくて、まちには長く続けてもらいたいのので、何かの事業に使ってくださいというふうに寄附をする若い方も増えてきたようなお話も伺いました。来年度も、ふるさと納税が活躍することを期待し

たいと思います。これについては終わります。

次に、りんごセンターについてお伺いします。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費に関連してお伺いします。

青森市りんごセンターの過去3か年の入庫量及び収支状況をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の青森市りんごセンターの入庫量及び収支状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターにつきましては、青森市の特産品でありますリンゴを、年間を通じて適切に貯蔵及び選果することにより、リンゴの消費・流通の拡大並びに品質の均一化及び高付加価値化を図り、本市リンゴ産業の維持発展に努めるため設置された施設であります。なお、青森市りんごセンターの管理運営につきましては、青森農業協同組合が指定管理者として実施しているところであります。

青森市りんごセンターへの過去3か年のリンゴの入庫量であります。令和3年度が16万1207箱、令和4年度が17万6825箱、令和5年度が13万9970箱となっております。

また、青森市りんごセンターの過去3か年の収支実績であります。令和3年度は利用料金収入額が6779万1920円、これに要します管理運営に係る支出額が5761万6373円となっております。令和4年度につきましては、利用料金収入額が7381万630円、管理運営に係る支出額が6848万8228円となっております。令和5年度につきましては、利用料金収入額が6609万2120円、管理運営に係る支出額が6728万9329円となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 支出のほうが多いですね——はい。

では、次に過去3か年の入庫量の品種別の数量をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長部長。

○大久保文人農林水産部長 りんごセンターへの品種ごとの入庫量についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和3年度につきましては、16万1207箱のうち、ふじが12万1543箱でこれは全体の約75.5%となっております。王林が2万845箱で全体の約12.9%、ジョナゴールドが1万2958箱で全体の約8%、その他が5861箱で全体の約3.6%となっております。

令和4年度につきましては、17万6825箱のうち、ふじが12万1496箱、全体の約68.7%、王林が2万9664箱で全体の約16.8%、ジョナゴールドが1万1431箱で全体の約6.5%、その他が1万4234箱で全体の約8%となっております。

令和5年度につきましては、13万9970箱のうち、ふじが10万6706箱で全体の約76.2%、王林が1万8200箱で全体の約13%、ジョナゴールドが6454箱で全体の約4.6%、その他が8610箱で全体の約6.2%となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございます。

去年に至っては、リンゴの量が少ないと。その割には10万箱程度も在庫量があったことに私は驚いています。大体10万箱から12万箱ぐらいのところを毎年毎年、ふじであれば入れているというふうな感じなんでしょうけれども、ここに入庫するリンゴというのは、板柳の市場から入ってきていると思っていました。

この12万箱は全て浪岡のリンゴになっているんでしょうか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 リんごセンターへのリンゴの入荷についての再度の御質疑にお答えいたします。

りんごセンターが平成22年に供用開始しておりますが、平成28年以降は青森市産のほか、市外産の入庫も受けておりまして、それ以降は全体で16万箱から17万箱あるいは18万箱の入庫となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 リんごセンターが、入庫が少なく、ガス冷である意味をなさないといけないというので、たしか板柳の市場に働きかけたりして、これは担当課の努力だったのではないかなというふうに思っています。

入庫量が下がらないことが一番いいことで、増えるのは悪いことではありません。ただ、ここで維持をしていかなきゃいけないのでお伺いしますが、過去3か年の管理支出額及び維持修繕費をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 リんごセンターの管理費に係る再度の御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターの指定管理料のうち、管理運営に係る過去3か年の支出額につきまして、令和3年度につきましては5761万6373円、そのうち維持修繕費は61万34円となっております。令和4年度の管理運営に係る支出額は6848万8228円、そのうち維持修繕費は61万874円となっております。令和5年度における管理運営に係る支出額6728万9329円、そのうち維持修繕費は61万775円となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

管理支出額が上がったり下がったりというのが、この3年間だと思うんですけども、それに係る修繕費というのが、ほぼ横ばいの状態だったんですけども、悪いところがないというのは一番いいことですよね——はい。

続いて、過去3か年の利用料金をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 リんごセンターの利用料金についての再度の御質疑にお答えします。

青森市りんごセンターの利用料金につきましては、令和3年度から令和5年度までの過去3か年は同額となっております、CA冷蔵庫につきましては20キログラム入りコンテナ1箱当たり360円、自動ラックCA冷蔵庫につきましては、1パレットの出庫1回当たり820円、選果機につきましては20キログラム入りコンテナ1箱当たり110円、なお、コンテナにつきましては1箱当たり50円となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 コンテナを貸し出すとコンテナが戻ってこないというおそれがあるんですけども、その回収方法というのはどのようにしているのか、お示しできますでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 基本は卸業者、輸出業者がコンテナに積み込んで持っていくのですが、次の機会といたしますか、また収集に来るときはコンテナをお返しただくというふうな流れになっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 よくあるのが、コンテナに番号が振ってあります。その番号を控えているんですけども、戻ってくるのが1から10までではなくて、5と7が抜けたりとかというふうなのがあって、なかなか貸し出したものが全て潤沢に戻ってくるというのは難しい状況にあるのが県内各地の市場の実情だったと思うんですけども、やっぱり、その回収というものに、今とても会社は敏感になっています。というのは、かかる経費が上がると、どうしても自分のところの資材も戻ってこなければ、経費は倍になるわけですから、やっぱりそれは従業員にも徹底していますし、そういうことは、このCAの冷蔵庫においても同じことだと思っています。

次に質疑しますが、過去3か年の稼働率が最も高い月の電気料をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 りんごセンターの電気料についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターにおける稼働率が最も高い月は、過去3か年とも11月となっております。当該月の電気料であります、令和3年度が245万628円、令和4年度が361万4395円、令和5年度が284万2948円となっております。

なお、青森市りんごセンターは利用料金を取っておりますが、電気料金の高騰を受けまして、指定管理者の負担が大きなものとなっておりますので、令和6年度を初年度とする指定管理者の管理運営業務におきましては、光熱水費を精算対象項目として取り扱うこととし、指定管理者の負担を解消し、安定した管理運営業務が行えるよう見直しを行ったところであります。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

電気代が高騰し始めて、生産者の方が夏場、自分の取れた野菜・果物を持ってき

ますよね。リンゴ冷蔵庫も同じだと思ったんですけども、そのものに対してかかる電気代が上乘せされたりというふうに手数料が増えていくのが、今年、多く見られていました。

なので、ちょっとこれを聞いたんですけども、一番最初に聞いたように支出額が多くて、なかなか、この指定管理者の運営というのが厳しいという現状の中で、光熱費の部分は市役所で払っていくというのはありがたいことだと思います。

次に、過去3か年の市への納付額をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市りんごセンターの管理運営業務に係る納付金の額についての再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者が支払う青森市りんごセンターの管理運営業務に係る納付金の額につきましては、令和3年度が997万6081円、令和4年度が1000万5119円、令和5年度が312万5620円となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 よく分かりました。

なかなか、この指定管理団体の方々から運営が厳しい、フォークリフトの免許を持った方がなかなか働きに来てくれない、まず時給を上げなきゃいけない、人件費のかかる部分と経費のかかる部分というので、なかなか運営が厳しいんだよというお話があるのではないかなと思います。

そこで、最後に質疑しますが、りんごセンターの今後の見通しをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 りんごセンターの今後の見通しについての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターにつきましては、平成22年2月から供用を開始し、市外産リンゴの受入れを開始いたしました平成28年度からは、リンゴの入庫量は約16万箱から約17万箱程度で推移しております。

一方、農林業センサスによりますと、青森市におけるリンゴ作付経営体数は減少しております。また、青森県が実施しておりますリンゴ栽培面積実態調査によりますと、栽培面積は昨年と比べ増加はしているものの、全体的には横ばいもしくは若干減少しているという状況であります。省力化栽培の導入が進んでいることもあり、当面は現在の入庫量で推移していくものと見込んでおります。

今後におきましても、本市の特産品でありますリンゴの消費・流通の拡大並びに品質の均一化及び高付加価値化を図り、リンゴ産業の維持・発展に努めるため、青森市りんごセンターを活用しながら、関係機関と連携し、各種事業を展開してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

ふるさと納税の寄附の3つ目にもあったとおり、あおもり製品の販売促進、農林水産業の振興のために使ってくださいという寄附が多かったこと、今年に至っては、板柳町ではリンゴが少ないんじゃないかというのが、もう当初、4月の時点で花が咲く前から、そんな話を私はちらほらと聞いてきたんですけれども、やっぱり在庫量が下がらないようにするためには、まずは担当課は現地の方々の様子を見に行くとか、話を聞くとか、そういうことを働きかけていかなければ、在庫数はすぐ落ちると思います。

ガス冷に在庫する方は年が明けて、一番最初の競りに出す自分のリンゴに高い値段をつけてもらいたいと思って在庫する方がほとんどだと思うんです。

やっぱり、それに幅広く使っていただくために、りんごセンターというのがないと私は思っておりますので、担当職員の方は大変だと思いますが、そういう働きかけを大事にしていただきたいというふうに要望して、終わりたいと思います。

最後に、公立大学について質疑します。10款教育費5項公立大学費1目公立大学費に関連してお伺いいたします。

市から青森公立大学に支出している運営費交付金の決算額、一般選抜志願者数及び志願倍率について、令和3年度から5年度の実績をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 澁谷委員からの運営費交付金、一般選抜志願者数及び志願倍率についての御質疑にお答えいたします。

市では、青森公立大学の運営に係る経費といたしまして、毎年度、人件費や大規模修繕に係る経費等を運営費交付金として支出しており、令和3年度から令和5年度の実績につきましては、令和3年度は5億2073万円、令和4年度は5億6084万円、令和5年度は5億4262万円となっております。

また、一般選抜志願者数及び志願倍率の令和3年度から令和5年度の実績につきましては、募集定員140名に対し、令和3年度は志願者数614名、志願倍率4.39倍、令和4年度は志願者数560名、志願倍率4倍、令和5年度は志願者数754名、志願倍率5.39倍となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 次に、令和3年度から令和5年度の運営費交付金の内訳をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 運営費交付金の内訳についての再度の御質疑にお答えいたします。

運営費交付金の内訳といたしましては、人件費等の大学の運営に係る標準的な経費に充てるための運営費交付金、退職手当等の数年に1回発生するような臨時的な経費及び高等教育修学支援制度に伴う授業料等免除額に充てるための特別運営費交付金、運営費交付金で対応できない大規模修繕に係る経費に充てるための施設整備

費補助金となっております。

令和3年度から令和5年度の運営費交付金の実績につきまして、項目ごとに申し上げますと、令和3年度は5億2073万円のうち、運営費交付金が3億6400万円、特別運営費交付金が1億2253万円、施設整備費補助金が3420万円、令和4年度は5億6084万円のうち、運営費交付金が3億6215万円、特別運営費交付金が1億6512万円、施設整備費補助金が3357万円、令和5年度は5億4262万円のうち、運営費交付金が3億5547万円、特別運営費交付金が1億4554万円、施設整備費補助金が4161万円となっております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 毎年、運営費交付金が大体3億6000万円ぐらいを3年間ずっと続けていると思うんですけども、人件費に係るのがこの運営費交付金だったと思うんですが、私は、公立大を受験するんですという高校生の方々から、公立大に行きたいという、その魅力は何ですかと聞いたときに、やっぱり家庭の事情であったりとか、本人が望んでいく場合もありましたけれども、人それぞれ、様々な事情を抱えていることをちょっとお聞きしました。

その中で、もう少しこうだったらよかったのという意見で一番多かったのが、交通の便でした。それで、聞いてみたところ、志願者数は年々増え続けている。でも、学校自体が31年経過していて、修繕費も恐らくどんどん増えてくるでしょうと思っていたら、施設整備費補助金というところは、いつも3000万円台をキープしていると思って、公立大の在り方は何だろうというふうに、今でも悩んでいるんですが、やはり、この公立大を運営していくのに、今後、公立大と連携をしている青森市役所では、この学校の在り方——40年まではあと9年間ですよ。それまでに、どういうふうにこの大学を維持していく、続けていくというふうに考えているのか、今後の見通しとしてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。今後の見通しであります。

青森公立大学におきましては、中期計画というものを策定しておりまして、現在、第3期の中期計画でありまして、令和3年度以降、6年間の運営費交付金等を見込んでいるというようなところであります。

この中で、大学の方針というのを示しているというところでありますけれども、今後も、大学として、地域への貢献というようなところも目指して、市としてもしっかりと丁寧意見交換して進めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

最後に、農林水産部長に一つだけお伝えしたいと思います。

先月、冷蔵庫のワイヤーが私の目の前でいきなり切れて、その下には冷蔵庫の中を通っている職員がいたんです。消耗品なので、365日、毎日毎日、上がったたり下

がったりするドアの上につながっているワイヤーが、いきなり切れたんです。という事は、ドアはがたと落ちますよね。

けが人はいなかったものの、やはり、その消耗品に対して、ある程度、職員であったり、冷蔵庫を使っている会社もですけれども、消耗品に対する意識が薄いのか、それとも、もう古くなってきたんだというので終わってしまう、そこが悪いのかは分かりませんが、そういった少しのところではけがをする事態を招くこともありますので、修繕費がかかる市場ではあるにしても、やっぱり人のけがというのが一番起きてはならないことだと思いますので、管理棟のほうとしっかりそこを話ししながら、検査なり、維持管理を行っていただきたいというふうに要望したいと思います。

私の質疑は以上で終わります。ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第124号「決算の認定について」、議案第125号「決算の認定について」及び議案第127号「決算の認定について」の計3件について一括してお諮りし、次に、議案第126号「剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第128号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第129号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計3件について一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、本委員会に付託されました議案第124号「決算の認定について」、議案第125号「決算の認定について」及び議案第127号「決算の認定について」の計3件についてお諮りいたします。

議案第124号、議案第125号及び議案第127号の計3件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 赤平勇人委員、何号に異議がありますか。

○赤平勇人委員 議案第124号に異議があります。

○渡部伸広委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 それでは、議案第124号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第124号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立多数であります。

よって、議案第 124 号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 124 号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 124 号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第 126 号「剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第 128 号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第 129 号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計 3 件についてお諮りいたします。

各案件については、剰余金の処分及び決算の認定が 1 つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第 126 号、議案第 128 号及び議案第 129 号の計 3 件については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 126 号、議案第 128 号及び議案第 129 号の計 3 件については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、2 日間にわたり終始熱心に審査をしていただきまして、誠にありがとうございました。

そして、理事者の皆様におかれましても、誠意ある御答弁をしていただきまして、本当にお疲れさまでございました。

以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時36分閉会